

研究紀要

第十六輯

人権に関する 県民意識調査結果の分析

・人権に関する県民意識調査結果の経年変化とクロス表からの分析
— 絶対人権感覚の提唱 —

・ネット社会の問題と課題

・発達障害の特性を理解する

・人権意識と認知症高齢者の介護

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

Bulletin of
The Researches

第十六輯 刊行にあたって

兵庫県では、人権尊重の理念に関して、県民の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における教育及び啓発を進めてきました。

また、兵庫県・公益財団法人兵庫県人権啓発協会は、今後の効果的な人権に関する施策を検討するための基礎資料に資することを目的として、平成10年、15年、20年に続き、平成25年に四度目の「人権に関する県民意識調査」を実施しました。平成25年度の調査は、これまでの継続的な「女性」、「子ども」、「高齢者」などの人権課題の設問に加えて、「拉致問題」や「東日本大震災」などの新しい人権課題や「人権についての様々な考え方」などを新設して県民の意識動向の把握に努めました。

その結果、「今の日本は、人権が尊重されている社会である」に関して、肯定的意見は55.7%で前回に比して15.8%の増、否定的意見は15.8%で前回に比して7.9%の減でした。その一方で、「自分の権利ばかり主張して、他人の権利を尊重しない人が増えている」に関しては、肯定的意見は7割を超えていました。

このことから、県民の人権意識は、人権尊重の理念に対する正しい理解は進んできているものの、それが態度や行動に結びつくという点では、いまだ十分とはいえない現状が依然としてあること、また、県民の人権に対する考え方が多様化している現状も見えてきました。

そこで、本年度の研究テーマは、「人権に関する県民意識調査結果の分析」とし、本紀要においては、県民意識調査結果の経年比較や他の調査項目とのクロス集計を分析することで、兵庫県における人権問題の今日的課題を明らかにする「人権に関する県民意識調査結果の経年変化とクロス表からの分析」を初めとして、県民意識調査で県民の関心が高かった人権課題「ネット社会の問題と課題」、「発達障害の特性を理解する」、「人権意識と認知症高齢者の介護」について最新の知識・知見に基づいた情報を提供出来るように努めました。

最後になりましたが、この「研究紀要」の刊行にあたり、ご尽力いただきました研究推進委員会委員並びに執筆をしていただいた先生方に心よりお礼申し上げます。

平成27年3月

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

研究紀要第十六輯 目 次

人権に関する県民意識調査結果の分析

人権に関する県民意識調査結果の経年変化とクロス表からの分析 — 絶対人権感覚の提唱 —	鈴木正幸・添田晴雄・藤原靖浩	3
ネット社会の問題と課題	篠原嘉一	31
発達障害の特性を理解する	石川道子	49
人権意識と認知症高齢者の介護	白井キミカ	69
あとがき	野津隆志	87
研究推進委員会及び執筆者紹介.....		90

人権に関する
県民意識調査結果の分析

人権に関する県民意識調査結果の 経年変化とクロス表からの分析

— 絶対人権感覚の提唱 —

鈴木正幸・添田晴雄・藤原靖浩

はじめに	4
第1章 県民意識調査結果の分析	4
第1節 人権意識全般について	
第2節 人権侵害を受けた経験と対処方法	
第3節 インターネットによる人権侵害に関する意識	
第4節 障害のある人びとへの人権侵害に関する意識	
第5節 高齢者の人権侵害に関する意識	
第2章 県民意識調査から見る結婚観	18
第3章 絶対人権感覚の必要性	
— 幼児期からの人権教育 —	22
第1節 人の心も脳に在り	
第2節 脳の発達曲線	
第3節 人権教育は論理ではなく感性で—感育の提唱—	
第4節 絶対音感と絶対人権感覚	
おわりに	29

はじめに

兵庫県は平成 13 年に「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を策定し、あらゆる場において人権が尊重され県民すべてが互いに認め合いながら「共に生きる社会」を実現することを目指してきた。その一環として「人権に関する意識調査」がこれまで 4 回にわたって実施されている。そのうち、平成 15 年度に行った調査（以下では「H15 年」）、平成 20 年度に行った調査（以下では「H20 年」）、平成 25 年度に行った調査（以下では「H25 年」）の 3 回の調査では、互いに共通する設問項目が多い。これらを利用すれば兵庫県における 10 年間、または 5 年間の県民意識の経年比較が可能である。そこで、本稿の第 1 章では、これらの 3 つの調査をもとに兵庫県民の人権意識に関する経年比較を行う。そして、そのうち重要な点については、さらに H25 年調査のクロス集計も使いながら分析を進める。また、第 2 章では、それらを踏まえつつ、人生に大きな影響を与え、かつ、差別の「再生産」にもなりかねない結婚差別について論じ、さらに、第 3 章では、幼児期からの人権感覚の育成と「絶対人権感覚」の必要性について述べることにする。

第 1 章 県民意識調査結果の分析

第 1 節 人権意識全般について

図 1 県民一人ひとりの人権意識は 5 ～ 6 年前に比べて高くなっていると思うか

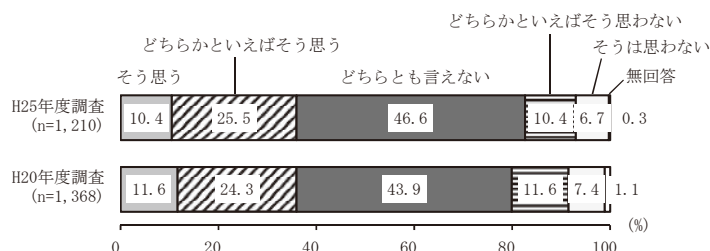


図2 5～6年前に比べて人権が侵害されることは減っていると思うか

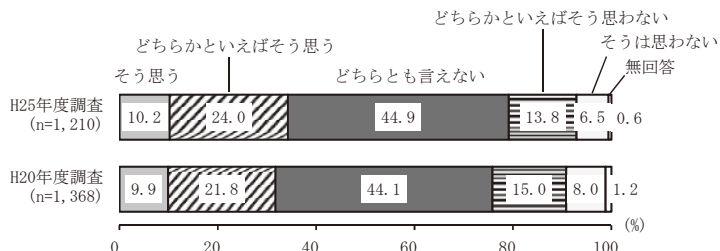


図1、2は、5～6年前に比べて県民の人権意識が高くなったと思うか、そして人権が侵害されることが減ったかを聞いた設問の回答結果である。いずれの設問についても、H20年とH25年では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合はほとんど変化していない。しかしながら、以下に触れるように、課題別に見てみると県民の人権意識には経年変化がみられる。そこでここでは、H25年においても、上記の2設問ともに、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合が、35%前後となっている点に注目したい。残りの約65%の県民は、5～6年前に比べて人権意識は高くなっているとは思っておらず、また、人権が侵害されることが減っているとは思っていないのである。それゆえ、人権意識を高める啓発活動や人権侵害をなくしていくための施策は今後も強く求められると考えられる。

次ページの図3は、人権問題への関心を課題別に経年比較したグラフである。H15年から急増しているのは「インターネット（パソコン、スマートフォンなど）による人権侵害の問題」である。しかも、H25年では46.6%と、すべての課題の中でもっとも高い割合を示している。また、「障害のある人に関する問題」もH15年からH20年にかけて割合が増加し、H25年には、「インターネット」の割合に迫る第2位の46.3%となっている。一方、「高齢者に関する問題」は、H15年に38.0%であったのに対し、H20年には50.4%に急増し、H20年の項目の中では第1位を占めるようになった。H25になるとその割合は38.4%に減少してH15年の割合に近くなっているものの、H25年の項目の中では依然第3位を占めている。なお、県民の関心が高いこれらの3つの項目については、本章の後の節でクロス集計を使って分析を行うことにする。さらに、これらの3つの課題については、本紀要編集委員会の判断として、統計的な分析に留めず、それぞれの専門家の立場からも詳細に論じていただく必要があるとされたことから、本紀要の別の箇所において関連論文が記載されることになっている。そちらも合わせて参照していただくとありがたい。

なお、図3において、経年により関心が減少しているのは、「北朝鮮当局によって拉致された被害者に対する問題」「犯罪被害者に関する問題」「環境と人にかかわる問題」「エイズ患者・HIV（エイズ・ウィルス）感染者に関する問題」などである。いずれも、マス・メディア上における関心の減少に伴った減少であると考えられる。しかし、これらの課題はどれも解決されてはおらず、現象としてはむしろ悪化していると懸念されるものもあり、引き続き丁寧な啓発活動が必要であると言えよう。

図3 特に関心がある人権問題（経年比較）

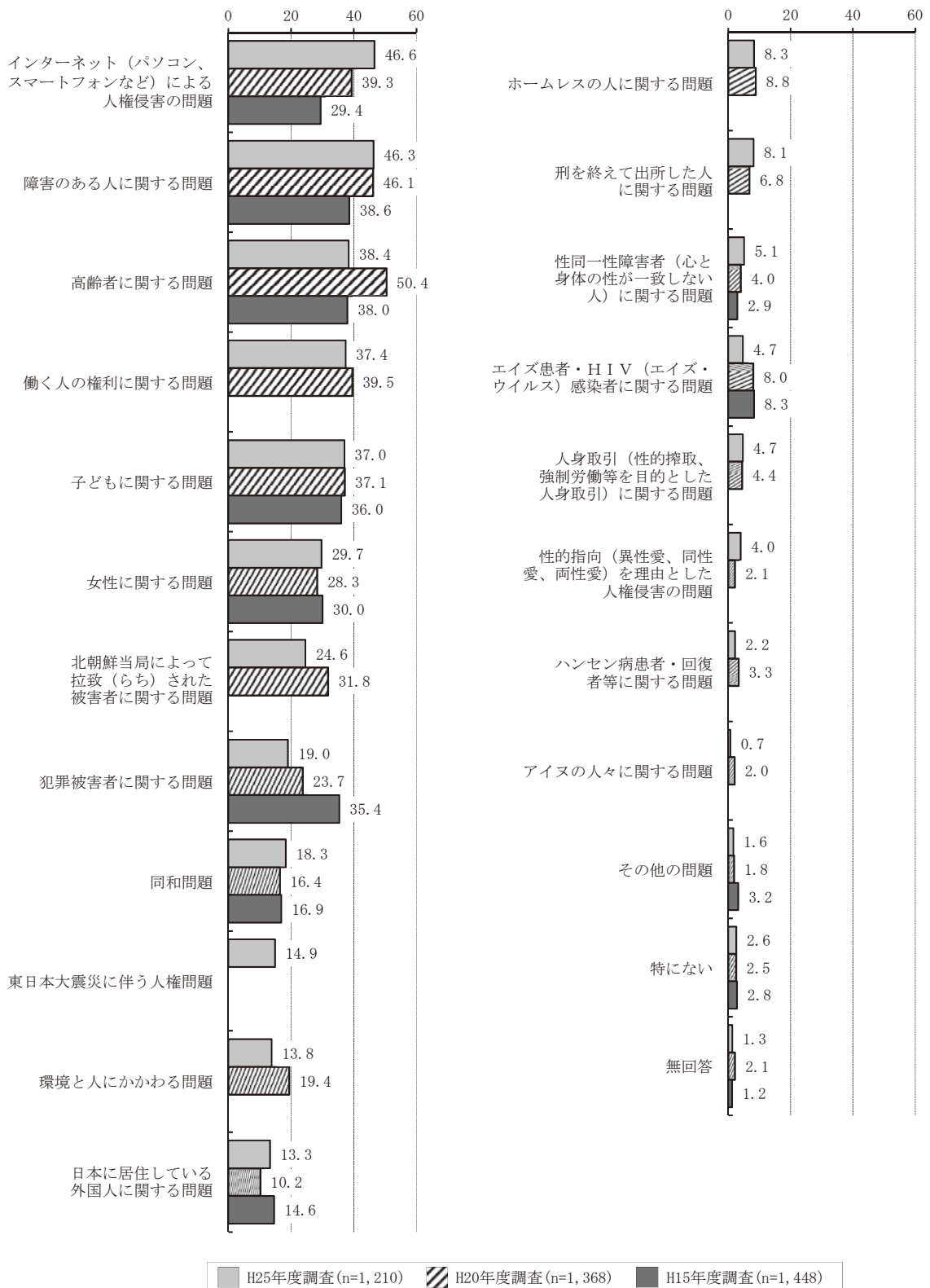
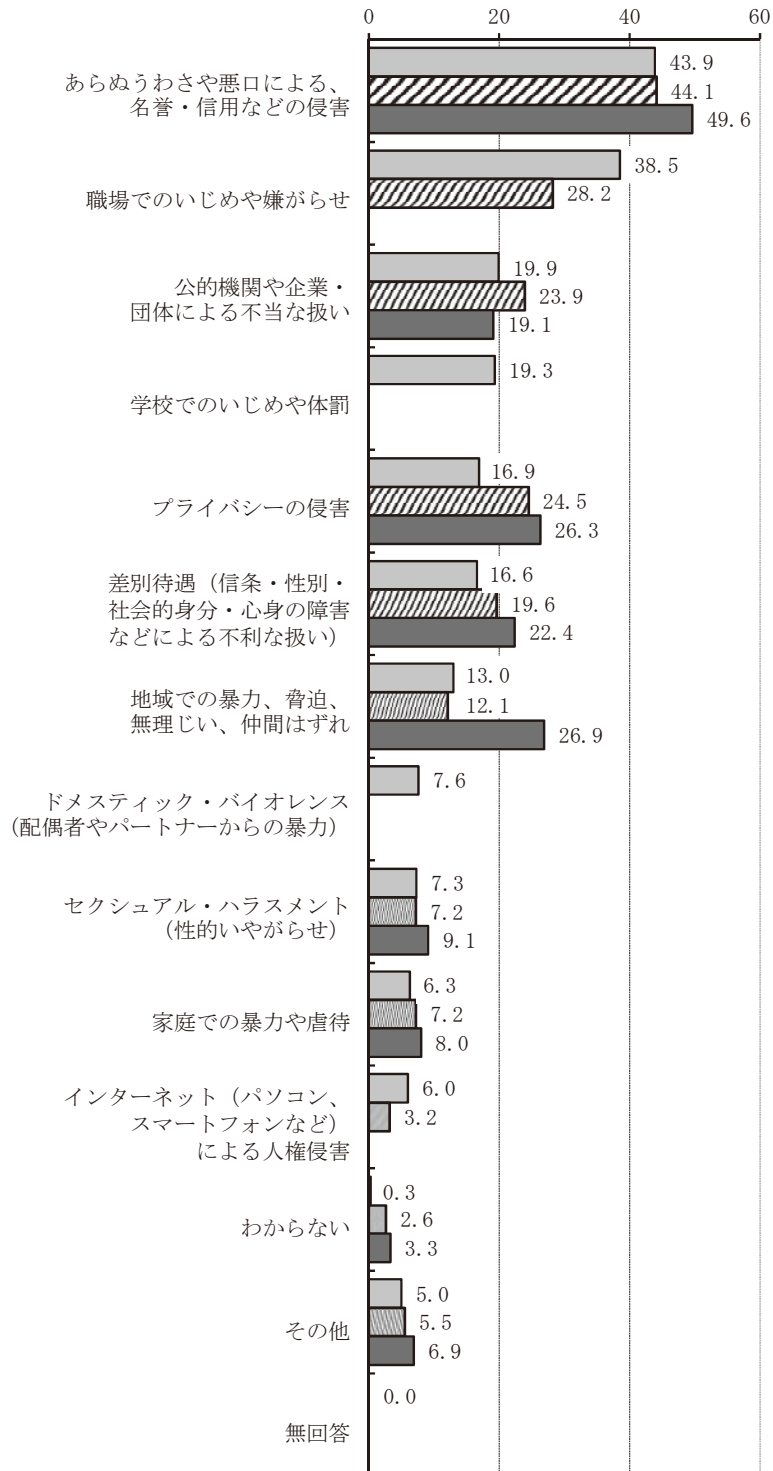
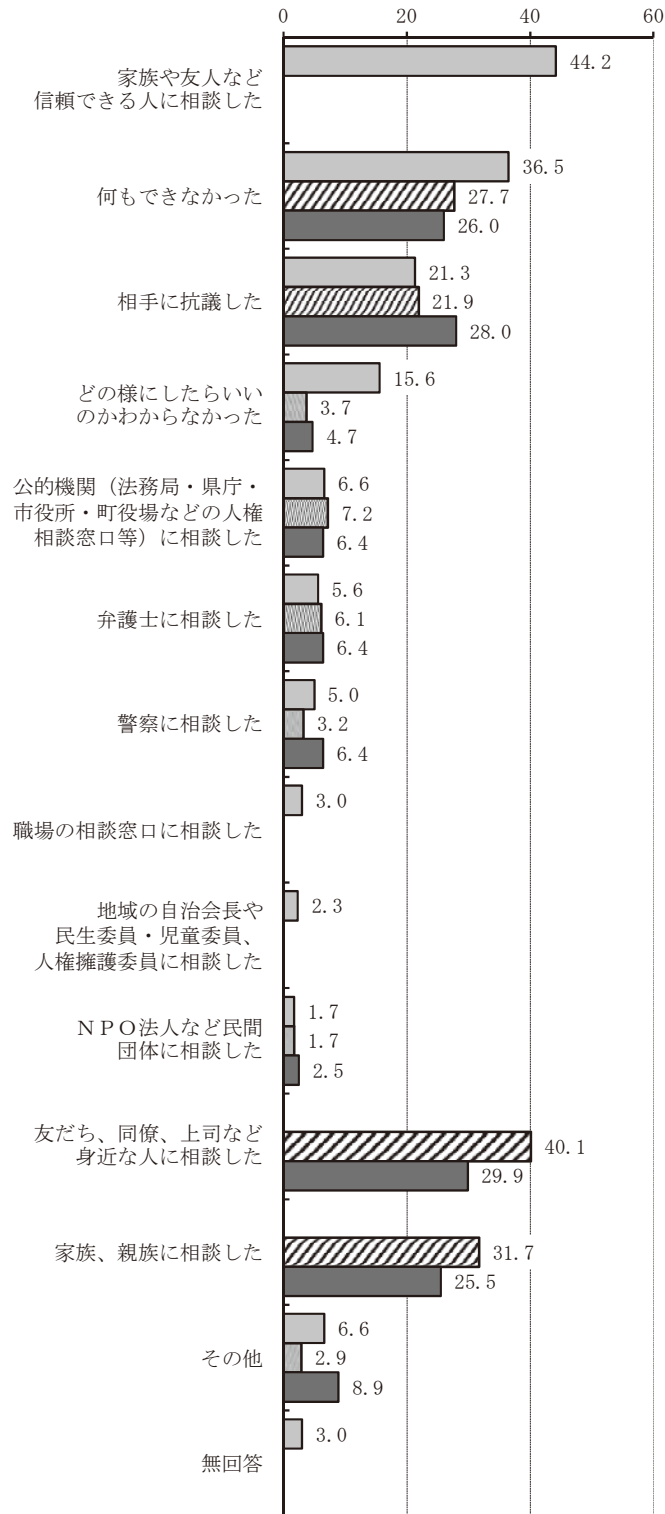


図4 今までにあった人権侵害の内容



■ H25年度調査 (n=301) ▨ H20年度調査 (n=347) ■ H15年度調査 (n=361)

図5 人権侵害があったときの対応



■ H25年度調査 (n=301) ▨ H20年度調査 (n=347) ■ H15年度調査 (n=361)

第 2 節 人権侵害を受けた経験と対処方法

前々ページの図 4 は、今までに自分が受けた人権侵害の内容の経年比較である。「あらぬうわさや悪口による、名誉・信用などの侵害」は、H15 年に比較してやや減少しているものの、H25 年においても他項目と比べてもっとも割合が高くなっており、約 45% となっている。「職場でのいじめや嫌がらせ」は、H20 年から増加しており、H25 年では約 39% と同年項目では第 2 位となっている。職場における人権侵害の実態は、昨今「パワーハラスメント」「職場いじめ」という言葉が一般化することにより顕在化するようになった。また、「ブラック企業」「派遣切り」と呼ばれる社会現象もその背景にあるものと思われる。

一方、H15 年に比べて大きく減少しているのが、「地域での暴力、脅迫、無理じい、仲間はずれ」である。また、「差別待遇（信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い）」と「プライバシーの侵害」も割合が減少している。好ましい傾向であると言える。しかし、たとえば、後述するように結婚差別や高齢者への人権侵害の実態を詳しく見てみると、課題はまだまだ山積しており、今後も啓発や人権侵害予防に向けた施策の手を弛めるわけにはいかない。

前ページの図 5 は、人権侵害があったときの対応に関する経年比較のグラフである。なお、H20 年までの「友だち、同僚、上司など身近な人に相談した」「家族、親族に相談した」の選択肢の項目が、H25 年では改変され、「家族や友人など信頼できる人に相談した」「職場の相談窓口相談した」などの新項目による選択肢となっている。それゆえ、これらの項目についての単純な経年比較はできない。しかしながら、おおよその傾向はつかめる。すなわち、「家族や友人など信頼できる人に相談した」などの項目の割合がどの調査でも高くなっており、H25 年でも、約 44% と第 1 位となっていることが指摘できる。

一方、「相手に抗議した」の割合が H15 年から減少しており、また、「何もできなかった」の割合が増加している点は看過できない。人権問題が見えにくくなったり、被害を受けた人たちが無力感を増加させたりすることが懸念され、差別の陰湿化にもつながりかねない。一方、「公的機関（法務局・県庁・市役所・町役場などの人権相談窓口）に相談した」の割合が、いずれの年の調査においても、6～7% といった低い数値で推移しており、公的機関における相談窓口の充実と、こうしたサービスの周知が今後も求められるであろう。

次ページの表 1 は、自分が受けた人権侵害の内容と対処方法に関する回答のクロス集計である。表中の割合を縦に比較すると、「警察に相談した」人権侵害の内容で、もっとも高いのが「インターネット（パソコン、スマートフォンなど）による人権侵害」で 22.2%、続いて「セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）」18.2%、「プライバシーの侵害」17.6%、「地域での暴力、脅迫、無理じい、仲間はずれ」15.4% となっていた。また、「公的機関に相談した」では、「セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）」18.2% ともっとも高く、「インターネット（パソコン、スマートフォンなど）による人権侵害」16.7%、「差別待遇（信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い）」16.0%、「家庭での暴力や虐待」15.8% と

なっている。「相手に抗議した」で最も高い割合は「公的機関や企業・団体による不当な扱い」31.7%であり、逆にもっとも低いのは「ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）」17.4%、次いで「セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）」18.2%であった。「何もできなかった」では、もっとも高いのが「家庭での暴力や虐待」63.6%、次いで「インターネット（パソコン、スマートフォンなど）による人権侵害」であった。「どの様にしたらいいかわからなかった」で、もっとも高かったのが「インターネットによる人権侵害」33.3%、次いで「家庭での暴力や虐待」31.6%、「プライバシーの侵害」29.4%であった。

表1 人権侵害の内容と対応方法のクロス集計

問4-2×問4-1

問4-2 人権侵害への対処方法 問4-1 どのような人権侵害を受けたか		総数	1 家族や友人など信頼できる人に相談した	2 警察に相談した	3 弁護士に相談した	4 公的機関に相談した	5 地域の自治会長や民生委員・児童委員	6 NPO法人など民間団体に相談した	7 職場の相談窓口	8 相手に抗議した	9 何もできなかった	10 からの様な感じが分かった	11 その他	回答なし
全体		301 100.0	133 44.2	15 5.0	17 5.6	20 6.6	7 2.3	5 1.7	9 3.0	64 21.3	110 36.5	47 15.6	20 6.6	9 3.0
1	あらぬうわさや悪口による、名誉・信用などの侵害	132 100.0	64 48.5	10 7.6	11 8.3	11 8.3	5 3.8	4 3.0	2 1.5	33 25.0	55 41.7	23 17.4	8 6.1	4 3.0
2	公的機関や企業・団体による不当な扱い	60 100.0	26 43.3	5 8.3	6 10.0	8 13.3	3 5.0	2 3.3	1 1.7	19 31.7	25 41.7	11 18.3	7 11.7	1 1.7
3	地域での暴力、脅迫、無理じい、仲間はずれ	39 100.0	20 51.3	6 15.4	3 7.7	6 15.4	3 7.7	3 7.7	-	9 23.1	16 41.0	8 20.5	3 7.7	2 5.1
4	職場でのいじめや嫌がらせ	116 100.0	60 51.7	5 4.3	6 5.2	11 9.5	3 2.6	4 3.4	7 6.0	25 21.6	43 37.1	20 17.2	7 6.0	3 2.6
5	家庭での暴力や虐待	19 100.0	10 52.6	2 10.5	2 10.5	3 15.8	1 5.3	3 15.8	1 5.3	5 26.3	12 63.2	6 31.6	-	-
6	差別待遇(信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い)	50 100.0	25 50.0	4 8.0	5 10.0	8 16.0	3 6.0	2 4.0	2 4.0	13 26.0	21 42.0	7 14.0	2 4.0	1 2.0
7	プライバシーの侵害	51 100.0	23 45.1	9 17.6	4 7.8	8 15.7	2 3.9	3 5.9	-	15 29.4	21 41.2	15 29.4	2 3.9	1 2.0
8	セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)	22 100.0	13 59.1	4 18.2	3 13.6	4 18.2	2 9.1	2 9.1	1 4.5	4 18.2	8 36.4	6 27.3	1 4.5	-
9	学校でのいじめや体罰	58 100.0	30 51.7	5 8.6	2 3.4	7 12.1	3 5.2	2 3.4	1 1.7	16 27.6	27 46.6	12 20.7	1 1.7	-
10	ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)	23 100.0	12 52.2	3 13.0	2 8.7	3 13.0	1 4.3	3 13.0	-	4 17.4	11 47.8	6 26.1	-	3 13.0
11	インターネット(パソコン、スマートフォンなど)による人権侵害	18 100.0	11 61.1	4 22.2	1 5.6	3 16.7	2 11.1	2 11.1	-	4 22.2	9 50.0	6 33.3	-	-
12	わからない	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-
13	その他	15 100.0	4 26.7	1 6.7	3 20.0	-	1 6.7	-	-	1 6.7	2 13.3	1 6.7	4 26.7	2 13.3
回答無し		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

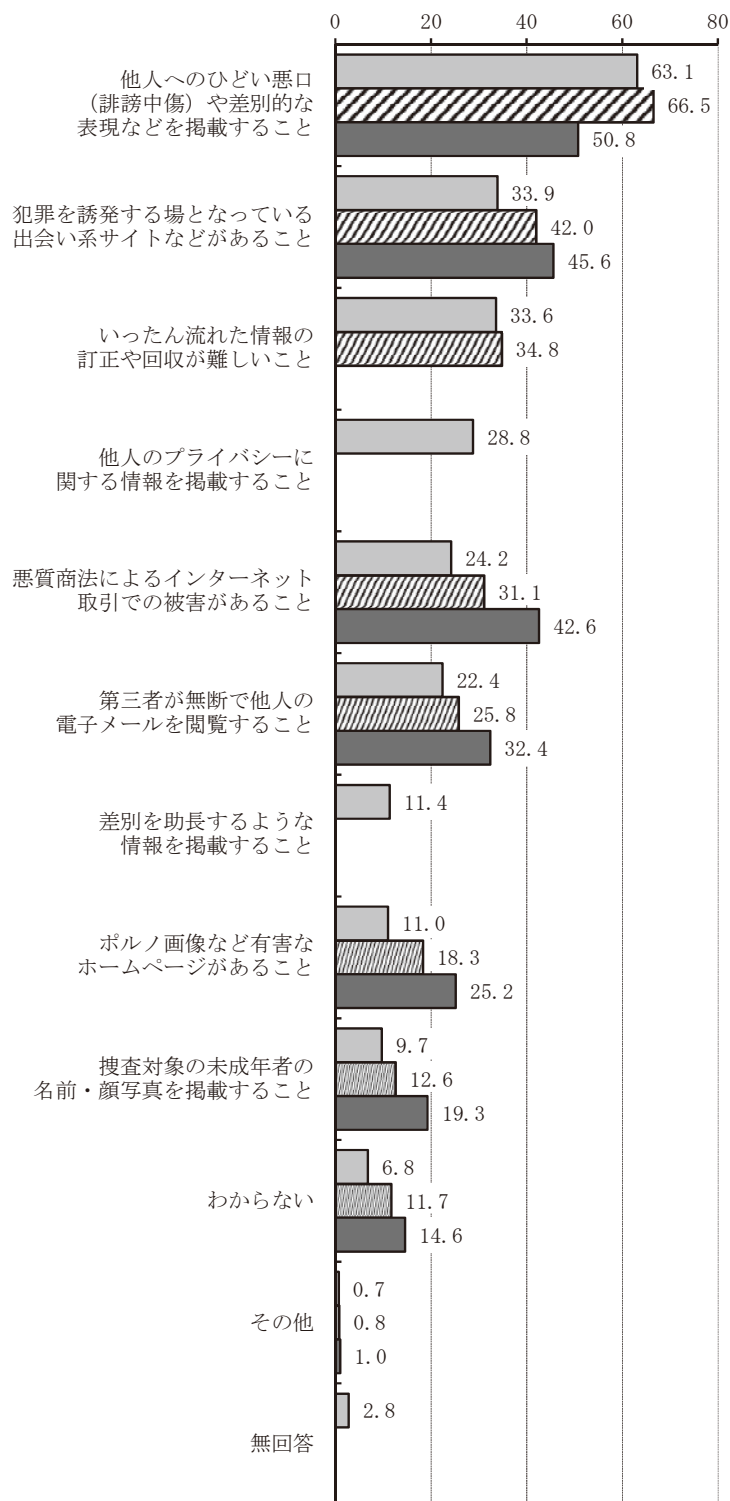
これらを入権侵害の内容別に整理し直すと次のようになる。「家庭での暴力や虐待」を受けた場合は、「何もできなかった」「どの様にしたらいいか分からなかった」の割合が他の項目に比べて高く、また、「公的機関に相談した」「NPO法人など民間団体に相談した」割合も相対的に高くなっている。「セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）」の場合は、「相手に抗議した」の割合が相対的に低く、「警察に相談した」「弁護士に相談した」「公的機関に相談した」「地域の自治会長や民生委員・児童委員に相談した」などが相対的に高くなっていた。「インターネット（パソコン、スマートフォンなど）による人権侵害」の場合は、「何もできなかった」「どの様にしたらいいか分からなかった」が相対的に高く、「家族や友人など信頼できる人に相談した」「警察に相談した」「公的機関に相談した」「地域の自治会長や民生委員・児童委員に相談した」なども相対的に高くなっていた。人権侵害が起こったときに、その内容に応じて、公の機関・団体等が果たすべき役割の特徴がよく表れていると言える。一方、「学校でのいじめや体罰」については、「公的機関に相談した」「NPO法人など民間団体に相談した」の割合が他の選択肢に比べて相対的に低くなっており、いじめや体罰が起こったときの相談窓口の充実が今後の課題として浮かび上がっている。

第3節 インターネットによる人権侵害に関する意識

次ページの図6は、インターネットを悪用した人権侵害について特に問題があると思うことについての回答結果の経年比較グラフである。「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」「悪徳商法によるインターネット取引での被害があること」「第三者が無断で他人の電子メールを閲覧すること」「ポルノ画像など有害なホームページがあること」「捜査対象の未成年者の名前・顔写真を掲載すること」などでは、H15年から割合が減少している。「わからない」の割合も減少しており、インターネットに関わるこれらの問題については、県民の間である程度認知され、あるいは、一定の対策なり心構えが浸透してきたように思える。一方、H25年に着目すると、「他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などを掲載すること」が63.1%と最も高く、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」が33.9%、「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」が33.6%、「他人のプライバシーに関する情報を掲載すること」が28.8%となっている。本紀要では別の論者が「ネット社会の問題と課題」を執筆しているが、今後、これらの問題への対策がますます重要になってくるものと思われる。

なお、H25年の回答を性別・年齢別にクロス集計したものが表2である。ポルノを除けば男女間にあまり差はない。また、概して、高い年齢層にとってはインターネットの犯罪的要素に関心がある傾向にあるが、若い年齢層では、いったん流れた情報の訂正や回収、プライバシーの問題など、気づかずに起こしてしまう人権侵害に関心が高くなっている。これらは、自分自身のまわりの人々からの被害体験の見聞を反映しているものと思われる。

図6 インターネットを悪用した人権侵害について特に問題があると思うこと



■ H25年度調査 (n=1, 210) ▨ H20年度調査 (n=1, 368) ■ H15年度調査 (n=1, 448)

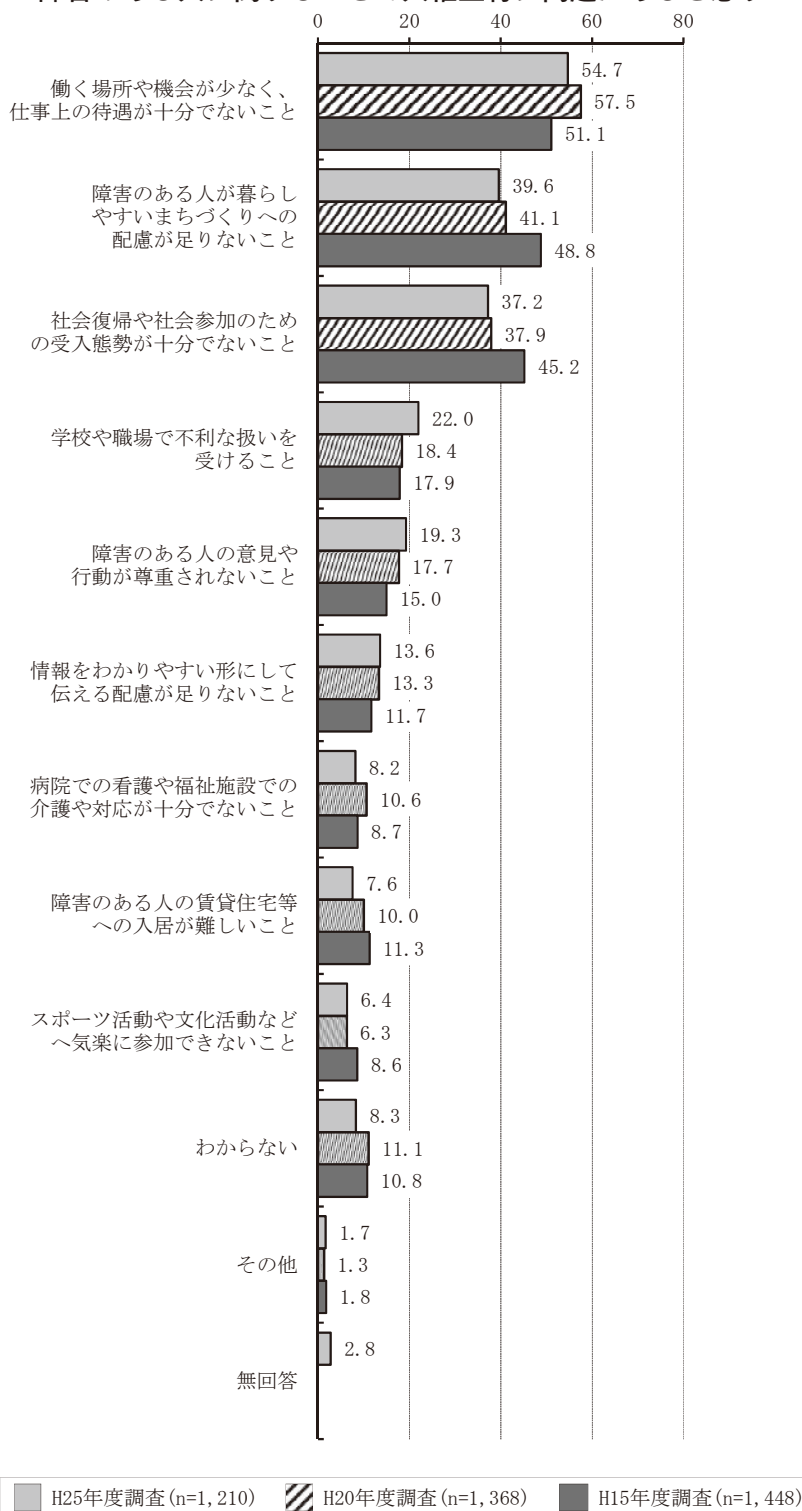
表2 インターネットを悪用した人権侵害について（性別・年齢別）

問13 インターネットを悪用した人権侵害について

		総 数	1 差 他 人 へ の 表 現 ・ 悪 口 や	2 名 前 ・ 顔 写 真 ・ 年 者 の	3 電 子 メ ー ル を 断 他 人 の	4 な 犯 罪 を 誘 発 す る 場 と	5 ホ ー ム ペ ー ジ ・ 有 害 な	6 タ ー ゲ ッ ト に よ る イ ン ・	7 訂 正 や 回 取 り 消 し の	8 情 報 を 漏 れ た こ と な	9 関 心 す る 情 報 ・ イ ン ・	10 わ か ら な い	11 そ の 他	回 答 無 し
性別	全体	1210 100	763 63.1	117 9.7	271 22.4	410 33.9	133 11	293 24.2	406 33.6	138 11.4	348 28.8	82 6.8	9 0.7	34 2.8
	男性	523 100	336 64.2	53 10.1	119 22.8	171 32.7	43 8.2	133 25.4	176 33.7	65 12.4	151 28.9	33 6.3	4 0.8	15 2.9
	女性	618 100	389 62.9	60 9.7	137 22.2	212 34.3	80 12.9	143 23.1	209 33.8	65 10.5	176 28.5	45 7.3	3 0.5	15 2.4
	性別不明	69 100	38 55.1	4 5.8	15 21.7	27 39.1	10 14.5	17 24.6	21 30.4	8 11.6	21 30.4	4 5.8	2 2.9	4 5.8
年齢	20歳代	83 100	58 69.9	8 9.6	17 20.5	20 24.1	5 6	20 24.1	41 49.4	9 10.8	34 41	2 2.4	-	-
	30歳代	151 100	113 74.8	15 9.9	38 25.2	43 28.5	15 9.9	23 15.2	62 41.1	23 15.2	48 31.8	4 2.6	1 0.7	1 0.7
	40歳代	197 100	138 70.1	21 10.7	37 18.8	65 33	30 15.2	47 23.9	81 41.1	31 15.7	56 28.4	6 3	1 0.5	3 1.5
	50歳代	200 100	132 66	17 8.5	47 23.5	65 32.5	16 8	62 31	68 34	23 11.5	65 32.5	5 2.5	-	5 2.5
	60歳代	298 100	173 58.1	31 10.4	70 23.5	105 35.2	37 12.4	71 23.8	96 32.2	24 8.1	82 27.5	32 10.7	3 1	5 1.7
	70歳以上	225 100	118 52.4	21 9.3	51 22.7	90 40	22 9.8	56 24.9	40 17.8	21 9.3	43 19.1	29 12.9	2 0.9	19 8.4
	年齢不明	56 100	31 55.4	4 7.1	11 19.6	22 39.3	8 14.3	14 25	18 32.1	7 12.5	20 35.7	4 7.1	2 3.6	1 1.8

第4節 障害のある人びとへの人権侵害に関する意識

図7 障害のある人に関することで人権上特に問題があると思うこと



前ページの図7は、障害のある人に関することで人権上特に問題があると思うことについての経年変化のグラフである。「障害のある人が暮らしやすいまちづくりへの配慮が足りないこと」と「社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でないこと」の割合がH15年からやや減少しているが、これらのH25年の割合は全体の中で第2位(39.6%)と第3位(37.2%)を占めており、第1位の「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でないこと」(54.7%)に続いている。形式的に「平等」に扱うことに留まらず、障害のある人びとを積極的に支援することが障害のある人びとに対する人権侵害をなくしていくことに繋がるという県民の意識が読み取れる。障害のある人びとに対する支援施策がさまざまに実施されているが、これらのデータはそれらの施策を実施する意義を根拠づけていると言える。

これを性別・年齢別に分析したのが表3である。どの年齢でも似た傾向を示しており、20歳代から70歳代までほぼ共通した問題意識をもっていることが特徴として挙げられる。障害のある人びとへの人権侵害をなくすためには、障害の特性に関する正しい理解と継続的な支援が必要不可欠である。障害のある人びとの特性と具体的な支援については、本紀要で別の執筆者が担当している「発達障害の特性を理解する」も参照されたい。

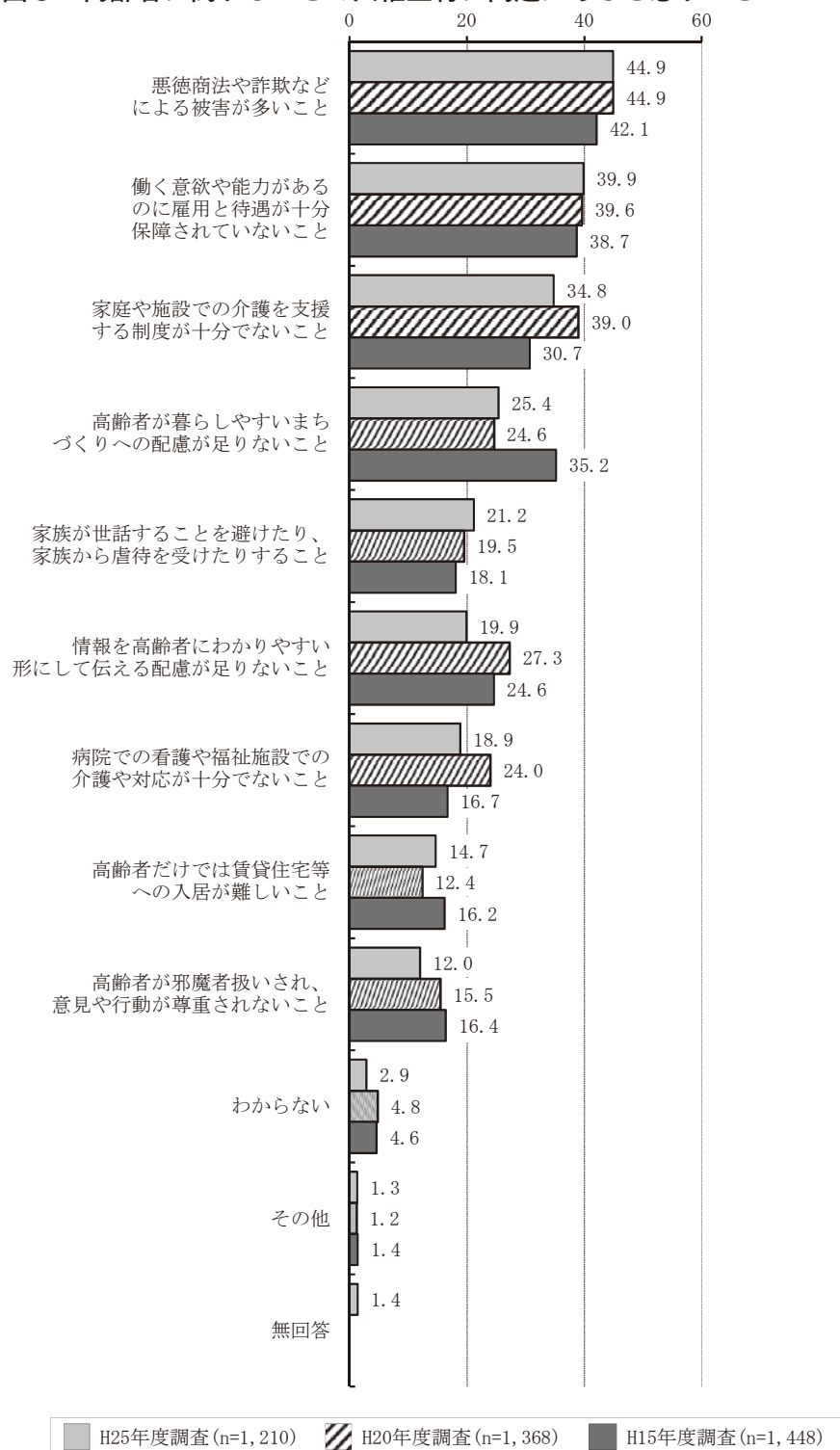
表3 障害のある人に関することで人権上特に問題があると思うこと（性別・年齢別）

問9 障害のある人に関すること

		総数	1 べ ー 路 の 差 設 置 ・ エ ・ レ	2 く ・ 場 ・ 所 ・ や 機 会 が 少 な	3 い 学 校 を 受 け 職 場 で 不 利 な 扱	4 宅 障 害 ・ の あ る 人 の 賃 賃 住	5 設 病 院 で の ・ 看 護 や 福 祉 施	6 動 ス ポ ー ツ ・ 活 ・ 動 や 文 化 活	7 た 社 会 の 復 ・ 帰 ・ ・ 社 会 参 加 の	8 に 情 報 を わ ・ か ・ り や す い 形	9 行 障 害 が ・ あ る 人 の 意 見 や	10 わ か ら な い	11 そ の 他	回 答 無 し
性別	全体	1,210 100.0	479 39.6	662 54.7	266 22.0	92 7.6	99 8.2	78 6.4	450 37.2	164 13.6	234 19.3	100 8.3	21 1.7	34 2.8
	男性	523 100.0	212 40.5	296 56.6	131 25.0	38 7.3	46 8.8	34 6.5	207 39.6	73 14.0	102 19.5	38 7.3	7 1.3	11 2.1
	女性	618 100.0	244 39.5	329 53.2	121 19.6	47 7.6	50 8.1	42 6.8	214 34.6	83 13.4	118 19.1	55 8.9	13 2.1	19 3.1
	性別不明	69 100.0	23 33.3	37 53.6	14 20.3	7 10.1	3 4.3	2 2.9	29 42.0	8 11.6	14 20.3	7 10.1	1 1.4	4 5.8
年齢	20歳代	83 100.0	34 41.0	42 50.6	31 37.3	2 2.4	4 4.8	6 7.2	25 30.1	10 12.0	22 26.5	5 6.0	2 2.4	—
	30歳代	151 100.0	56 37.1	84 55.6	41 27.2	15 9.9	10 6.6	5 3.3	57 37.7	21 13.9	38 25.2	5 3.3	4 2.6	2 1.3
	40歳代	197 100.0	76 38.6	115 58.4	67 34.0	19 9.6	13 6.6	14 7.1	68 34.5	25 12.7	35 17.8	20 10.2	2 1.0	2 1.0
	50歳代	200 100.0	82 41.0	115 57.5	36 18.0	11 5.5	20 10.0	16 8.0	84 42.0	31 15.5	36 18.0	16 8.0	4 2.0	3 1.5
	60歳代	298 100.0	116 38.9	165 55.4	48 16.1	23 7.7	32 10.7	18 6.0	122 40.9	28 9.4	55 18.5	29 9.7	6 2.0	11 3.7
	70歳以上	225 100.0	96 42.7	109 48.4	31 13.8	15 6.7	18 8.0	17 7.6	69 30.7	43 19.1	35 15.6	21 9.3	2 0.9	15 6.7
	年齢不明	56 100.0	19 33.9	32 57.1	12 21.4	7 12.5	2 3.6	2 3.6	25 44.6	6 10.7	13 23.2	4 7.1	1 1.8	1 1.8

第5節 高齢者の人権侵害に関する意識

図8 高齢者に関することで人権上特に問題があると思うこと



前ページの図8は、高齢者に関することで人権上特に問題があると思うことに関する経年比較のグラフである。H15年に比べると、「高齢者が暮らしやすいまちづくりへの配慮が足りないこと」「情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りないこと」の割合がやや減少している。一方、H25年の割合が高かったのが、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」44.9%、「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分に保障されていないこと」39.9%、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」34.8%などである。兵庫県も今後ますます高齢者の人口に占める割合が増加していく観点からも、高齢者に対する人権施策を充実させていく必要がある。

なお、H25年の回答結果を性別・年齢別にクロス集計したのが表4である。おおむね、高齢者の問題意識については、性別や年齢別によるばらつきはそれほど見られず、ある程度、社会全体で問題意識が共有されていると思われる。なお、本紀要では、高齢者の抱える課題の1つとして認知症に焦点を当て、「人権意識と認知症高齢者の介護」において詳しく述べているので、こちらも参照されたい。

表4 高齢者に関することで人権上特に問題があると思うこと（性別・年齢別）

問8 高齢者に関すること

		総数	1 べ ー 路 の 差 解 消 ・ エ ・ レ	2 の 働 ・ 意 ・ 欲 ・ や 能 力 が あ る	3 宅 高 等 ・ 者 ・ だ け で は 賃 貸 住	4 よ 悪 徳 被 害 法 が ・ 詐 ・ 欺 ・ な ど に	5 設 病 院 の ・ の ・ 看 ・ 福 祉 施	6 れ 高 ・ ・ が ・ 邪 魔 者 扱 い さ	7 支 家 援 庭 ・ ・ 施 ・ 設 の 介 護 を	8 や 情 報 を 形 高 ・ ・ に わ か り	9 を 家 族 が た り 話 ・ ・ を ・ ・ こ と	10 わ か ら な い	11 そ の 他	回 答 無 し
性別	全体	1,210 100.0	307 25.4	483 39.9	178 14.7	543 44.9	229 18.9	145 12.0	421 34.8	241 19.9	257 21.2	35 2.9	16 1.3	17 1.4
	男性	523 100.0	134 25.6	213 40.7	67 12.8	243 46.5	80 15.3	73 14.0	171 32.7	93 17.8	121 23.1	16 3.1	5 1.0	9 1.7
	女性	618 100.0	154 24.9	247 40.0	105 17.0	272 44.0	134 21.7	66 10.7	223 36.1	136 22.0	122 19.7	16 2.6	8 1.3	7 1.1
	性別不明	69 100.0	19 27.5	23 33.3	6 8.7	28 40.6	15 21.7	6 8.7	27 39.1	12 17.4	14 20.3	3 4.3	3 4.3	1 1.4
	年齢	83 100.0	18 21.7	37 44.6	9 10.8	36 43.4	14 16.9	11 13.3	25 30.1	12 14.5	22 26.5	4 4.8	-	1 1.2
年齢	20歳代	151 100.0	36 23.8	55 36.4	21 13.9	65 43.0	31 20.5	21 13.9	59 39.1	25 16.6	38 25.2	3 2.0	3 2.0	2 1.3
	30歳代	197 100.0	38 19.3	89 45.2	32 16.2	91 46.2	44 22.3	16 8.1	81 41.1	37 18.8	40 20.3	7 3.6	5 2.5	1 0.5
	40歳代	200 100.0	54 27.0	83 41.5	34 17.0	91 45.5	45 22.5	25 12.5	77 38.5	46 23.0	39 19.5	5 2.5	1 0.5	1 0.5
	50歳代	298 100.0	80 26.8	125 41.9	41 13.8	116 38.9	49 16.4	44 14.8	95 31.9	57 19.1	65 21.8	10 3.4	3 1.0	4 1.3
	60歳代	225 100.0	68 30.2	74 32.9	37 16.4	121 53.8	33 14.7	22 9.8	59 26.2	56 24.9	42 18.7	4 1.8	1 0.4	8 3.6
	70歳以上	56 100.0	13 23.2	20 35.7	4 7.1	23 41.1	13 23.2	6 10.7	25 44.6	8 14.3	11 19.6	2 3.6	3 5.4	-
	年齢不明	56 100.0	13 23.2	20 35.7	4 7.1	23 41.1	13 23.2	6 10.7	25 44.6	8 14.3	11 19.6	2 3.6	3 5.4	-

ここまで、インターネット、障害のある人、高齢者という「人権に関する意識調査」において関心の高かった3つの項目についての経年比較とクロス集計の結果を基に考察してきた。時代や年齢層によって変化している側面と、時代を通して重要な課題として施策として今後も取り組むことが望まれる側面の両面があることが確認できた。次章では、未だに根強いと思われる結婚差別について県民意識調査から述べることにする。

第2章 県民意識調査から見る結婚観

結婚という行為は、結婚する当事者それぞれの人生を大きく左右する。また、結婚は基本的には当事者ふたりに関わる営みであるが、日本では、そして多かれ少なかれ世界の多くの文化では、当事者ふたりのそれぞれの親族を巻き込んだ営みであるとも考えられる傾向にある。それゆえ、両親をはじめ親族がもっていた古い考え方や価値観が、結婚を契機に若者の間に「再生産」されてしまう可能性がある。残念なことに差別意識も「再生産」される可能性が少なくない。結婚差別には、いわゆる同和地区に関わる差別の他にも、国籍や民族、宗教による差別、被爆者に対する差別などがあり、最近では性的指向に関わる新たな問題提起もある。このように問題は多岐にわたっているが差別の構造については共通するものがあると言える。そのなかで兵庫県の人権意識調査では、いわゆる同和地区に関わる結婚差別について県民の意識調査を行ってきており、4回の調査結果の蓄積がある。そこで、本章では、この調査をもとに同和問題に関わる結婚差別について考察していくことにする。

次ページの図9は、同和問題に関して今特に起きていると思う人権問題についての経年比較のグラフである。「身元調査を実施すること」の割合が少しだけ減少しているが、その代わりに「インターネットを悪用した差別的な情報の掲載があること」「差別的な言動があること」はむしろ増加している。そして、「結婚問題での周囲からの反対があること」「いわゆる同和地区への居住の敬遠があること」については、H15年から割合がほぼ変わっておらず、それぞれ第1位、第2位となっている。平成26年にリリースされたDVD 兵庫県人権啓発ドラマ『あなたに伝えたいこと』は、「インターネット時代における同和問題」をテーマにいわゆる同和地区出身者の結婚に関する人権問題を題材として取り上げているが、上記の調査結果から明らかになった実態を踏まえたものとなっていると言えよう。

次々ページの図10は、結婚しようとする相手がいわゆる同和地区の人であると分かった場合にどのような決断をするかを問うた設問に対する回答の経年比較をグラフにしたものである。相手の人がいわゆる同和地区の人であっても「自分の意思を貫いて結婚する」と答えた割合が、H20年に19.0%だったものがH25年には15.5%に減少している。なお、H15年の調査では、この質問を未成年者に限って聞いているので、平成15年と他の年の調査との割合の比較は単純にはできない。また、「自分の意思を貫いて結婚する」と「できるだけ理解を得て自分の意思を貫いて結婚する」との合計では、H20年が48.2%であったのに対して、

25 年には 47.8% となっており、数値は増加するのではなく逆に減少してしまっている。

図9 いわゆる同和問題に関して今特に起きていると思う人権問題

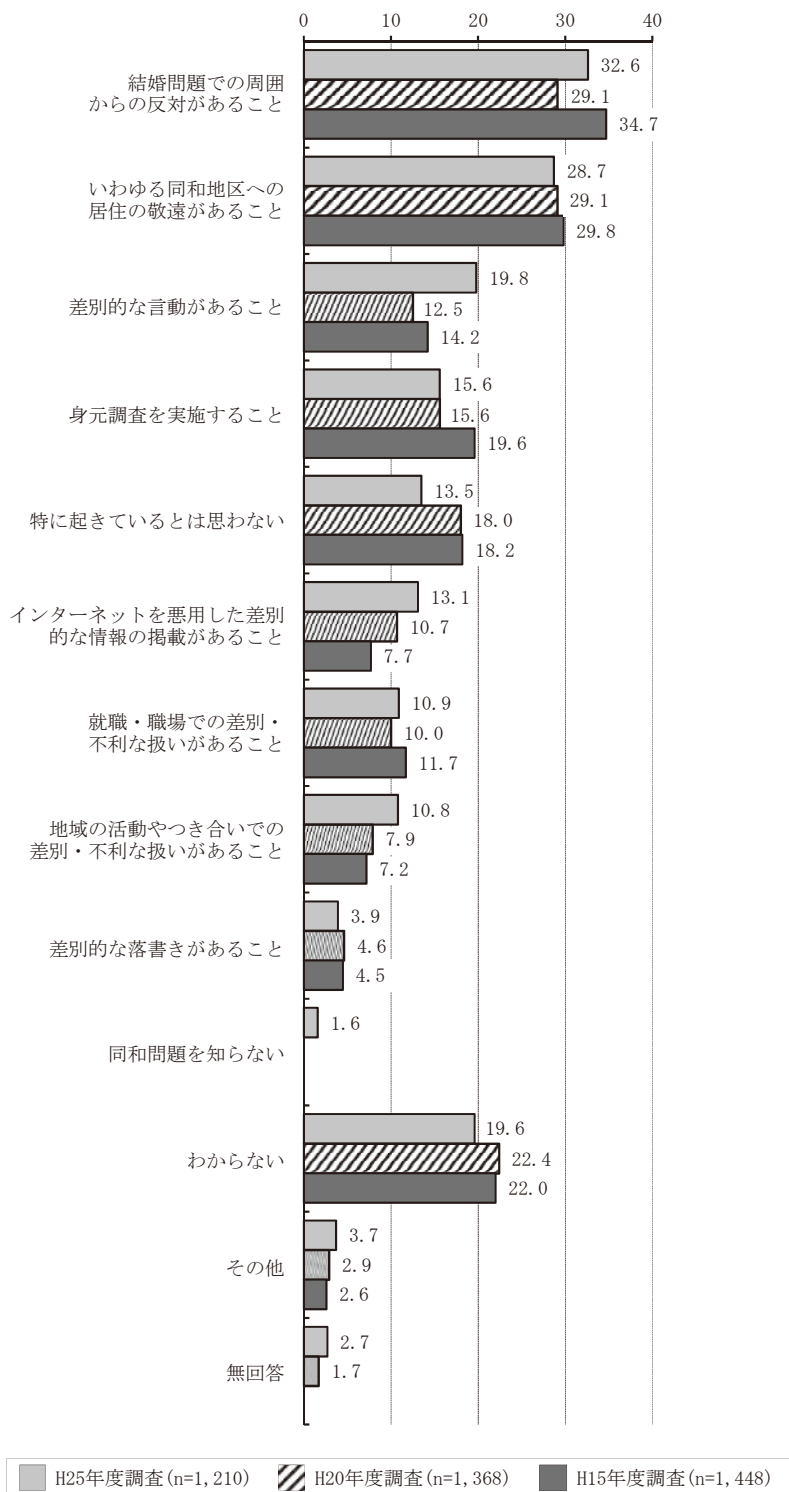
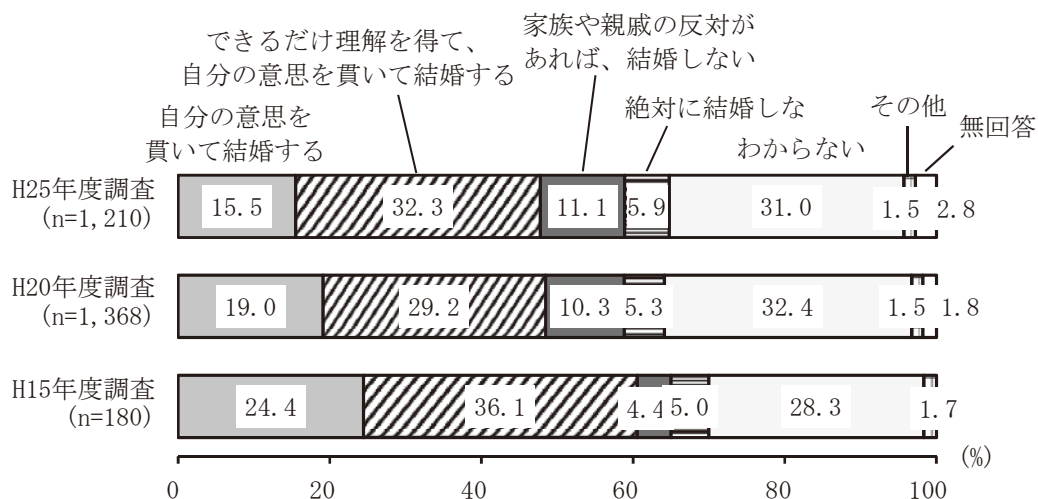


図 10 結婚しようとする相手がいわゆる同和地区の人であると分かった場合



※ H15 年度調査は未婚者のみを対象としている

表 5 結婚しようとする相手がいわゆる同和地区の人であると分かった場合（性別・年齢別）

		問17-2 (1) あなたが結婚しようとする相手							
性別		総数	1 婚自 す分 の 意 思 を 貫 い て 結	2 で 可 能 な 理 解 を 得 て	3 家 族 や 親 戚 の 反 対 が あ	4 絶 対 に 結 婚 し な い	5 わ か ら な い	6 そ の 他	回 答 無 し
性別	全体	1,210	187	391	134	71	375	18	34
		100.0	15.5	32.3	11.1	5.9	31.0	1.5	2.8
	男性	523	115	175	40	26	143	4	20
		100.0	22.0	33.5	7.6	5.0	27.3	0.8	3.8
性別	女性	618	60	204	83	40	209	11	11
		100.0	9.7	33.0	13.4	6.5	33.8	1.8	1.8
	性別不明	69	12	12	11	5	23	3	3
		100.0	17.4	17.4	15.9	7.2	33.3	4.3	4.3
年齢	20歳代	83	13	31	3	2	32	2	-
		100.0	15.7	37.3	3.6	2.4	38.6	2.4	-
	30歳代	151	22	55	19	8	44	3	-
		100.0	14.6	36.4	12.6	5.3	29.1	2.0	-
	40歳代	197	30	82	17	14	50	-	4
		100.0	15.2	41.6	8.6	7.1	25.4	-	2.0
	50歳代	200	32	68	25	13	56	3	3
		100.0	16.0	34.0	12.5	6.5	28.0	1.5	1.5
年齢	60歳代	298	53	87	30	14	101	6	7
		100.0	17.8	29.2	10.1	4.7	33.9	2.0	2.3
	70歳以上	225	29	57	31	16	73	1	18
		100.0	12.9	25.3	13.8	7.1	32.4	0.4	8.0
年齢	年齢不明	56	8	11	9	4	19	3	2
		100.0	14.3	19.6	16.1	7.1	33.9	5.4	3.6

ちなみに、本県の意識調査では、同和問題一般について聞く設問があり、同和問題が「特に起きているとは思わない」と答えた人がH25年で160人いた。この160人に限定して上記の結婚問題に関する設問への回答を集計したところ、「自分の意思を貫いて結婚する」が18.8%となっていた。同和問題が「特に起きているとは思わない」と考えているなら、「自分の意思を貫いて結婚する」割合がもっと高くなってしかるべきであるが、実際には18.8%に留まっているところは看過できない。それどころか、同和問題が「特に起きているとは思わない」と思っている人の5.6%もの人が、「絶対に結婚しない」と答えている。こういった認識のずれ、ないしは矛盾が存在するところに同和問題やそれに関わる結婚問題の解決はかどらない背景があるのではないかとと思われる。

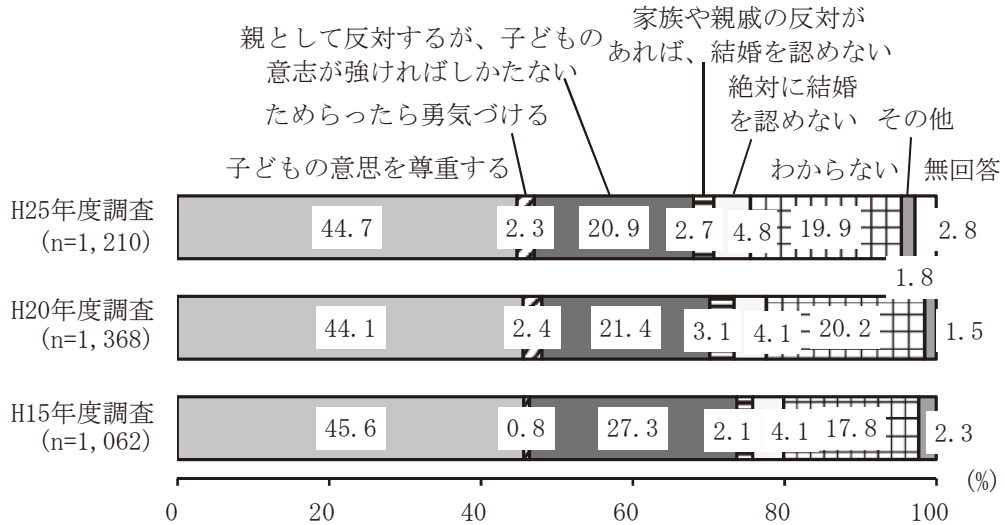
なお、上記の結婚問題の設問に対する回答を性別・年齢別にクロス集計したのが前ページの表5である。男性の「自分の意思を貫いて結婚する」割合が22.0%であったのに対して、女性の割合は9.7%と非常に少なくなっている。そして、「家族や親戚の反対があれば、結婚しない」と「絶対に結婚しない」の割合については女性の方が高くなっている。これらの数値を単純に根拠として、女性の方が人権意識が低いと結論づける人もあろう。しかし、それはフェアではない。男女平等が目指されている現在においても、入籍の際に男性側の姓に決めることが多いこと、親戚づきあいの機会も女性の方が多いのが当然と考えられがちであるといった現実がある。結婚による差別については、実は、女性の方が男性よりも、現実をより直視しながら真剣に考えているとも言える。もとより結婚は結婚する当事者ふたりの共同行為である。当事者ふたりが互いの立場を理解し、結婚差別と男女差別の両方の壁を共に乗り越えていくことが求められる。

さて、同じ表5の中の年齢別集計をもう一度見てみると、「家族や親戚の反対があれば、結婚しない」と「絶対に結婚しない」の割合が、年齢が低くなるにつれ、わずかではあるが少なくなっていることが確認できる。しかし、20歳代、30歳代で「自分の意思を貫いて結婚する」と答えた割合は、全年齢を通した割合と変わらない15%前後となっている。これまで、本県では、小中高の学校教育を通して人権教育に力を入れてきた。一般には、次のような思いがあった。つまり、すでに成人になった方々の価値観を変革していくには一定の限界がある。しかし、学校教育の段階からきちんとした人権教育を行っていくことで、いずれ若い世代から価値観の変革が起こってくるのではないか。しかしながら、調査結果から判断すると、残念ながらこのような期待は達成できていなかったように思われる。若い世代、特に、自分自身が結婚を意識する世代においても、結婚差別の感情が現存している現実決して看過できない。報道によると、次期の学習指導要領では、「特別の教科 道徳」（仮称）が新設され、「考える道徳」が重視されるようになるという。また、高等学校における道徳指導も徹底が求められるという。教育活動全体を通して、このような結婚差別の実態が取り上げられ、科学的、客観的に話し合われ、理不尽な差別意識が解消されていくことが強く期待される。

次の図 11 は、自分の子どもが結婚しようとする相手がいわゆる同和地区の人であるとわかった場合にどのようにするかを尋ねる設問に対する回答の経年比較のグラフである。H15 年の「親として反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない」の割合が少し減少している以外は、全体に変化がほとんどない。なお、H25 年の結果を年齢別に集計したところ、年齢による割合の差異はほとんどなかった。

H25 年の全体の割合に注目すると、「絶対に認めない」「家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない」とする人がそれぞれ 4.8%、2.7% も存在している点に注意が必要である。「親として反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない」の割合と合計すると 28.4% にもなっている。一方で、「ためらったら勇気づける」とする人は 2.3% に過ぎない。自分自身の結婚についての設問で「自分の意思を貫いて結婚する」と答えた割合が H15 年から減少して H25 年には 15.5% となっていたが、このことと重ね合わせると、結婚を契機に、差別の感覚が次の世代に「再生産」されてしまう危惧を覚えてしまう。結婚差別については、高等学校においてこれまで以上に人権教育が求められる。また、その基盤を形成する意味で、中学校や小学校における人権教育の充実を継続して行っていく必要がある。さらに、次章で述べる絶対人権感覚の考え方も必要となってくる。

図 11 自分の子どもをが結婚しようとする相手がいわゆる同和地区の人であるとわかった場合



第 3 章 絶対人権感覚の必要性—幼児期からの人権教育—

第 1 節 人の心も脳に在り

私（鈴木）は以前より、幼児期からの人権教育の重要性を唱えているものである。私の教

育論はこれまでの知育・徳育・体育の3つの領域で人間の全体像を形成しようとしていたが、この3つの領域をその底辺で支える基盤が最も重要であると言うのである。それは豊かな感性である。感性を育む教育、つまり「感育」である。この感育論では子どもの発達段階で最も大切な時期が幼児期である。人間も動物の一種である。その働きは脳によって支配されている。だから「心も脳に在り」なのだ。

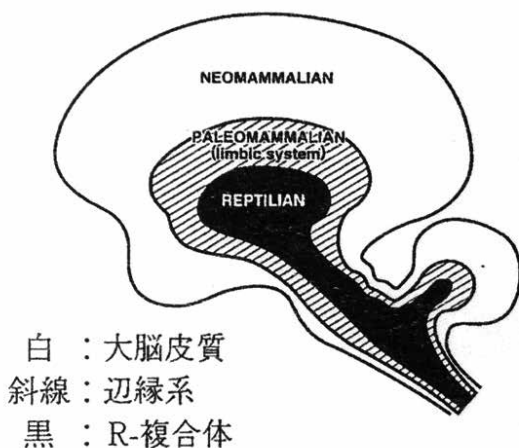
人間の脳は三層からなっている。図12で示すように、中心にある黒い部分はR複合体と呼ばれる。レプティリアンのRである。つまり爬虫類の脳である。ワニやトカゲの脳だ。空腹になれば、自分よりも弱いものを所構わず食い殺して食べてしまう。思いやる気持ちなど毛頭ない。自分だけが大切なのだ。人間にもこの働きは一番基底となる所で働いている。しかし、これが生命力を強くする働きをしている。自尊感情はここから生まれる。

斜線の部分は辺縁系という。もう少し進化した哺乳類がもつ脳である。つまり、イヌやネコも喜怒哀楽をもつ。情動的な分野を司る。人間もこの働きがなければ素敵な恋など生じない。

しかし、特定の人を好きになるということは、裏を返せば、好きではない人が他に大勢いるということを意味している。「皆、同じように好きになりましょう」などということは人間の本性に反しているといわれる。

白い部分が脳皮質といわれる。サルやチンパンジーにもあるが、人間が最も発達しているものだ。知的な活動を受けもつ。思いやりやいたわりも、この脳の働きだ。動物の母親にはこの働きはない。母親の愛情と思えるものは、遺伝子の取り決めに従った行動に過ぎない。脳皮質の働きこそがヒトが人間である所以なのだ。この働きを高めるために人間は長いあいだ努力してきたといえよう。完全無欠な人間など一人もいないのだ。これは、私の大脳生理学の師匠須田勇（元神戸大学学長）先生の教えである。須田先生は人間社会において、「いじめ」がなくなることは絶対にないと言われているが、私は「いじめの要因」はなくならないと言い換えている。

図12 脳の構造



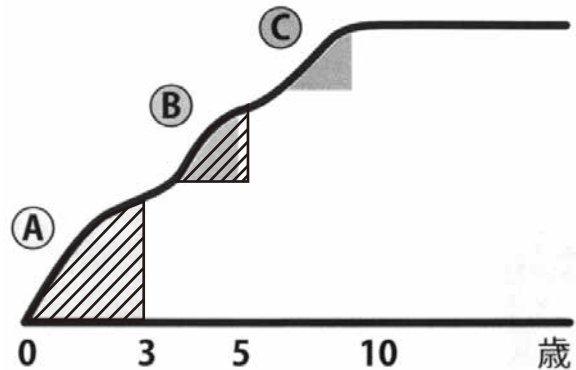
鈴木正幸 編『ボランティア学のはじまり』（六甲出版）127頁

第2節 脳の発達曲線

生まれたばかりの赤ちゃんには思いやりとかいたわりの心は持っていない。まさに自己中心的である。しかし、人間の赤ちゃんは、親（とりわけ母親）との絶対的信頼関係の下に生育する。これは長い人類の歴史において不変の原則であった。その絆が不十分であると、本能のままに行動したり、情動的に異常な行動を引き起こしたりしかねない。児童虐待などはもっとも由々しき問題である。

脳の発達をグラフで示すと次の図13のようになる。人間の脳の発達には3つのピークがある。3歳まで（Aの時期）が第1のピーク、4、5歳（Bの時期）が第2のピーク、8、9歳（Cの時期）が第3のピークである。ニューロン（脳神経細胞）がシナプスのもとにネットワークを作って働くのである。3歳までは、十分な栄養、睡眠それに心の栄養ともいうべき親の愛情が不可欠である。幼児期において自と他の区別が生

図13 脳の発達曲線



まれる。つまり自我の目覚めである。自分の快を求めるにあたって相手が快を求める権利を侵害してはいけないという基本を徹底させる必要がある。

基本的な生活習慣のしつけは幼児期が大切であることはよくいわれるが、思いやりややさしさの原点もこの時期が最も重要である。人を差別しない心の原点である。人間は信頼に足るものであるという感性を幼少期から「内なるモノサシ」として形成しなくてはならない。

ある女子大生の文章である。小学生が集団登校しているとき、通り過ぎた車から空き缶が投げ捨てられた。子どもたちが一斉に「ポイ捨て禁止」と大合唱したという。親や大人が子どもたちのお手本となっていない社会だ。

一方、これは私の体験である。仲間とゴルフに行った。地方の信号のない小さな交差点。幼稚園児が渡るのを待っていた。その時である。その子が渡り切ったとき、私共に向かって深々と最敬礼してくれた。目頭があつくなる程であった。窓を開け、皆で声をかけた。

家庭と学校（園）の連携とよくいわれる。相互補完ではなく、親の役割、教師（保育者）の役割の違いを確認し合い、それぞれの役割を全うしてこそ真の成果が上がるのだ。

第3節 人権教育は論理ではなく感性で—感育の提唱—

人を差別してはいけないと説くのは論理である。差別しない心を育てるのが感性である。金子みすゞ（童謡詩人）の「みんな違って みんないい」が素晴らしい。しかし、これをも

私と小鳥と鈴と

私が両手をひろげても、
お空はちっとも飛べないが、
飛べない小鳥は私のやうに、
地面を速く走れない。

私がかたがたをゆすつても、
きれいな音は出ないけど、
あの鳴る鈴は私のやうに
たくさん唄はしないよ。

鈴と、小鳥と、それから私、
みんなちがって、みんないい。

『さみしい王女』新装版金子みすゞ
全集・Ⅲ（JULA出版局）より

う一步進めて、違いを違いと思わない感性を育むのが私（鈴木）の人権教育論である。

この詩は、金子みすゞの代表作の一つと言われているものである。人間はそれぞれに違いがあり各自の個性を持つ。肌の色の違いとか、言語や宗教の違いも含めて違いがあつてあたりまえと言うのである。みんな違つていいと言う金子のすばらしいところは、人間だけでなく宇宙のすべての森羅万象にその違いを受け入れていこうとするとところが素晴らしい。大漁も、浜では人間たちが大喜びで大漁祭りをしているが、海の底ではお葬式である。

私はスイスにある戦争孤児を各国から受け入れていた、ペスタロッチ子ども村を30年ほど前からほぼ毎年訪れて交流を深めてきた。この村の仕組みを簡潔に述べよう。第二次世界大戦が終わりヨーロッパには親を失った子どもが大勢いた。これらの子どもに対する救いの手立てはいろいろな形でなされていた。多くは養子として、各自の家庭に引き取られていたが、この村は新しい家族作り、そこへその子どもたちを受け入れるというものである。たとえばフランスハウスとして、両親としての一組のカップルがいる。そのどちらかは小学校の教師の資格と実践体験を持つ者とされる。このフランスハウスに5～6人の両親を失った子どもたちが引き取られる。そのハウスでは見知らぬ者が兄弟となるのである。もし両親に実の子どもがいれば、その兄弟の一人として対等に扱われる。ハウス内の言葉はフランス語である。だからハウス内の日常生活はフランスの家庭と同じものである。しかし、ハウスを一步出れば、スイスのアッペンツェール州の公用語のドイツ語が用いられている。この村に小学校・中学校があり、卒業すれば義務教育修了ということになる。子どもたちはいとも容易に自分の国の母語とドイツ語を使い分けていた。

私が最初に訪れた時、お前はアジア人だからと言って韓国ハウスに案内された。大きな木造のハウスに入ると韓国にきたような雰囲気であつた。食事も朝食を除いては韓国料理であつた。朝食は村に共通の食堂で作られ、世界各国のハウスの子どもが手押し車で運んでいた。

世界各国の子どもが友達として仲良く生活を共にしていた。この村の共通の目標は、この

ハウスであらゆる国からの子どもと兄弟として育った者同士は互いに争う人間にならないはずだという信念に基づくのである。だから子どもたちは肌の色の違いとか、言葉の違いを完璧に乗り越えている、つまり外見に捉われない幼児期から違いがあって当たり前と言うことである。だから金子みすゞの、「みんなちがって、みんないい」ではなくて、違いを違いと思わない感性が本物なのである。

ある年に神戸大学の学生たちと一緒にこの村を訪れた。ちょうどクリスマスの時であったフィンランドハウスでパーティに参加した。若い両親と6、7歳の子どもと共に、もう一人高齢な男性が一緒であった。実はこの人が以前のハウスのお父さんであった。今のお父さんの父親である。そのお父さんはペスタロッチ子ども村で育った中学校を卒業して母国のフィンランドに帰った。大学を卒業してフィンランドで小学校の教師となった。そして結婚して子どもができ平和な家庭を作っていたが、ペスタロッチ子ども村でフィンランドハウスの両親を求めているということを聞き、スイスへやってきたのであった。クリスマスに以前のお父さんもゲストに迎えられていた。誠に微笑ましい光景であった。

私の「感育」(感性を育む教育)論もこの村の実践から学んだといって良い。豊かな感性をベースに人間はニューロンのネットワークを結ぶことができるのだ。才能教育研究会の鈴木鎮一先生が提唱された教育法を使えば絶対音感ほどの子どもにも身につくものである。しかし、4、5歳が臨界期である。バイリンガル能力はもう少し幅を広げて10歳、11歳ぐらいまで大丈夫と言えよう。差別しないという感性の育成も幼少年期の環境が最も大切である。幼児期に植えつけられた感性は生涯消えない。

知識(論理)で教えられるのではなく、「分かる」にいたる教育が今日求められている教育である。私はそれを「知る」から「分かる」の教育と説明している(図14)。体験の川を渡ってこそ、右岸に辿りつく。そこで「内なるモノサシ」が形成され、それが真の学力と生きる力となるのだ。豊かな感性が基盤となってこそ右岸に移る意欲が生じるのである。

「内なるモノサシ」という内面的価値観の確固たる判断尺度をもたない限り差別はなくなる。その基本は幼児期にある。

第4節 絶対音感と絶対人権感覚

もう20年以上も前のこと、神戸大学の私(鈴木)の研究室に絶対音感の持ち主が入ってきた。ピアノを背にした彼女は、仲間が勝手に叩くピアノの音を次々に言い当てる。2つとか3つの音を重ねても正確に答えた。不思議がっている私たちに放った彼女の一言は今でも忘れない。「こんな簡単なこと、分からない人の気持ち分からない」と。これが絶対的感性なのだ。彼女はピアノの音を言い当てる時、なんの努力もしていない。考えて答えを出すのではなく、彼女の頭の中には、音感(音の高低を測る)のモノサシが備わっているのである。入ってくる音全てに敏感に反応する。それを答えるだけである。考えているのではない

のである。

図 14 体験の川

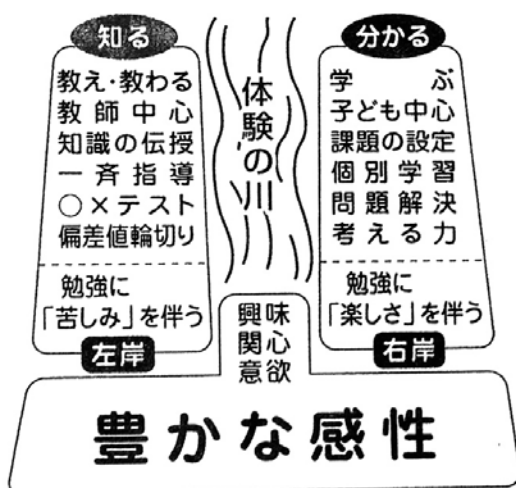
絶対音感能力は特殊な才能ではないのだ。どの子どもにも身につく。環境次第である。また子どもたちは世界中のことばを話す能力をもっていると言われる。ただ、学習の時期が大切なのである。絶対音感が身につくのは、4、5歳までと言われている。恐ろしいことにそれを過ぎると大変難しくなるそうである。

また、バイリンガルとかマルチリンガルといって、2つの言語あるいはそれ以上の多言語を自由に操る人がいた。40年以上も

前のこと、名古屋にある南山大学神学部の神父様と付き合いがあった。オランダの方であったこの大学の先生方も多くの言語を話されていた。例えば、研究室にフランス人が来られたらただちに流暢なフランス語で、ドイツ人が来られたらドイツ語で、テレビのスイッチの切り替えと同じである。彼の研究著作もバイリンガルであった。共通して言えることは、子どものときにいくつかの言語に触れれば、自ずと言語能力が形成されていくということなのである。言語能力は絶対音感と少し違って4、5歳までという制限つきではなく、10、11歳くらいまでは大丈夫ということのようである。しかし、この先生方の日本語はタドタドしく不十分であった。大人になってからでは手遅れということなのである。読解能力は高くても発音はネイティブというわけにはいかないのである。バイリンガルはバイカルチュラル（複数の文化を享有する人のこと）である。言語、宗教、文化の違いを感性的に乗り越えた子どもたちが新たに平和なグローバル社会の担い手となるのだと実感した。

先ほども述べたが、金子みすゞの「みんな違って みんないい」は素晴らしいが、違いを違いと認め、そこに差別のきざしを認めないという大人の理論の世界が入っている。違って当たり前ということが本当に理解されていれば、「違いを違いと思わない」のが正しいのである。「みんな違って みんないい」は感性というよりは論理の働き、つまり知性と理性のバランスのとれた働きである。この鋭い視線には研ぎ澄まされた知性と理性が感じ取れる。絶対人権感覚も感性で培われ、それがさらなる知性と理性で磨かれることでより大きく育っていくと考えられる。

そのための第一歩として、「絶対人権感覚—GOの5か条—」「絶対人権感覚—NO GOの5か条—」を提案したい。いずれも試案であり、今後手を加えてさらに精選していきたいと考えている。



【これからの教育—「知る」から「分かる」へ】（六甲出版）

絶対人権感覚—GO の 5 か条—

- 第 1 条 あいさつが自然にできる
- 第 2 条 思いやりの心、共感の心をもつ
- 第 3 条 自分のことは自分ですというしつけを身に付ける
- 第 4 条 なぜ・どうしての気持ちを大切に育てる
- 第 5 条 自分で考え自分で判断する能力を身に付ける

朝起きてはじめて触れ合う人、「どの人にもにこやかにあいさつ」とは実は幼少年期を過ぎると手遅れである。私が 35 歳を過ぎてはじめてイギリスへ行ったとき、朝、エレベーターに乗っていた私に対して、次の階で乗り込んできた紳士が、にこやかに「おはよう」と言った。もちろん初対面である。私は後ろに彼の知り合いがいたと思っていた。実はお客は私 1 人であった。大変恥ずかしい思いをした。エレベーターを降りる時、その人にグッドバイ、サンキュウと言った。にこやかに応えてくれた。私は見知らぬ人に触れ合う絶対人権感覚が欠如していたのである。

思いやりや共感の心をもつことは、相手の立場に立つことができるということである。喜び、悲しみ、苦しみを共にすることができるということである。共感という触れ合いこそ、人間関係の基本である。そこから得られる喜びとか感動こそが、互いの絆を強め、より深い関わりをもつことになる。「なんだ」「どうして」とは、単に否定的に見ていくことではない。人間の赤ちゃんが生まれながらにもっている（おや、なんだ現象）は、一人ひとりが強くたくましく生きていくための重要な本能である。これは、幼児期において「なぜ」に発展していく。一般的に決められて「基礎・基本を守りましょう」と言われるが、なんのためにその基礎・基本が生まれたか尋ねる精神が大切である。場合によっては、基礎・基本を作り変えることの方がより重要なこともある。不合理や不条理に屈しない、権威主義に屈しない強さが絶対人権感覚に不可欠な要素である。これらを集大成して、子ども自身が自分の判断で自分のことは自分ですというしつけを身に付けるという「内なるモノサシ」を形成することが大切である。私は一人ひとりが「内なるモノサシ」に従って行動することが理想的である。

絶対人権感覚—NO GO の 5 か条—

- 第 1 条 あらゆる差別を許さないという強い心を身に付ける
- 第 2 条 あらゆる暴力を排除するという心を育てる
- 第 3 条 弱い者いじめをしない
- 第 4 条 見かけの違いで人を差別しない
- 第 5 条 NO といえる強い心を育てる

と考えている。

これまでの育児論やしつけ論では、日本の場合、GO が中心であった。私は返って NO GO、つまりやってはいけないこと、絶対に許されないことは感性として早い時期に植え付けるべきであると考え。「だめなことやいけないことは絶対にだめ」という感性である。先ほどのあいさつと同じで「なぜ」と思う前に感性として植え付けることが大切である。

弱い者いじめをしないとか他人の陰口を言わないとは、理屈抜きのことである。このような感性をしっかりと身につけた上で、子どもの発達に応じて「なぜ、どうして」という理性的な判断が加えられていく。大脳生理学でいう感性的能力の右半球と自制的能力の左半球の働きにバランスをもたせることが究極のねらいである。

これらの「NO GO」について、家庭とか幼児保育所において、具体的な指針に基づいて課題を明確にしていくことがこれから大切な課題として残されている。

おわりに

本稿では、「人権に関する意識調査」の結果報告書の結果を踏まえて、現在の兵庫県における人権意識について考察してきた。データが示しているのは、人権啓発についての施策の充実が今後も継続して求められるということである。とくに、社会のインターネット化や高齢化はこれまでの経験では想定できない局面も予想され、調査結果では、これらの分野における人権に関わる県民の意識が高かったことが確認された。また、特別支援教育の考え方がようやく学校教育に普及しはじめた今日、障害のある人びとの人権に対する配慮の必要性がより強く感じられるようになった。しかしながら、社会の仕組みや価値観の改革はこれからの課題と言える。県民意識調査でも障害のある人びとに関する人権問題への県民の関心の高さが確認できた。

いわゆる同和問題の「結婚差別」について、兵庫県の第1回目（平成10年度）の「人権意識調査」からは極めて重要な結果が見られる。「Q16（2）：あなたが同和地区の人と結婚しようとする場合」では、「自分の意思を貫いて結婚する」と回答した人は22.2%、「説得して、自分の意思を貫く」と回答した人は49.2%となっており、合計で70%を超えている。これは極めて高い数字である。また、「Q16（1）：子どもが同和地区の人と結婚しようとする場合」では、「子どもの意思を尊重する」と回答した人が45.2%、「ためらえば勇気づける」と回答した人が2.0%となっており、合計で47.2%となっている。これは、平成5年度に総務庁が行った「同和地区実態把握等調査（意識調査）」の県内（地区外）データと比べて、啓発活動が好結果となっている。ところが、平成15年度以降の結果は下り坂となっているのは極めて問題である。結婚に関わる差別については、今回の県民意識調査結果をみるかぎり、その根はまだまだ深く、残念ながら改善の傾向があまり確認できなかった。結婚差別に焦点を当てた啓発活動とともに、その結婚差別の根底に横たわっているいわゆる同和地区に対する差別

意識を減少させていく努力が今後も求められる。結婚の成立は、他のどんなことよりも、両性の合意のみに基づくと憲法に明確に記述されているにも関わらず、なぜこのようなことになっているのであろうか。結婚こそが、本人同士の人格の最も強い触れ合いにして、互いに認め合い、互いに人生を深め合い高め合っていくという崇高な営みである。そこに同和問題が障害となっているとするならば、我々の人権啓発の活動の根源が問い直されているということになる。私（鈴木）は、幼少年期の人権感覚の最初のモノサシは、実は大人たちの誤った見方や偏見によって左右されたモノサシが植えつけられていると考えている。だから、この時期こそ純粋で純白なものの見方を盛り込みたいのである。つまり、4、5歳児の子どもの環境が極めて大きな意味をもつ。この時期の親の教育が喫緊の課題となっている。以前に国の施策として「明日親学級」が行われた。結婚間近の若者たちや、明日の親に対する啓発を行い、この時期に絶対人権感覚をしっかりと植え付けていかなければ、結婚差別の問題は消えないであろう。今回の県民意識調査の結果を見て、ますますその気持ちを強めた。

その手がかりとなるのが、「絶対人権感覚」の育成であり、幼児期からの豊かな経験の機会提供である。今後は、「絶対人権感覚」の育成と、そういった感性をもつ機会がなかった人びとに対する地道な啓発活動の2側面からのアプローチが模索されるべきであると言える。

子どもたちは、4・5歳時において絶対人権感覚のもとに育てられ、10年後15・16歳になり15年で成人を迎える。私は絶対人権感覚の考え方に賛同してくれる地域の方たちと協力して15年計画論を実験的に取り組みができないものかと考えている。子どもたちは第1家庭、第2地域、第3学校という環境の中で成長発達を遂げていくのである。

県民の人権意識調査のこの成果が顕著に顕われることを信じて疑わないものである。

ネット社会の問題と課題

篠原嘉一

はじめに.....	32
第1章 インターネットやデジタル化がもたらす影響	33
第1節 デジタルレコーダーの普及と YouTube の登場	
第2節 動画サイトの影響	
第3節 動画サイトやネットの収入源	
第2章 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のリスク	35
第1節 携帯メールサービスと SNS	
第2節 SNS の厄介な仕組み	
第3節 ネット友だちと、現実の友達が見極められない世代	
第4節 クローズドな世界のはずが、オープンになってしまう LINE のリスク	
第5節 SNS から起きる人権侵害が、なぜ減らないのか	
第6節 SNS は日記帳ではない	
第7節 親の投稿画像が、子どもの人権を侵害する	
第8節 検索結果から見る人権侵害の現状	
第3章 ネットによる人権侵害への対応	44
第1節 インターネット上で人権侵害に遭った場合は、 プロバイダなどに削除依頼をする	
第2節 被害者側から削除依頼が困難な場合	
第3節 人権侵害等の削除依頼の注意点	
第4章 今後の課題	46
おわりに.....	46

はじめに

インターネットによる人権侵害を理解するためには、まず、ネット社会といわれる情報化社会の仕組みを知る必要がある。便利な時代になったと言われるが、それは、アナログ世代の感じ方であって、決してデジタルネイティブと呼ばれる、物心ついた頃からコンピューターやネットが存在していた1970年後半以降の世代の感じ方ではない。最近の小学生に聞き取り調査をすると、親や教師が子どもの頃にもネットを使っていたのだと思っている。当然、子ども達はトラブルに遭う前に、大人が正してくれると思っているのだが、大人は現状を知らずにいる。安易な投稿が人権侵害として取り上げられる前に、ネットの仕組みや特性、ルールやモラルを、あらゆる世代に啓発指導しなければいけない。

インターネットは匿名性があると勘違いし、人権侵害が増えているが、端末を特定しやすいスマートフォンの利用から、匿名性は昔ほど高くはない。あらゆるサービスを使い続けるほど個人は特定されやすくなり、他人を誹謗中傷したつもりでも、やがて自分にそのシワ寄せは返ってくる。ネットいじめは、いじめた側が被害に遭うのだ。

一般家庭にパソコンが普及しはじめた1990年代、インターネットを利用したサービスが普及始める1996年（Yahoo!Japan 設立年）頃から比べ、2008年のスマートフォンの登場は、人々の暮らしを大きく変えた。

1987年の携帯電話販売開始から、1995年のWindows95発売、1999年のiモード開始、なによりも普及に貢献した2002年のパケット定額制の導入等、技術の進歩はこれまでの暮らし方そのものを大きく変えてきた。その間、テレビ放送も地デジ化され、テレビの買い替えが起因となり、テレビを観る習慣もこれまでとは大きく変わっている。ネットやテレビ等の影響がどれほど世代別に違うかを探ることで、思いもしないところで人権侵害を犯してしまうリスクを持っているかを再認識してもらいたい。新製品個々の機能やサービスに問題がなくとも、暮らしにどう関わっているかを調べてみると、少しずつ思考の偏りにも関係していることが理解できる。

講演で訪問する学校での聞き取り調査では、昨年と比べ、ネット端末の所持率が100%に限りなく近い状況である。学校の実施するアンケートでは、なかなか低学年の利用状況は把握できないが、今は中高生よりも小学生の低学年の方がゲーム機等の端末を使い、ネットにアクセスしている時間は長くなってきだした。塾や部活で時間を取られる中学生よりも、時間に余裕のある小学校低学年のネット利用時間が長くなり、些細なコメントでトラブルを起こしている。

第1章 インターネットやデジタル化がもたらす影響

第1節 デジタルレコーダーの普及と YouTube の登場

ビデオテープを使わない録画機器が普及し、容易に番組を保存できるようになった。小学校で調査をしてみると、1年生を含め、90%以上の児童がテレビを録画して見ている。コマーシャルを録画しない「スキップ設定」を活用している児童が大半だ。再生時にはコマーシャルは見ないということになる。1時間番組を40分ほどで見る効率のいい時間の使い方をしないといけない程、忙しい小学生だということでもある。そして、2005年のYouTube登場以来、個人の投稿動画もテレビと同じように見ている子ども達が増えている。一見、何の問題もないように思われるかもしれないが、子ども達が「どのようにテレビや投稿動画を観ているか？」を各家庭でも意識してチェックしておかなければ、思いもよらない方向に子どもは進んでしまう。これは、「見たいモノしか見ない」というメディアの見方に繋がっている。

昔のように家族と共にテレビを見ていた頃は、ニュースやコマーシャルを見て、家族との会話の中で、良い事、悪い事を学ぶことができたのだが、今の子ども達は、親がニュースを見だすと、子供部屋で見たい動画サイトを見る。親がテレビを見ない時に、録画を再生して、見たい番組だけを見る暮らし方だ。家庭によっては、共通の話題も生まれない状況だ。「うちの子どもには、ケータイやスマホを与えていないから大丈夫」と言われる方も多いが、ネット端末はゲーム機も含まれる。家庭の中には1つ以上のネット端末が存在する時代になってしまったのだから、何らかの機器でYouTubeの様な動画サイトを見ていないかを調べておく必要がある。動画サイトを見てはいけないということではなく、どんなサイトを見ているかを把握しておかなければ、思考の偏りに繋がってしまう。

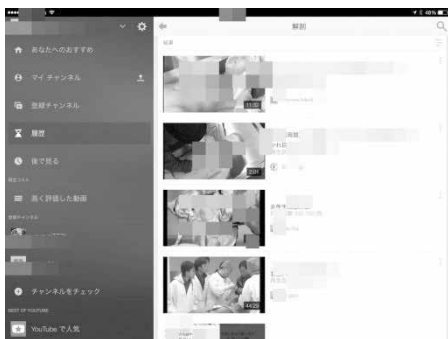
第2節 動画サイトの影響

例えば、学校の砂場に猫の死骸が放置されていたニュースや友達を解剖してしまった事件なども、解剖動画の影響が大きい。イスラム国で戦士になると応募した学生もYouTubeでのイスラムの戦士募集広告が起因している。子どもの頃から、対戦ゲームで戦ってきた経験が活かせる職場だと勘違いして応募してしまう学生は、今後も増えるかも知れない。見たいモノしか見ない環境は、洗脳に近いものがある。

子ども達に調査をしてみると、テレビと動画サイトとの区別が出来ていない。見ている端末が違うだけだと思っている子どもも多い。テレビは審査された番組と審査されたコマーシャルだけが放送されているが、YouTubeをはじめとする動画サイトは、個人の投稿が大半だ。不適切かどうかを事前審査する仕組みはない。削除されても、コピーが氾濫したり、同じような投稿が繰り返されたりと、子ども達の目に触れさせたくないものが、山のように

投稿されている現状を、知らずにいる大人が多すぎる。

◆【画像1】



テレビの番組でも「おもしろ動画」や「ハプニング動画」を取り上げて放送しているが、一応、投稿者の許可を得て放送されている。自分も同じような動画を投稿して注目を集めたいと、自らが出演して動画を作り、規約に同意して投稿するのならいいが、友達の実験を盗み撮りし、許可なく投稿すると、人権侵害として名誉毀損の罪に問われることになってしまう。

最近のネット環境は回線の高速化が進んだ影響もあり、「見る YouTube」から「投稿する YouTube」へと変化してきだした。ユーチューバーと言われる投稿動画で生計を立てる人達がコマーシャルに出演し、素晴らしい生き方のように、子ども達に伝わっている。人権を身近なものとして伝えなければ、被害者だけではなく、加害者が増えてしまう環境になってしまっている。

第3節 動画サイトやネットの収入源

テレビ等のメディアの広告収入と同じように、インターネットも広告収入で成り立っている。ネットを使えば、テレビと違い、視聴者が何に興味を持っているかを知った上で、効率のいい広告が配信できる点にある。動画投稿サイト大手の YouTube は Google の運営だ。Google は検索の会社である為、ユーザーが何を調べたかを知っている。スマートフォンには広告用に、プライバシーに配慮した^{注1}「スマートフォン用広告識別 ID」という OS（スマートフォンの基本ソフト）を手掛ける事業者が提供する機能がある。リターゲティング広告^{注2}が大変打ちやすく、効率もいい為、スポンサーにもうまみがある。その機能が個別に広告を受け取る仕組みで、必要な人に、必要とする商品が提案される。

投稿者に収入がある YouTube など、Google では投稿者とサイト運営者で広告収入を分け合う。投稿アカウントを設定する（会員登録）際に、収入を得るかどうかの利用規約があり、設定によって広告が掲載され、投稿者の収入となる。YouTube の CM に出演しているユー

チューバーの月収は単純計算で2千万円近い。日本の動画投稿サイト、ニコニコ動画では、投稿者から月額525円の会員費を集め、その資金の一部、総額4億円を再生回数に応じて投稿者に分配している。脱サラして投稿で生活している人達も増え続け、従来の職業より年収は上回る場合がある。世界中をターゲットにした動画サイトは、アクセス数さえ上がればヒット番組が作れたのと同じことになり、億単位の年収にもなる。個人の趣味趣向こそ、大きな情報商材としてお金に変わってしまう時代だからこそ、金銭感覚を身につけなければ、お金の振り回される生き方をしてしまうことにもなりかねない。

第2章 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のリスク

第1節 携帯メールサービスと SNS

iモードをはじめとする携帯メールの普及から、仕事での連絡はパソコン等で利用するEメールサービスを使用し、プライベートなやり取りは、携帯メールを使用してきた。一般的に「メール」と言うと携帯メールを思い浮かべる世代が、ポケベル、PHS世代だ。安心安全な仕組みで電話会社の管理下にあった携帯メールサービスはウイルスの心配もなく、大きなトラブルを起こすこともなく利用されてきた。これまでは、連絡手段として携帯メールを使用していたのだが、ここ数年、フェイスブック（Facebook）やツイッター（Twitter）をはじめとする SNS 利用者が急増した。インフラの整備とスマートフォンやタブレットの普及で、敷居の高かった SNS があらゆる世代にまで気軽に利用できる情報共有サービスとして受け入れられるようになった。

これまでの、メールはある程度安全性が確保されていたことと、送信者と受信者間でしかやり取りをしていない為、問題も起こりにくい環境であったが、SNS とメールの仕組みの違いを理解せずに利用していると、思いもよらぬトラブルに見舞われる。SNS はあくまで情報共有サービスである。1対1で使用している訳ではない。この違いを子ども達に伝える場が、まだまだ不足している。サービスの使い分けが出来ないまま、スマートフォンを手に入れ、SNS デビューしてしまうのだから、当然トラブルは起きる。教習所に行ったことのない子どもに、クルマを買い与えるようなものだ。

第2節 SNS の厄介な仕組み

これまで、インターネット上への投稿コメントに関しては、削除依頼をサイト管理者宛にすることで、ある程度のトラブルは処理できた。それが掲示板サービスやブログと呼ばれる、情報共有サービスであったが、ネット端末の性能が向上し、多くのデータを処理できる

ような高性能な端末が増えだしてから、ひとりがいくつもの SNS を並行して使用するように変化してきた。例えば、何かをつぶやく（投稿）と、いくつものサービスに紐付けられ^{注3}、コメントのコピーが拡散する。意図的に拡散させる人達もいるが、メールのような 1 対 1 の使い方ではなく、多くの人に知ってもらいたいという世代が増えていることも影響している。

しかし、人それぞれの価値観の違いやコメント内容の誤解からトラブルにも発展する。投稿が影響して職を失った事例はいくらでもある。SNS は多くの人が見る「情報共有サービス」だと、しっかり理解しておかなければ安易な投稿で人生が変わってしまう。削除さえすれば大丈夫と思っている人もまだまだ多い。簡単に削除できるなら、そんなに心配することはないのだが、災害の増えた現在では、多くの企業はデータが消失することのリスクを避け、バックアップや分散させて保存することに力を入れている。機器の低価格化もあり、世界中にデータを保存している。業務用データであれば、それでいいのだが、SNS の投稿までもが、バックアップコピーされ、貴重な個人の趣味趣向データとしてマーケティングされ保管、活用されているのだから、そう簡単には消すことはできない。おまけに、個人の所持するスマートフォンの中にも相手の投稿や履歴は残り続ける。機種交換しても、古いスマートフォンを出荷状態にまでリセットする人が殆どいないのだから、解約したスマートフォンにまで残ったままとなる。余程、慎重に投稿しないとコメントは「デジタルタトゥー（電子入れ墨）」として残り続けてしまうのだ。

第 3 節 ネット友達と、現実の友達が見極められない世代

SNS はコメントの投稿だけではない。ネットを利用したゲームの中も SNS としてプレイヤー間を繋いでいる。対機械だったゲームの頃とは違い、誰かとチームを組み、共に戦うゲームが主流となっている。お互いにコメントを交わしているのだから、ゲーム友達と呼ぶようになっているが、この「ゲーム仲間」を本当の友達と同等に考えている傾向が強い。または、同じ試練をクリアしたゲーム仲間は、リアルな友達以上に仲間意識が強い場合がある。ネット上の自分と現実の自分が同じであればいいのだが、2 面性を持った人格を養成しているような場合もあり、ネット上では過激であったり、陰湿であったりと、もうひとりの人物に豹変してしまう子どもも見受けられる。ネットいじめ等も、2 面性を持っていることに気づかぬ行動が起因している。小型のポータブルゲーム機やスマートフォンの画面サイズでは長文は送れない為、どうしてもコメントは短くなってしまう。ゲームと割り切って使用できる大人と違い、子ども達はコメントを勘違いしてトラブルに発展させてしまう。

第4節 クローズドな世界のはずが、オープンになってしまう LINE のリスク

無料通話アプリとして開設以来、4年目になるライン（LINE）は6億近いユーザーを獲得するまでに成長している。無料通話アプリとして、開始したが、今ではゲームから物販まで、あらゆる分野にも進出している成長企業だ。LINE のメリットは、インストールして会員登録さえすれば、自動的に自分のスマートフォンのデータから友達を探し出し、つないでくれる手軽さから、アドレス交換という手間が省かれた。画像や動画も圧縮されることなく、綺麗にやり取りでき、瞬時に情報共有出来る。通話そのものもネット回線を使用するため、無料で会話ができる。フェイスブックやツイッターと違い、知り合いとしか繋がらない安心感も売りのひとつだ。ここまで聞くと、流行らないはずがないのは理解できると思う。

しかし、これはあくまで LINE 単体での話。LINE を使用するにあたっては、まず端末が必要になる。使用できる端末は、パソコン、携帯電話、スマートフォン（一部の音楽プレイヤーも含む）とのことだが、実際には電話番号を持つ端末が必要となる。つまり、電話番号で登録されるので、パソコンで使用する場合も、携帯電話かスマートフォンの電話番号で承認を得なければ使用出来ない。日本では、長年同じ携帯電話番号を使用する人が多い。しかし、電話番号には限りがある。あらゆる世代がスマートフォンを使用するようになり、複数台所有するユーザーも増え始めると電話番号が足りなくなってしまった。誰かが解約すると3ヶ月後には、次のユーザーにその番号は振り当てられる。つまり、LINE をインストールして設定せず^{注4}に使用していると、自分の友達がいつの間にか電話番号を変えてしまうと、知らない相手（次の電話番号利用者）を友達として登録していることとなる。新規で購入している子ども達は、初めて手にするスマートフォンは LINE によって、前の番号利用者の知人をそのまま受け継いで「友達」としてしまうのだ。独身の女性が、彼と LINE で繋がっていれば、別れた後も相手との繋がり絶てない。LINE は一方から縁を切ることができない。誰と交際してきたかの履歴が残り続けるリスクとなる。

LINE のコミュニケーション方法には、個別のトークと、仲間で話すグループトーク、友達に公開するタイムラインの3つの方法^{注5}がある。その中で、タイムラインは「友達」＝「電話番号を登録している人」であるから、想定外の人にもコメントは見える。おまけに、相手が自分のコメントに返信をしてくれると、その相手の友達にまで、コメントは拡散する。何気なくつぶやいたコメントが、外部に漏れ、人権侵害と捉えられたり、情報漏えいと捉えられたりするはこの為だ。では、問題を回避するためにも LINE 側に改善をしてもらえればと思われるだろうが、株式会社 LINE は利用規約にも書いてあるように、ユーザーの端末にある個人の趣味趣向や電話帳のデータをマーケティングの為に提供することに同意させているのだから、改善してしまうと、得られるデータがなくなってしまう。すなわち、無料で通話できるアプリではなく、「私のデータを差し上げるから、無料で使わせてください」という無料の仕組みで成り立っている。LINE が起因したいじめも多く報告されているが、電話番

号で紐づく仕組みから、先輩や他校生と意図せず繋がり、思いもよらぬトラブルに巻き込まれている現状に大人は気付いていない。ストーカートラブルや、学生と成人との性的トラブルも未設定や、使用方法のミスが起因している。

第5節 SNS から起きる人権侵害が、なぜ減らないのか

前節のように、無料は本当に無料ではなく、引換に何らかの提供をしているものが大半だ。ネットの世界には無料は存在しない。Yahoo! や Google 等の検索エンジンで何かを検索すると、広告に反映され、趣味趣向を検索エンジンに教え込ませることとなる。この蓄積されたデータはマーケティングに活用され、ターゲティング広告^{注6}などで Yahoo や Google の傘下に利用させる。これは広告にのみ反映されるだけではなく、ニュースの欄にも反映される。パソコンやタブレットなら画面サイズも幾分余裕があるのでニュースも多くの記事が確認できるが、スマートフォンとなると、画面に制約があり、利用者の検索履歴や趣味趣向に基づく表示に切り替えてしまう場合がある。

つまり、アナログの新聞であれば、アナログ世代の編集者が、伝えたい記事を紙面割して印刷されているのだが、ネットのニュースは、提携している新聞記事を、ユーザー毎に、興味があるであろうと思われる記事を優先して表示する仕組みとなってしまう。テレビ離れの世代ほどニュースはネットで見ている。危険ドラッグのニュースがいくら報道されても、危険ドラッグに手を出す人には危険性を訴える記事は届いていないのだ。面白い動画をウケ狙いで投稿するとその結果どうなるかを、ニュースを見ないので知らないでいる。土下座をさせて、それを自慢する動画やコメントを投稿する事例が後を絶たない。ネット上での炎上だけを見ているので、その後の結果を知らずにいる。検索の仕組みと、無料の仕組みが、あらゆる人権侵害の投稿の弊害を生んでいる。いかに人権侵害が安易に起きてしまうのかを啓発しきれていない現状が、いつまでも同じ様なネットトラブルを繰り返させている。

第6節 SNS は日記帳ではない

日々の行動を、SNS 上に投稿している人が、以前より大幅に増えている。小学生、中学生の利用者も、昨年度より本年度の方が大幅に増えている。

以前は小学生のフェイスブックやツイッターは、ほんの一部だったが、今年伺った700校以上での聞き取りでは、昨年以上に普及していた。ブログの頃は、小学生が書いても削除が出来たが、現在の SNS に日記感覚でマイナスな表現を書き続けることは、将来に渡って、自分の過去を公開することとなる。一部の企業では、就活時に投稿サイトの内容をチェックして審査の参考にしてしている。今後、企業側がチェックをすることが増えるのは明らかだ。社員のチェックに利用していたり、部下の行動を把握したりする上司も増えている。別に盗み

見ている訳ではなく、「見てください！」と投稿しているのだから、見られたからと反論は出来ない。

アナウンサーの内定をもらっていた女性が、過去のバイトが原因で内定辞退を申し出られたことが話題となったが。これは、過去のコメントや投稿画像から、あなたの過去があらゆる人に探し出され、入社後に人前に立つ仕事がしづらくなるだろうから、辞退したほうがいいのでは・・・というアドバイスが理解出来ず、反論した結果、記事となって世間に公開されてしまった。なりたい仕事にやっと手が届いたと思っても、過去の日記がその夢を絶ってしまうのだから、将来の為に、ネット上に書く日記は十分な注意が必要だ。愚痴をつぶやくということは、将来の自分への人権侵害にもなりかねない。

第7節 親の投稿画像が、子どもの人権を侵害する

参観日や運動会での撮影は、これまでも多く行われてきた。今まではビデオテープや写真として、家族の成長記録を保管しておくためのものであったが、ここ最近は、我が子の成長をSNSで、多くの友達に見てもらうために投稿する保護者が増えてきている。一見、問題がないように思われるだろうが、あくまでもインターネットは、多くの人の目に触れる公共の場である。我が子の写真を世界中の街中に貼り付けているのと同じだ。小学生の誘拐事案も、身内が投稿した子どもの画像が起因していた。娘の参観日の様子を投稿した画像が、親がコンビニでトラブルを起こした事案から紐付けられ、加害者の娘だとして、ネット上で非難の対象として炎上させられている。何気ない成長記録も悪意のある人物が見ればトラブルの元となる。いくら公開範囲の設定をしても、万全だという保証はない。利用規約に同意して契約している以上、投稿者が意識して利用していなければ、我が子の人生を親が変えてしまうこととなる。

◆【画像2】



第 8 節 検索結果から見る人権侵害の現状

インターネット上の投稿状況を検索し、実際の投稿事例を確認した。これは、誰にでも見える範囲で検索しており、プライバシーの設定をしていないもので検証してみた。多くの投稿者は、見てもらおうと投稿しているにもかかわらず、自分の友達や関係者以外が見ていることが意識できていない場合が多い。また、「いつでも消せる」と思いつつ、投稿した内容を忘れ、放置されているものも多い。

(※ Facebook、Twitter、バカッター速報等まとめサイト参照)

◎事例 1 ある大学生が電車で向かいに座った方を、誹謗中傷する画像とコメントをツイッター上に投稿したところ、一般の閲覧者からひどい投稿だと非難を受け、投稿が炎上(ネット上で話題になり拡散する状態)、閲覧者によって、過去のコメントから身元が割り出された。

◆【画像 3】電車で向かいに座ったカップルを盗撮し(本人には盗撮の意識はない様子)、ツイッター上に「とっておきの汚い一枚を差し上げます(^▽^)/」と画像とコメントを投稿。その後も、その大学生は写真の人物をからかう投稿を繰り返した。



◆【画像 4】炎上により、多くの過去の画像が掘り起こされ、投稿者の卒業アルバムからの画像や、生い立ち、アルバイト先の様子、交際相手との画像等が、モザイクなしで投稿された。



◆【画像5】おもしろいコメントを集めて表示するサイト「バカッター速報」に記事がまとめられ、再度大炎上し、消せないコピーが多くのサイトに拡散した。バカッター上では、その記事を元に、多くの閲覧者がコメントを寄せている。その中には、誹謗中傷もあるが、悪口は止めようという正論もある。



この様な、まとめて記事を書けるサイトを「まとめサイト」と称し、運営のライブドアブログ（LINE 系列会社）や提携先のヤフーの広告収入へと結びついている。

◎事例2 コンビニ店員土下座事件。

コンビニ店員の対応に、不満を感じた客が店員との経緯を LINE で投稿。その内容を見た友達がコンビニに駆けつけ、話が拗れ店内で、店長、オーナーを呼び出す事態に。その間に、LINE 友達がさらに駆けつけ、脅迫へとエスカレートする。キャリアマネージャー、支店長までも呼び出す事態に発展。その内容を娘が YouTube に投稿し、発覚。全てが動画で YouTube に投稿されたことで、視聴者から非難を受け、自ら警察へ出頭することとなる。その間、サイト上では炎上が続く、まとめサイトに取り上げられ、さらに過去の画像や素性などで炎上した。裁判でのコメントでは、祖父母など家族に多くのクレームがあり、心配と迷惑をかけたと言っているが、無関係の幼い子どもの画像が、ネット上で出回り、「この娘の親が・・・」と書かれてしまった。今回の事案が大きく発展した原因の一つに、LINE への投稿がある。親しくもない LINE の電話帳で繋がっているだけの人物が、コメントを見て加担している。最初のクレームを言った女性は、なぜこの人物が関わってきたのかと、不思議に思ったと証言していることから、コメントが見えている LINE の仕組みを理解していないことがわかる。今回のような、恐喝した金品をネットに投稿し、自慢する行為は後を絶たな

いのは、このような事件が起きても、ニュースを見ない世代が増えてしまったことが起因している。日頃、家族や地域と顔を見て話すことが、多くのトラブルを回避することにもつながる。

◆【画像6】バカッターに集められた画像。



◎事例3 問題となった県会議員を揶揄するプリクラ画像のブームが、ツイッターに投稿することで、バカッターに集められ、人権侵害のプリクラとして残り続け、将来の就活や結婚にまで影響を残しかねない事案となる。

◆【画像7】議員と同じポーズのプリクラが、学生の間で話題に。



◆【画像8】まとめサイトに記事として扱われ、消えない人権侵害画像として残り続けるリスクになる。



この事案は、流行語大賞にもノミネートされるなど、ブームとして扱われたことで、同じように学生が、自ら議員のモノマネを投稿してしまう行為となってしまった。これは、タレントが面白い事をブームにしたのとはわけが違う。一個人の議員の行為を、面白く扱う行為そのものが、子ども達に誤解を与える。

◆【画像9】平成26年度の北野異人館街のサンタクロースが、議員のモノマネポーズだったことも、ネット上で話題となった。ウケればいいのだ、という感覚に大人も麻痺していないだろうか。



◎事例4 痴漢にあったふりをして、写真で記録をとり、相手を脅していた学生。

ネット上に痴漢にあっているとコメントし、相手の写真を公開していたが、偽装と発覚。逆に過去に同様の手口で恐喝していたことが明るみに出た。

◆【画像10】加害者扱いして公開した他人の画像と、痴漢行為に見せかけた画像



第3章 ネットによる人権侵害への対応

ネット上での誹謗中傷や噂、プライバシー情報の漏えいなど、無責任な投稿による人権侵害に関しては、法務省の人権擁護機関が相談に対応している。

第1節 インターネット上で人権侵害に遭った場合は、プロバイダなどに削除依頼をする。

インターネット上に自分の名誉を毀損するような書き込みや、情報が掲載されていた場合には、被害者側では個人が特定できないため、問題を回避することは困難だ。被害者は掲示板やSNSの運営者に削除を求めることができるので（プロバイダ責任制限法）、プロバイダやサーバ運営者に投稿者の情報の開示を請求したり、人権侵害投稿の削除を依頼したりできる。証拠として記録をとり、Eメールサービスを使って依頼する。掲示板やSNS上で反論や削除依頼をしてしまうと、炎上トラブルになりかねない。

くれぐれも削除依頼などを直接サイトに書き込まないように注意しておかなければいけない。

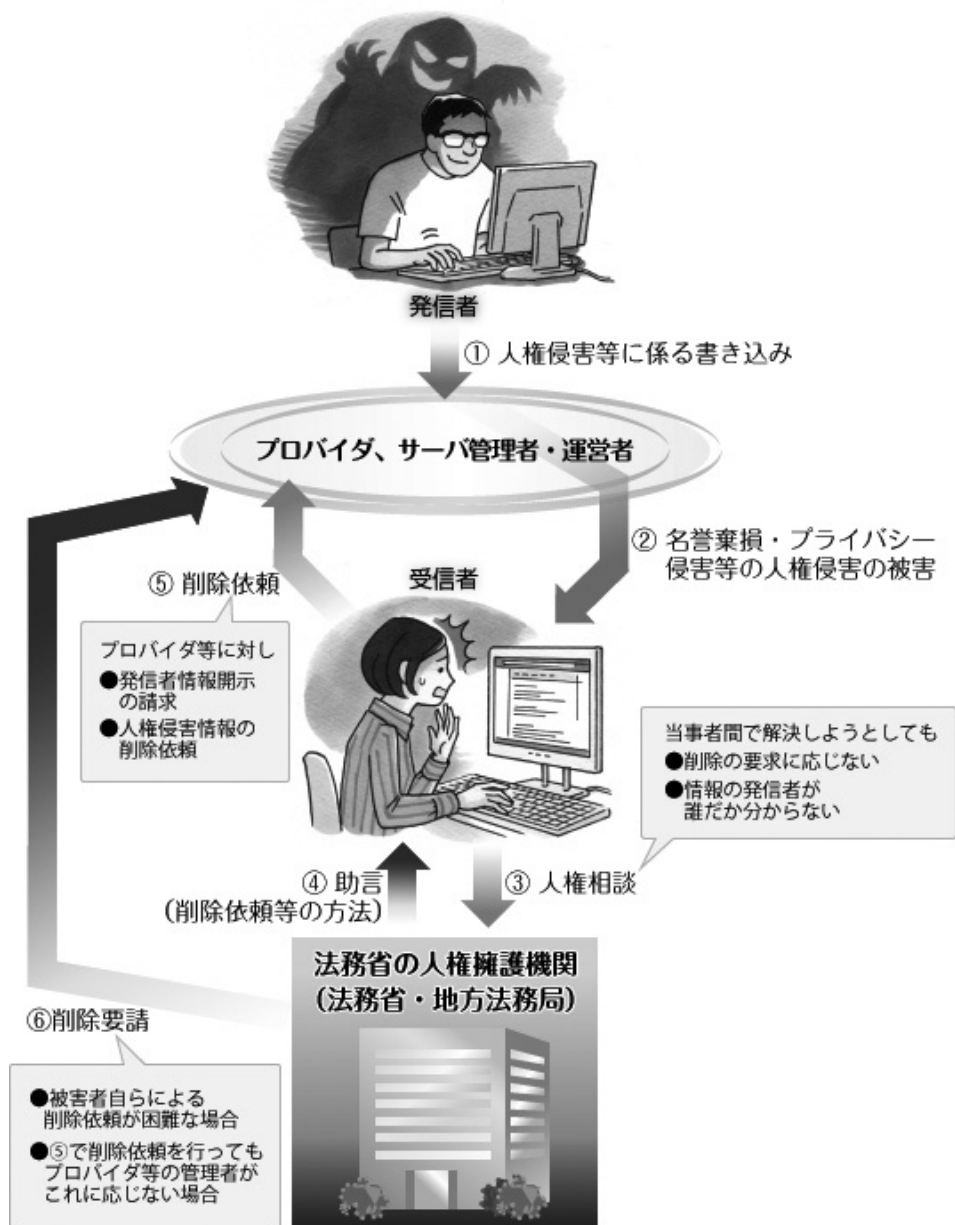
第2節 被害者側から削除依頼が困難な場合

被害者自らが削除依頼をすることが困難な場合は、法務省の人権擁護機関である法務局の支局に対応してもらえる。

法務局では、削除に関するアドバイスなど、手助けをしてもらえる。

ただし、サービスが多様化してきた SNS サイトでは、削除依頼から削除完了まで1年近くかかる場合もあるが、必ず削除できるサービスばかりでないことも理解しておく必要がある。

法務省人権擁護機関による人権侵害情報への対応（法務省 HP から）



第3節 人権侵害等の削除依頼の注意点

問題の投稿を発見した場合、既に他のサイトに転送されていたり、自動的に複数のサービスに拡散していたりする場合があるため、同じ内容をコピー・ペーストして、ネット上の書き込みを検索する必要がある。ただし、何度も検索すると、逆に自らが検索ランキングを上げてしまうことにもなりかねないので、相談窓口を活用し、早めの対応を心掛けたい。また、過剰に反応して投稿者を刺激しないよう配慮が必要だ。無視する勇気もネットには必要なのだ。

第4章 今後の課題

各地の学校や企業で講座を開いてはいるが、まだまだネット上での人権に関しては意識が低い。匿名だから何を書いてもわからないはず・・・と思い込んでいる人も多い。ネットの普及により、多くの一般人が利用し始めた現状を考えると、誰でも人権侵害を犯してしまうリスクを持っていることを多くの世代に理解してもらい、人権問題は身近な問題だと再認識する必要がある。企業人の愚痴の投稿は企業の株価や存続にまで影響する。過去の交際相手との日記投稿は、結婚問題に影響する。アルバイト時の投稿は、就職にも影響する。投稿内容は世界中が見ていて、消すことが不可能になってしまってからでは、一生その傷を背負って生きていくこととなる。企業が正式にリリースしているコメントの投稿も、伝えたいように伝えず、思いもしない方向で、コメントが炎上してしまう場合もある。誹謗中傷だけではなく、いろんな意見が出し合える SNS が普及してしまった今だからこそ、インターネットの人権問題は啓発しておかなければ、数年後には取り返しのつかない事態に陥る。

おわりに

インターネットとスマートフォンの普及は暮らしを大きく変えている。企業の発展にも多く貢献しているのだが、便利さや利益のために、モラルが置き去りになってはいないだろうか。SNS のサービスは各社とも息つく間もないほどのスピードで競い合い、開発に追われている。IT 企業の多くは立ち止まって考える時間すらない。数か月もすると、どんどん市場は変化する。経験の浅い IT ベンチャーが試行錯誤して生み出したサービスに振り回されてはいけない。しっかりとしたモラルや人権教育を幼いうちから身につける取り組みをしなければ、人工知能に振り回される時代が来てしまう。

【注】

- 注1 個人を特定しないということになっていますが、実際には個人は特定していなくても、端末は特定出来る場合があります。従来はスマートフォンなどの端末識別 ID を使用していましたが、アップルやグーグルはプライバシー保護意識の高まりに配慮して、従来の端末識別 ID とは別に、出来るだけ個人が特定できない様、広告配信用 ID を使用しています。
- 注2 ネット上の広告手法のひとつ。自社のサイトを訪れたことのある人に限定して、再度、同じホームページへの訪問を促すような広告を配信する仕組み。
- 注3 スマートフォン用 OS の場合、他のアプリにも自動コピーされ、複数のアプリに投稿した状態になります。例えばツイッターにつぶやくと、その利用者が使用している他のアプリにも投稿内容はコピーされ紐づきます。本来は編集ソフトなどのように、簡単に投稿するためのアプリがツイッターアプリにアクセスをし、コメントを複製しています。ユーザーがインストールし使用しているアプリによって条件が変わりますので、どのアプリがツイッターにアクセスを求めているかは、スマホの設定項目で確認する必要があります。
- 注4 インストールした状態の基本設定（初期設定のまま）で使うと、使用時開始時の同意条件に書いてある通り、スマートフォン内の電話帳のデータや、位置情報が LINE 社に提供されます。基本設定を変更することで、電話帳や位置情報は提供されなくなります。
- 注5 LINE は、自分の電話番号を知っている人のみと繋がる仕組みですが、ここ 2、3 年前から新たに電話を買うと、その電話番号は誰かが解約して 3 ヶ月経過した古い番号が割り当てられますから、前の使用者の番号を電話帳に登録している人で、なおかつ LINE を使用している人に投稿内容が見える場合があります。
- 注6 サイトの閲覧履歴や広告のクリック履歴から、利用者の興味関心を推測し、ターゲットを絞って広告を配信する手法。

発達障害の特性を理解する

石川道子

はじめに	50
第1章 「発達障害」は正しく理解されているか	50
第2章 発達障害は今も変遷し続ける概念である	51
第1節 DSM-5によって変わったこと	
第2節 明確な障害から、分かりにくい障害への流れ	
第3節 自閉症スペクトラムという考え方	
第4節 「グレー」とは？境界域は何を示すのか？	
第3章 自閉症スペクトラム（ASD）の特性の理解	54
第1節 ASDの共通しているところ	
第2節 ASDの情報処理特性	
第3節 情報処理の特性が起因して、必然的に起こること	
第4章 体験した困った行動の事例と支援	62
第1節 対人関係に関する困った行動	
第2節 コミュニケーションに関する困った行動	
第5章 縦断的に支援するということ	67
終わりに～違いは劣っていることではない	67

はじめに

「発達障害」は耳慣れた言葉になってきたが、一方では、正確に理解されているとは思えない現実がある。「発達障害」とは Developmental Disorder を訳した名称である。Disorder ということばを日本語では「障害」と訳すが、そもそも Disorder という単語の語源は、order が乱されている、すなわち、順序だっていない、規則どおりではないというような意味である。したがって、Developmental Disorder とは、発達のアンバランスさがあったり、順番通りではないことを意味しており、標準発達と異なる発達の経路をとることを示している。

異なった発達経路をとった結果、成長してどうなるかとか、異なった発達経路が認められるのが特定の分野か全般にわたるのかとか、どの年齢でどのぐらいの差異があるのかなどについては個別性が大きい。たとえ、同じ診断がついても、年齢や成育環境、教育歴など複数の要素が影響することによって、多様性を持つ。これらのことが、「発達障害」という概念を理解していく上での大きな妨げになっていると考えられる。「あなたの発達障害」と「私の発達障害」とは異なるものになってしまうことが、専門家といわれる人々の中にも起っているのが現状である。

第 1 章 「発達障害」は正しく理解されているか

筆者は発達を専門分野とする小児科医として仕事をしてきたので、「発達障害」という診断を本人にではなく、家族に告げることを主としてきた。初めて診断を告知するシーンでは、家族の方たちは様々な反応を示す。例をあげると、驚きのあまり茫然とする、質問を次々される、静かに涙ぐむ、「やっぱり」という表情や発言をするなどの反応である。告知を受けて年月がたってから、症例の母親たちが告知を受けた時を振り返って、当時の心境を語ってくれたうちの一部を以下に記述した。

- 「将来はどうなるのだろう？」「何をしなければいけないのだろう？」「今までの生活をどのように変えていけばよいのだろう？」などの疑問が次々わいてきて、頭が真っ白になりました。
- 診断名を聞いた途端に、「何？それってどんなこと？」となって、後の話は全然覚えていません。

このような語りからも、「発達障害」に対しての知識を持っていないために、大きなショックを受けたことがわかる。しかし、ここ数年目立って増加してきたのは、家族の方たちがすでに「発達障害ではないだろうか？」と予想している場合である。これは発達障害の認知度が上がったことによって、当然、予測される現象である。しかし、気になるのは、疑っていた通りの診断を受けて、「すっきりしました」となる例ばかりではないということである。「違

う」と否定して欲しいとか、「発達障害」という診断はこどもが発達しないと宣告されることと考えている家族も少なくない。これは、冒頭で述べた「発達障害」への本当の理解が広がっていないことを示していると考えられる。したがって、この論文では、「発達障害」に関する最近の知見に加え、長年の診療で出会った具体例を示しながら、彼らの情報処理過程の特性とその結果となる行動、すなわち、彼らがとりやすい行動への解説を試みた。

第2章 発達障害は今も変遷し続ける概念である

第1節 DSM-5 によって変わったこと

精神疾患の世界的バイブルであるアメリカ精神医学会が定めた診断基準である DSM においても、過去において改訂版が出るたびに、多数の疾患概念の変化がみられ、「発達障害」が含まれている小児期にみられる疾患についても大きな変遷が繰り返されてきた。「発達障害」とは、いまだ発達途上にある概念である。2012年12月に、DSM-IVから DSM-5^{注1}への改定が正式に許可され、WHO による診断基準である ICD-10 についても、間もなく改定される予定になっている。いずれもあくまでも医学分野での診断基準であるが、診断とは絶対的なものではなく、時代の変化により変わることを象徴しているので、ここで取り上げる。では、今回の改定で、「発達障害」に関してどのような変化が起きたのか^{注2}、以下簡略に述べてみる。

- 「発達障害」という大項目の名称が「神経発達症（障害）」と変更された。
名称変更は、「発達障害」と脳の機能との関連を強く意識している。
- 診断基準の中に、程度の特定（specify）を付け加えた。
疾患分類としては、原因となる脳の機能を意識しているが、臨床での治療や支援を効果的に実施するために、原因とは対極にある日常生活に支障をきたしているかどうかの視点を強調していると推測される。
- 広汎性発達障害という項目に属していた診断をすべて自閉症スペクトラム（Autism Spectrum Disorder：以下 ASD と略）として統一した。
この改訂で、従来使用されていた非定型自閉症、アスペルガー症候群という診断名は使用されないこととなった。ASD の診断基準としては、従来のものに感覚の過敏性が加わり、特性が明らかな場合にのみ診断することになり、以前に比べて診断される対象が狭くなったのではないかとされている。非定型自閉症やアスペルガー症候群と診断されていた一部は、特徴はもつものの ASD の診断基準を全部そろえていないため、社会的コミュニケーション障害（Social Communication Disorder：以下 SCD と略）となり、神経発達障害の分類ではなく、コミュニケーション障害の項目に属することとなる。

第 2 節 明確な障害から、分かりにくい障害への流れ

長い年月の間、障害と言え、脳性麻痺や筋疾患などの肢体不自由、聴覚障害、視覚障害と知的障害であった。手帳制度などの障害を規定した法は、身体障害→知的障害→精神障害→発達障害の順に制定されている。発達障害者支援法成立は、2004 年で、身体障害者福祉法制定から半世紀以上を要した。この背景には、「障害」とは誰にでも分かりやすいことが前提であり、「障害」の程度も数値的に測定できると考えられてきたことがある。肢体不自由は運動の制限を測定でき、知的レベルは知能テストという尺度が存在する。次の 3 章で述べる自閉症という「障害」は、基準と測定が難しく、知的障害を合併している場合のみ、「障害」の仲間とされ知的障害者支援を受けていた。本来の「自閉症」がもつ数々の生活の困難さへの支援はなかったが、生活の適応度で認定される精神障害が支援の対象となり、知的障害とは異なる枠組みの支援が可能となった。さらに、2004 年 12 月に発達障害者支援法が制定され、自閉症は「発達障害」の一つとしての位置づけが確立した。

日常生活の援助度を基準にすることは、特に小児の場合は、年齢や環境によって変動が大きく、「年齢に相当した」行動ができるかどうかとなってくる。また、成人を前提とした障害者支援制度とは違い、現状でできないことを援助するだけではなく、将来のための「発達を促す」という要素も加味しなくてはいけない小児ならではの複雑さがある。自閉症という障害が認知されるまでにすら、長い年月がかかっている。「発達障害」に含まれる他の障害である学習障害（Learning Disorder：LD と略）や注意欠陥多動障害（Attention Disability and Hyperkinetic Disorder：ADHD と略）は行動の特徴（落ち着かない、注意集中が続かない、よく動くなど）や学習上の困難さを主症状とするため、意欲や養育環境のせいとされることも多く、なかなか周囲から「障害」として認められなかった歴史があり、今なお、現実としてあり続けている。知的障害の場合も、知的能力の測定尺度となっているビネーによる知能テストの開発がなかったら、「意欲がない」「怠惰である」というレッテルを未だ貼られ続けていたかもしれない。

第 3 節 自閉症スペクトラムという考え方

自閉症は、1943 年アメリカの児童精神科医 Kanner の症例報告^{注3}に端を発する。現在の診断基準は、表 1 で示したが、対人関係とコミュニケーションの発達の遅れまたは質的障害とこだわりとか同一性保持、興味の限局などの自閉症らしい特異な行動パターンを有する一群の人たちを示す。スペクトラムという考え方は、連続体と訳されることから類推できるように、共通項をもっているヒトの集合体ということである。この考え方から言えば、発達性協調運動障害（Developmental Coordination Disorder:DCD と略）と脳性まひも協調運動に苦しさを持ったスペクトラムであり、ADHD と反抗性挑戦障害から行為障害にいたる反社会

的マーチ（反社会的行動が激しくなっていくこと）もある意味、スペクトラムと考えられる。共通項として、発達が順調にいかない領域が存在しており、おそらく、脳のある部分にスキルの学習が阻害されやすい機能障害を有する特性を持っているということなのである。連続するものであるため、同一症例でのスペクトラム内での移動も起こり得る。これは環境や学習により、病態が変化する可能性を示し、当然、診断基準に基づいた診断名が変更になることを示す。DSM－5における、自閉症関連の疾患を ASD に統合というのは、従来の診断名は異なっているけれども治療戦略に違いはないからであろう。アスペルガー症候群だろうが、非定型自閉症だろうが、広汎性発達障害だろうが、支援方法には大きな違いがないのが現状である。それどころか、同一スペクトラム内なのに、違う診断名で、あたかもまったく別の障害のように受け取られて、混乱を招く可能性がある。言葉が一見達者に見えるアスペルガー症候群も、言葉が全く話せない重度知的障害を伴う自閉症も、ASD である。人から孤立して、家族ともコミュニケーションをとれない ASD も、就労して仲間との交流できる ASD もあるということである。

第4節 「グレー」とは？境界域は何を示すか？

障害と普通とは、はっきり区別できるものではないということをあらためて明確にしたのが、ASD の考え方である。小児の場合は、障害として認定するということが、結構、困難なことがある。知的障害は知能テスト等で測定できると前述したが、手帳を取得する際に境界線を引くと、テストでの1点の違いはなんだろうということになる。また、小児の場合は、再判定制度を適用することが多いが、同じ子が知的障害になったり、知的障害ではなくなったりという、理不尽さを経験することになる。手帳制度は、制度利用のための行政的基準であるので、線引きが必要となる。しかし、縦断的にみると、障害と普通の間を行き来しながら発達をする子供たちが存在する事実がある。このタイプを「境界域」「グレーゾーン」などと呼ぶ。また、発達領域によって、発達速度の差があるタイプも存在する。これらのタイプの場合、普通圏内に入っている時には、「障害が治った」とか「普通になった」という捉え方をされ、再び障害圏内になる可能性もあることを忘却してしまう。すなわち周囲が発達の予想をしていないこととなり、時に深刻な支援の遅れにつながる。

「グレー」という診断は、ASD の特性が目立たない場合に使われる。「グレー」とはすなわち、どこかの特性が突出していないことを示す。発達障害を疑う場合、ことばや社会性領域に発達の遅れが目立つ ASD、多動や衝動性、不注意などの行動特徴が目立つ ADHD、学齢期に学習の習得に問題がみられる LD、不器用さが目立つ DCD などの診断があるが、それぞれの特徴が明確ではなく、発達過程での些細な遅れや逸脱が存在する場合に、「グレー」とされる傾向がある。「発達障害」そのものが、合併することが多い障害の複合体であることから考えれば、すべてが合併している場合、特徴がはっきりしなくなるのも当然の帰結であ

る。診断が未だ発達途上であり、今後に変化していくことを理解したうえで、以下の章を使って、「発達障害」と早期に診断された方が、診断が遅れた場合よりも未来が明るくなることを説明したいと思う。そのために、代表例として、ASD をあげる。ASD を取り上げた理由は、社会的行動の習得がなぜ困難なのかを障害特性から考えると理解しやすい発達障害だからである。

第3章 自閉症スペクトラム（ASD）の特性の理解

第1節 ASD の共通しているところ

ASD の特性理解をするうえで、表1で示した診断基準のうち、発達の遅れという面よりも、質的な異常という面に注目したい。障害はイコール「できない」と考えがちであるが、質的な異常とは、同年齢の多数の子どもたちがしている行動と違う、言い換えるなら「目立つ」「変わっている」行動をとることである。発達の遅れは「障害」と結びつきやすいが、この「普通と違う」のは、個性とか性格と区別するのが難しい。したがって、遅れがない場合に、ASD という確定診断はされにくく、あいまいな「グレー」という診断か、変わった個性、やりにくい性格などという評価を受け取ることとなる。

自閉症に関する著書は数多く、世間に自閉症への理解を広めるために貢献した名著^{注4-7}も多い。しかし、従来の診断基準に基づいた行動特性や症状がある自閉症から始められており、情報処理特性への言及は少ない。ASD がスペクトラムであるのは、症状ではなく情報処理過程が共通と考える立場にたち、今回は、症状がはっきりしている ASD に限定せず、「グレー」とされる境界例も含め、ASD の特性の理解を目標とする。ASD は、特異な情報処理過程を持つ。この特性が非常に強い場合も、弱い場合もあるが、特異的な情報処理の結果として、言葉の発達の遅れや対人関係障害、そして自閉症らしい行動をとりやすい。このように考えると、診断基準を満たしていない場合でも、ASD の情報処理過程の特性を有する子どもたち、名づけるなら ASD リスク群が存在するはずである。情報処理の特性は、行動面の特性に影響するので、特徴的な行動として現れる可能性があり、行動特性が常時存在する場合は、ASD と確定診断される。特徴的な行動が、特定の条件下のみ出現する場合に、これを ASD とするかどうかは、顕在化の頻度によることになり、これには実質上基準がない。常時でない場合を「グレー」とするか、反対に生涯に1回でもあれば ASD とするか、現在のところ意見は分かれている。症状が顕在化していない場合にも、ASD の情報処理特性を意識することの利点は、学習されにくいスキルの想定や行動が逸脱しやすい場面の予想が出来ること、さらに学習や行動変容の効果的方法が用意できることである。特に、早期診断をすれば、適応行動を学習する期間が長く取れるし、学習しやすい効果的方法も工夫できるということになる。

表 1 DSM-5 による自閉スペクトラム症 (ASD) の診断基準

A 複数の状況で社会的コミュニケーション及び対人的相互反応における持続的な欠陥があり、現時点または病歴によって、以下により明らかになる（以下の例は、一例であり、網羅したものではない；本文参照）。

- （１） 相互の対人的一情緒的関係の欠落で、例えば、対人的に異常な近づき方や通常の会話のやりとりのできないことといったものから、興味、情動、または感情を共有することの少なさ、社会的相互反応を開始したり応じたりすることができないことに及ぶ。
- （２） 対人的相互反応で非言語的コミュニケーション行動を用いることの欠陥、例えば、まともりのわるい言語的、非言語的コミュニケーションから、アイコンタクトと身振りの異常、または身振りの理解やその使用の欠陥、顔の表情や非言語的コミュニケーションの完全な欠陥に及ぶ。
- （３） 人間関係を発展させ、維持し、それを理解することの欠陥で、例えば、さまざまな社会的状況に合った行動に調整することの困難さから、想像上の遊びを他者と一緒にしたり友人を作ることの困難さ、または仲間に対する興味の欠如に及ぶ。

▶現在の重症度を特定せよ

B 行動、興味、または活動の限定された反復的な様式で、現在または病歴によって、以下の少なくとも 2 つにより明らかになる（以下の例は一例であり、網羅したものではない；本文参照）

- （１） 常同的または反復的な身体の運動、物の使用、または会話（例：おもちゃを一行に並べたりものを叩いたりするなどの単調な常同運動、反響言語、独特な言い回し）
- （２） 同一性への固執、習慣への頑ななこだわり、または言語的、非言語的な儀式的行動様式（例：小さな変化に対する極度の苦痛、移行することの困難さ、柔軟性に欠ける思考様式、儀式のようなあいさつの習慣、毎日同じ道順をたどったり、同じ食物を食べたりすることへの要求）
- （３） 強度または対象において異常なほど、極めて限定され執着する興味（例：一般的ではない対象への強い愛着または没頭、過度に限局したまたは固執した興味）
- （４） 感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ、または環境の感覚的側面に対する並外れた興味（例：痛みや体温に無関心のように見える、特定の音または触感に逆の反応をする、対象を過度に嗅いだり触れたりする、光または動きを見ることに熱中する）

▶現在の重症度を特定せよ

C 症状は早期に存在していなければならない（しかし社会的要求が能力の限界を超えるまでは症状は完全に明らかにならないかもしれないし、その後の生活で学んだ対応の仕方によって隠されている場合もある）。

D. その症状は、社会的、職業的、または他の重要な領域における現在の機能に臨床的に意味のある障害を引き起こしている。

E. これらの障害は、知的能力障害または全般的発達遅延ではうまく説明されない。知的能力障害と自閉スペクトラム症はしばしば同時におこり、自閉スペクトラム症と知的能力の併存の診断を下すためには、社会的コミュニケーションの著しい欠陥を認めているが、それ以外は自閉スペクトラム症の診断基準を満たさないものは、社会的（語用論的）コミュニケーション症として評価されるべきである。

* 重症度は社会的コミュニケーションの障害や、限定された反復的な行動様式に基づき、別表があり、レベル 3「非常に十分な支援を要する」レベル 2「十分な支援を要する」レベル 1「支援を要する」の 3 段階を特定する。

第2節 ASDの情報処理特性

表2に示したようなASDの情報処理特性を順番に解説していく。

①視覚優位

これは、「目で見たことがわかる」ということである。反対に見えないことは理解しにくいことを示す。この特徴は、実は自閉症へのアプローチとして、まず視覚支援という方法があげられる根拠となる。絵カードや文字での提示が、ことばでの指示よりも効果的なのは、見ることが出来るためである。視覚優位は、以下の現象を伴う。

- 初めてのことが理解できないので不安になる
- やってほしいことはモデルの提示が効果的

初めての「もの」・「こと」は、今まで見たことがないことである。1回見せてもらおうと、どんなことなのかわかるが、見たことのないものをことばで説明されても分からない。

- （目で見えない）はなしことばへの注意集中が困難

はなしことばは聴覚情報であるので、目で見ることが出来ない。相手の話を聞く時に、視覚に気になるものが入ってくると、そちらに注意がそれてしまうので、集中が難しくなる。はなしことばよりも文字や絵のように、視覚情報の方が情報として正確に伝わる。

- 自分の行動の振り返りが出来ない

自分の行動は、自分で見ることが出来ない。したがって、自分がどんな行動をしているかは分かりにくく、自分がみえることだけで、周囲の出来事を理解している。自閉症の基本障害と言われる「心の理論」も、相手の意図や信念がみえないことを考えると、分かりにくいのが納得できる。

②パーツ、細部への注目

部分への注目が特徴で、全体を把握することが苦手である。人全体ではなく、体の一部分や衣服の模様などへの部分への注目により、行動の模倣が出来ない。また、顔全体の情報処理を必要とする顔の認知や表情の読みとりも、顔のパーツ（目、口、眉など）の一つに焦点が合わされていると学習しにくい。他人との情報交換の際にも、一般的な人とは違う部分への注目をしているために、情報共有が出来ない。状況把握の際にも、全体的な把握と重要な情報への選択的注意をしなくてはならないが、全体的な把握も、重要情報がどれかの選択も、部分への着目はみるものを限定してしまうので、他人とは違ってしまう。パーツ、細部に注目してしまうことは、以下の行動を引き起こす。

表2 自閉症スペクトラムの情報処理の特性

- ① 視覚優位（はなしことばが苦手）
- ② 細かく、パーツ
- ③ 2つ以上の情報処理が困難
- ④ パターンが決まった物事が理解しやすい
- ⑤ 記憶が特異的（写真的記憶、レコーダー的記憶）
- ⑥ 感覚過敏性
- ⑦ パニック（情報入力 of 停止）を起こしやすい

- 人の行動の模倣が苦手
- 人の区別がしにくく、表情も読み取れない
- 状況把握が出来ない
- 文章の意味よりも単語だけ聞き取りやすい（例えば、〇〇するのか〇〇しないのか区別しにくい）

あまりに細かすぎるので、他の人が気付いていない発見もする。事例では、朝顔の葉の観察で、形は覚えていないが表面の細かな毛だけたくさん描いて、周囲には何を書いているかわからないと酷評を受けてしまった。

③二つ以上の情報を同時処理できない

物事を理解するためには、複数情報を総合的に判断することが必要になる。例えば、初めての場所に行った時は、視覚的な情報と人の話していることから情報収集し、さらに過去に経験した類似した記憶を検索して参考にするなど、情報収集と同時に、集めた情報を統合しつつ認識するという処理過程を繰り返す。この作業のためには、複数情報の同時処理が出来ないといけない。複数の情報入力 of 統合も難しいし、情報収集と行動の実行も同時にできないので、行動している時には情報を入力できず、行動しながら実行した結果を検証し、行動の修正をすることも難しい。また、時系列的にみると、常に一つの行動のセットで動いているので、一つの行動をしている時は、他の情報の入力が難しくなる。一つの行動が終了してから、次の行動というのが原則になるが、複数情報の処理が出来るタイプにとっては、「いちいち面倒」となる。ASDの子は「一ぺんにひとつだけ」とよく言う。こちらが一つの行動と思っていることが、意外と複数の行動の集合体のことが多い。その例を少しあげてみる。

- 相手の目を見ながら話を聞く
- ノートを取りながら内容を理解する
- 良い姿勢を保って、人の話を聞く
- 音読で内容を理解する

さらに、「〇〇してから××する」という指示も、二つ以上の情報を提供している。二つとも情報として伝わっていないと、指示に従わないという結果になる。理解している行動の指示の方が伝わりやすいので、好きなことだけしかしないという評価になる。また、〇〇が苦手なことで、××が報酬だとすると、××だけをしようとしてしまうので、自分勝手に嫌なことをしないこととなる。「好きなことだけしちゃダメ」という指導も意味が分からず、行動の後に「先に〇〇しなくちゃダメでしょ」と注意することは、「さっきは、そんなこと言っていなかった」「言いました」となり、相手が嘘をついていると混乱していく。単なる指示が不完全に入ったための結果だと解釈すれば、指示の仕方を工夫することで、行動がとれるようになり、子どもの評価が変化する。「行動の指示は一つずつする」が、このような相互の誤解が生じない方策である。

④パターンが決まったことが理解しやすい

前と全く同じとか、一定のパターンとか、規則的という事象が理解しやすい。「理解している」、「出来る」ということは、気分の安定につながる。逆に、パターンがないとかパターンを崩されると、動揺する。それゆえに、パターンが同じようになることを好み、物の位置、道順、物を並べる、同一の色を集めるなどの同一性保持と呼ばれる行動になりやすい。自分の座る場所も同じ場所にしたいが、座る場所が違っていると目に入る風景が変わるので落ち着かなくなるためであろう。

反対に動揺を招く、パターンが決まっていないものの代表として、人からの情報がある。目の前にいる人からの情報は変化が激しく、いつも全く同じ「発言」「行動」はしていない。姿だけ考えても、会うたびに服装も髪型も変わっていることが多い。気分や状況によって、同じ行動や発言でも意味が違うことも多い。人間は環境適応性が高い生物である。環境の中で、最も生存しやすい行動パターンを学習していく。群れとして生きることを選択したため、仲間の行動に合わせる社会的行動を必要とし、適応力があるとは、環境の変化に応じて、臨機応変に行動を変える柔軟性があることであり、パターンにとらわれない能力である。環境に適応している大多数の人間の行動は状況に応じて変化する。また、同じ人からの情報でも、前回と同じパターンのもの、記録された映像や写真はパターンが変わらない情報となるので、分かりやすい。

同じようにパターンが変わるものがはなしことばである。はなしことばの獲得が遅れるのは、①で述べたように目で見えないので、はなしことばの存在に気付くのが遅くなることによる。同じ単語でも違う人が話すと声が違う。また、単語単独で話すことが少なく、同じ単語が違う文章の一部として使われることが多いので、意味が混乱しやすい。感情が混じると、声の大きさや言い方も変わる。このように変化に富んでいるので、はなしことばの習得（意味の理解と表現の両者）に困難さが生じる。

①から③までの情報処理特性があると、人からの情報をとることとはなしことば（意味理解と使いこなすこと）の二つを苦手にする事となる。パターンが決まったものでも、前回と違う、思っていたのと違う、予想していなかった、急な予定変更というような場面では混乱しやすい。

⑤記憶が特異的

物事を記憶する場合、重要な情報を効率よく記憶するために睡眠中に加工する作業が脳内で行われていると言われている。ASDの人たちは、そのままコピーする記憶が優れている。視覚的には、写真的記憶と言われる一瞬見ただけでそのまま写真のように記憶する。これは1枚の写真のファイルのようにそのまま保存される。場所や物の位置の記憶がいい、電車の路線図が描ける、元素記号表を覚えるなど、その細部まで正確な記憶に驚くことは多い。写真的記憶はあるものの、焦点がぼけていたり、範囲が狭い場合もあり、全員がこの記憶を有効に使っているわけではない。しかし、記憶を映像として思い出すことは、ASDにとって

当たり前のようである。記憶として残りやすいのは、嫌な目にあったシーンや、怖かった場面で、その映像が脳裏に浮かぶと、気持ちが動揺する。これの極端な場合をフラッシュバックと呼ぶ。

聴覚的には、レコーダー的記憶といわれる聞いた音や言葉をそのまま記憶する能力である。歌や曲を1回聞いただけですぐ覚えるとか、TVのCMのフレーズを繰り返すとかDVDのセリフを覚えるなどの現象を見て、この記憶が優れていることに気付かれることも多い。特にことばをそのまま記憶することが出来ると、意味は分からないけど、ことばとして使ってしまうことが起きてくる。言葉の意味理解、特に文脈によって意味が違ってくることばや相手との関係によって使い方が違うことばが分かりにくく、さらに暗喩や皮肉など言っていることの裏を読むなどのスキルが発達しないまま、抽象的な言語を単に話すことが出来ることによって、本人の言語能力を過剰に高く見積もることになる。そのために、「分かっているはず」という意思疎通のすれ違いが起こりやすいのである。

⑥感覚の過敏性

DSM-5に新しく加わった診断基準であるが、感覚過敏であると本人が自覚していないことが多い。感覚とは五感と言われるように、視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚など、体を感じる感覚刺激の感じ方である。味覚が敏感であればすぐれた料理人になれる才能があることになるが、まずい味が人より苦痛となる。過敏とは、人は特に苦痛を感じないものが、苦手な感覚刺激になることを示す。聴覚の場合、絶対音感がある人は外れた音程は苦痛になる。触覚の過敏性は、触られた感覚が痛みに近いことにもなり、服の肌触りにも許容できる範囲が狭くなる。特定の周波数の音や光が苦痛を伴うこともある。生活動作のうち着衣や食べ物に対しての「こだわり」は、感覚過敏と関連して出現することが多く、偏食や着替えの拒否、洗面や入浴への抵抗にもつながりやすい。感覚過敏は不安な気分の時に増幅されることが多く、苦手な刺激を強制的にされたりすると、耳ふさぎなどの防御行動や泣きわめく、逃げ出すなどのパニック行動を引き起こすことになる。

感覚過敏そのものではなく、我慢の閾値を超えた時に出現する行動で、感覚過敏の存在がわかる。「他の人たちも、同じように騒がしい音が苦手だけど、我慢できているんだと思っていた。僕だけ、ダメな子だから我慢が出来ないんだと思っていた」。ある小学生のASDの子が語ったことばである。

⑦情報処理の混乱が起きやすい

情報処理過程が違うために、定型タイプの人たちの行動形式をとっていると、疲労がつもり重なり継続することが難しい。短時間なら、指示されたことはできるが、長時間になると、集中持続や実行機能に必要な情報処理が出来なくなる。「最後まで続けられない」「途中であきてしまう」と言われる現象である。不思議なことに、指示されたことではなく、自分が始めたことは継続することが多い。長時間過度に集中している時には疲労は感じないが、終了した途端に極度の疲労感から、情報処理の混乱が起こることもある。

⑥で述べた感覚過敏は、感覚入力の情報量が膨大になることを示す。背景情報と重要情報を選択していき、必要な情報以外を消去していく機能も弱い。したがって、情報入力の容量オーバーによる混乱も起こりやすい。入力刺激としては、はなしことばが一番疲労を起しやすく、相手の話を聞いていると、表情がなくなって目がとろんとしてしまうことも稀ではない。「授業中、先生が長く話していると、ことばが突然記号のように聞こえてきて、何を言っているかわからなくなる」「かん高い声の人の話を聞いていると、頭がきりきりしてくる」「先生（女性）の声は笛吹ケトルのピーという感じで、何を言っているかわからない」いずれも、診察時に ASD の子どもたちから聞いた話である。はなしことばは、情報処理する時に混乱をしやすい刺激であることを語っている。

④で述べた特徴のパターン通りでないと混乱することも、日常生活の中でよく起こる。環境が新しくなった時にはパターンがつかめていないし、偶然起こったことを毎日起こると勘違いすることもある。慣れていない場所では、周囲の視覚情報が気になるので、人の行動のパターンを観察する余裕がない。本来の発達レベルで行動できるためには、慣れている場所、慣れている人、いつもの通りのルーティンの行動あるいは指示が具体的で分かりやすい。助けてくれる人がそばにいるなどの条件が必要になる。その意味では、スケジュールが決まっていて、次にやることの予定がはっきりしている時には、混乱は少ない。反対に、以前と違う、自分の思っていた予定と異なる、予期していなかったのに予定を決められた、急に予定変更されたなどの場面では、混乱しやすいということでもある。

情報処理過程の混乱は、理解する力、実行する力を低下させる。分かりやすく言えば、「学習に一番向いていない状態」となってしまう。特に、はなしことばの理解力が極端に落ちてしまう。本人が混乱していることがわかると、混乱をなくそうとして周囲が説明を加えるので、ますます混乱を増大させるという悪循環に陥る。混乱の究極型はパニックである。「次は何するの?」と確認してくる ASD が多いのも、混乱を防ぐための自分で考えた対策の一つである。せっかくの名案も確認回数が多いと「しつこい」と注意される結果になる。スケジュールを提示し、自分で何度でも確認してもよい環境が、情報処理過程の混乱を予防できる。スケジュールは、本人の発達レベルにとって無理がなく、疲労の閾値を超えない程度にする必要がある。

以上、ASD タイプの情報処理過程について、定型タイプとの違いが目立つ 7 項目について解説をした。人間の行動は複雑で、7 項目が単独ではなく、組み合わせあって行動への影響を与えている。簡潔にまとめると、ASD タイプの情報処理特性をもつと、情報がとりにくく、理解がしにくいものが「人」と「ことば」ということとなり、人と関係する行動が習得しにくいことになる。

第3節 情報処理の特性が起因して、必然的に起こること

情報処理の特性から、「普通に」「簡単に」できると思われている行動が困難であることが推測される。どんな行動が自然に身につくことが難しいかを表3に示した。自然に習得されないのであれば、教えること、そして練習することを必要とする。「〇〇障害」という診断をつけることは、すなわち、本人の持っている特性を理解し、本人がとりやすい発想や習得しにくい行動を予測できるようになるということである。ASDは、半世紀以上にわたって研究されてきたので、多くの特徴のある行動が報告されている。いくつかの行動を例として、情報特性を第2節の番号を引用しながら、行動との関連を詳しく述べる。

(1) 集団行動がうまく取れない。

集団で生活するとは、周囲に人がたくさん存在することである。物体は静止しているが、

表3 自閉症スペクトラム(ASD)が練習しないと習得出来ないこと

- ・ 顔を見ながら話を聞く
- ・ 椅子に座って話を聞く
- ・ 言われたことにタイミングよく答える
- ・ 長い話に集中を続ける
- ・ 動き回っているたくさんの人を弁別する
- ・ 複数の人間が誰に話しかけているかを理解する
- ・ 長時間体を動かさずにいる
- ・ 他人から自分がどう見えるかをモニターする

人はそれぞれの自由な意思にしたがって行動する。そのうえ、人の行動は、いつも同じという訳ではない。動きの情報と「ことば」の情報など、たくさんの情報を発信している。人の数が増えるほど、付随している情報量が増え、脳の処理過程に脆弱性を持つ(表2-⑦) ASDタイプにとって長時間は持たない。行動する時には周囲で何が起こっているかの情報がとれないし、もし情報集めをすると自分のやっていること

〈実行機能〉が妨害されることとなる(表2-③)。一人だと実行できる行動も、周囲に人がいると実行できなくなる。また、全体指示を聞きそこなうことも、集団行動をとれない原因となる。全体指示の聞きそこないは、指示を出していることばへの選択性注意をむけられないこと(表2-①②)と周囲の雑音が大きく聞こえる(表2-⑤)ことによる。指示が聞けないので、周囲の動きが予想外となり、びっくりする。動揺した時は、いつものように行動できない(表2-⑦)。周囲の視覚的手がかりで動くと、ワンテンポ遅れることになる(表2-①)。

(2) マンツーマンの時にはやり取りができるのに、周囲に複数の人間がいると会話がすれ違つか黙ってしまう。

二つ以上の情報処理が苦手なため(表2-③)、相手が複数となると、情報を入手できなくなる。同じ行動をしていれば、まだ理解できるが、些細な違いが気になるし、身に付けているものや背景に目が行きがちになる((表2-②)。自由に動き回っている人間を同時に追うことが出来ない(表2-③)。動きがあるうえに、それぞれがことばでのやり取りをしていると、誰が誰に話しかけているか分からなくなる((表2-⑦)。答えを無視するか、反対に、自分に話しかけられていないのに答えたりする。

(3) 慣れていない場面で指示されたことを拒絶する

視覚優位であると（表2-①）、初めての場面は不安になる。不安になると、情報処理能力が落ちる（表2-⑦）ため、視覚支援がなく、ことばだけの説明ではますます不安が募る（表2-①⑦）。そのタイミングで「〇〇しょうか」と聞くと「いや」と即答する。

第4章 体験した困った行動の事例と支援

ここまでは総論的に述べてきたので、以下は経験した困った行動を実例にして、行動の持つ意味をASDの情報処理特性から説明し、どう対処すればよいかの助言例を提示する。

第1節 対人関係に関する困った行動

対人関係障害は、人からの情報を得るのが苦手なASDにとって、困った行動が出やすい領域である。困った行動だと思えることが、意外と違う意味を持つ行動のことがある。

（1）母親との関係

【例1】 1歳半検診で言葉が遅いと指摘された。話しかけを多くするように言われて、絵本を読んでいるときに、そばで読んであげようとする、絵本を閉じて、離れていってしまった。私（母親）を必要としていないんだなと悲しくなった（2歳）

母親に対する助言：

- 母親の話しかけるタイミングが、こどものことばが入りやすいタイミングではなかった。
- 絵本などを見ている時は視覚情報を楽しんでいる→同時処理が苦手なASDにとっては、ことばは邪魔な刺激か、無視されることになる。
- 良好な母子関係のために人とかかわれないタイミングもあると理解する。
- 効果的な話しかけは、要求時（子どもがお母さんを見ている時）。
- まず、話すのは楽しいという雰囲気を作ってみせる。
- 直接的に教えたことばより、間接的に何度も聞いたことばの方がよく耳に入っていて覚えている。
- 場面や動作に対応することば、例えば「ごちそうさま」「ちょうだい」などは覚えやすい。
- 反応が分かりにくいけど、あきらめずに話す。ことばに興味を持っている時間が少ないので、話しかけたことばのうち本人に届くことばはほんのわずか。よって話しかけは多くした方が、ことばは覚える率が上がる。反応は期待しない。
- 今は、母親が必要だということを表現する行動をとらないだけ。
- 母親のことを大好きなのは決まっていると思って、育てていくこと。もう少ししたら、この子にはお母さんが必要だと確信できるようになる。

(2) 先生との関係

集団生活では、指示に従って行動することが困難なことが多いので、よく見ている先生にとっては、数々のやれていないことが目につく。やれていないことを注意すると混乱し、実行能力が低下するので、ますますやれなくなってくる。一斉指示を聞きこなっている、やれるが持続が短い、複数の指示の中一つだけ守ってやっているなど、定型の子どもたちに較べると不利な条件が多数あるので、実行できるようにどう援助するかがポイントとなる。

【例 2】 授業中に姿勢が悪いので、注意するがすぐにまた姿勢が崩れる。また、ノートをとっていないので、書くように言うと汚い字で書くので、注意するとノートを破ってくしゃくしゃにしてしまった。本当に反抗的な子供だと思った（小 6）

先生への助言：

- ASD の場合、姿勢を保持するとか、きれいな字を書くというのは大変な努力を必要とする行為。
- 努力が続いている間は出来るのですが、持続時間は短い。
- 持続時間を長くしたければ、やれている時に褒めてあげるのが効果的。
- ASD の子は皆が当たり前に行っていることが簡単には出来ないという認識を持って、行動を見直す。やれている時には、他の人には必要がない努力が必要で、努力することが出来なくなった時に、ダメだしをされると、努力しようとする気持ちがなくなる。例えば、姿勢を崩した時に、姿勢が悪いという注意ではなく、もう一度いい姿勢がとれるように指示（なるべく暖かい口調で）。
- 注意されても、ノートに書くのを頑張ったが、さらに、書いた字を注意されて、努力できる限界を超えた。
- 限界を超えると、混乱からパニックになる。パニックの時には、後先考えない行動になってしまうので、先生に反抗しようと思ってやった行為ではないと思う。
- 彼は、きっと先生に、褒めて貰いたかった。指示に従ってやれている時に、認めてあげる声掛けをすると、一生懸命続けようとすると思う。

(3) 兄弟との関係

兄弟関係は難しい。特に、学校や幼稚園でうまく適応している子は、家に帰ってきたときに自分のペースでリラックスしたがらる。外向きモードと自宅モードが異なっている時は、どちらかが背伸びをした適応をしていると考える。たいていは、家庭では気を許しているので、周囲の状況をよく見ていないし、ことばによる交渉をしないことが多い。年下の兄弟は、相手の様子を見ることが未熟なことが多く、仲良くかかわれるタイミングが分からずにかかわっていくので、親が本人の状態を見極めて、仲介に入った方がよい。学校生活を送っている間は、一人でゆったりする時間や空間の確保が必要である。不適切な行動が目立ってきたときは、相手を自分の生活を脅かす脅威だと思っていることが多い。その時期は、離れてお互いの姿を見ないようにした方が、成長した時に、仲がよい兄弟になれる。

【例 3】 3歳の弟が、ちょっと兄の文房具に触っただけで、ひどく殴る。下の子にやさしくするように注意するが、どんどん手が出るのがひどくなっていき、今は弟が近くに行くだけでたたいたり、けったりする。下の子はおびえて暮らしている。兄としての優しさが無い子なんだと思う（小3）

母親への助言：

- お兄さんらしい行動というのは、具体的ではない。どうすればよいのか分かりにくい。
- 年下だからという説明は、自分より弟を味方しているという意味にしか取れない。
- 帰宅後は、学校で疲れているので、寛大ではない。
- 自宅では、自分のペースに戻って過ごしたいので、よく周囲のことを観察していない。弟が文房具に手を伸ばしてきて、びっくりして思わず手が出てきてしまったと思う。
- お母さんに注意されるので、弟にそばに来て欲しくなく、「あっちに行ってほしい」と訴えているのが暴力になっている。
- お母さんに何度も注意されると、弟が敵に思えてくる。そうなる前に、また、弟さんもおびえているので、しばらくはお互いが近づかないように、弟は母親がみてあげる。
- 手が出てしまっていたら、「おにいちゃん、今は遊びたくないんだって」と弟を連れ出す。そうすると、暴力ではなく、ことばで断ることのモデルを見せることになり、いずれは習得できる。
- 将来はお互いのタイミングがあって、仲良く暮らすことが出来る。

（4） 同級生との関係

同級生とは、年齢が低い程、関係がうまく結べないことが多い。大人とはうまくかかわれるという時期を十分な長さ過ごし、初めて、子どもたちとも良いかかわりが出来るようになる。したがって、まず、大人と行動が類似している年齢が上の子たちとかかわるようになる。反対に、遊びのレベルが同じ低年齢の子の中に入ろうとする子もいる。同級生は、一番後のことが多い。

【例 4】 友達と遊ばない。一人でお気に入りの黄色い二輪車で走り回っている。誰かがその二輪車に乗っていると、押して降りさせようとする。順番を待って乗るように言っても、二輪車を離さない。（年中組）

保育士さんへの助言：

- ASDにとって、遊びの発達、同年齢の子供たちから比べると差が大きい分野。人とかかわりが必要な遊び、ごっこ遊びとか想像遊びといわれる遊びに参加できるようになる時期は遅く、年中ぐらいからはごっこ遊びがさかんになるが、大多数のASDの幼児はまだ、一人遊びを楽しむ傾向にある。
- ごっこ遊びは、相手とのやり取りを楽しむことになるので、やり取り自体に興味が無い場合は参加しない。
- パターンが決まっている方が安心するので、遊びも同じことを繰り返す。

- 集団生活を過ごしているうちに、周囲で行われている遊びを見ることによって興味も出てくるが、時期は遅れる。
- 年中の後半になると、ASDの子たちが得意な遊び、つまり、状況によって変わることはないルール、人の動きではなく、カードや盤を使ったゲームなどで遊ぶことを通して、人とかかわる遊びの楽しさに気付く。
- 勝敗にこだわって、負けると怒る行動が出やすい。遊びが楽しいので負けたことを我慢するという状態になってからお友達と遊ばせる。
- 最初は、先生が相手になって興味を持ちそうな遊びをする。たかが遊びなのですが、人とかかわることが楽しいと思えるように、最初に先生が付き添って、遊び方、遊ぶときのルールを教えながら参加すると、お友達から非難されるような行動をとることを防げる。
- 物を共有するというルールも理解していないので、一度使ったものはいつでも自分が使えると思い込む。例えば、今日は、使えることが目で見てはっきりするようなルールを決める。

第2節 コミュニケーションに関する困った行動

対人関係と同様に、コミュニケーションも問題が起きやすい。語彙が豊富でも、場面に合った話し言葉の選択や相手に理解しやすいように話すなどは苦手である。相手との関係には、ことばで説明することが必要になる。コミュニケーションに関しては、年齢にふさわしくないのに一度覚えた言い方を使い続けたり、相手の反応を見ていなかったり、助けを求められなかったり、苦勞が絶えない領域である。

(1) 場面にあっていない言葉を使う

【例5】中学生だけど敬語が使えない。小学校の低学年では孤立していたが、高学年になってから仲間に入るようになった。友達同士の乱暴な言葉「うざい」「死ね」「うせろ」などを教師に向かって使う。注意すると、すぐ「ごめんなさい」というが繰り返す。(中1)

先生への助言：

- 中学生らしい言葉使いが分からない。先生の前と友達同士という使い分けが出来ていない。
- いけない言葉を注意するより、適切なことばを具体的に教えていく。
- 教える関係になるには、先生がリーダーという関係を築くことが必要。
- 中学校になると、報酬系だけではなくミスした時には償う行為、できれば掃除など生活スキルの練習になることをするルールも将来の役に立つ

(2) 質問をされるということ

【例6】学校で何か困ったことがないかが心配で、帰宅すると学校での様子を質問するが、

答えが返ってこない。困ったことはないかと聞くと「ない」と即答するが、昨日、先生から電話がかかり、学校の持ち物が忘れものや宿題の未提出が多く、注意を何回もしてきたが、今日はお母さんに言うようにと指導したということを知り、驚いた。問いただすと、無言になってしまった（小5）。

母親への助言：

- 今に生きているので、学校から帰宅すると忘れてることが多い
- 困ったことを聞いても、今が困っていないと「ない」になるし、困っているというのがどういう状態を示すのが分からないことも多い。
- 場面を具体的に思い出させると質問に答えられることもある。質問も文章でなく単語で答えるように工夫する。目で見ただけのことを説明することは比較的容易である
- 内的世界の共有をするために、会話は重要な役目を果たす。嫌なことではなく、楽しかったことの共有からスタートすること。

（3）相手が理解しやすいように説明すること

【例7】歴史ドラマが大好きで、今関心がある番組の話をしたが。一回始めたら、あらすじをずーっと話し続け、長いので途中でやめさせると、また最初から話し始めるのでうんざりする（小2）。

母親への助言：

- スイッチが入ると自動的に回る録音再生のような話なので、我慢して聞かなくてもいい
- 用事を作って、終わったら聞くからと言って、離れてみる。離れたら黙るか、離れても話し続けるか見てみる。
- 話を終了していたら、戻った時に、「さあ聞くよ」と誘ってあげる。
- 途中で内容に関する質問を挟んで、答えてくれるようになったら、自動再生から考えて話す段階にレベルアップしている
- 聞いたことはこういうことかなと書いてまとめたのを見せる。絵でもいい。そうすると、話すのではなく、自分で文章とか絵で表現して楽しむ方法があることに気が付く。

【例8】ゲームが大好きで新作のソフトが発売になるという広告を見たら欲しくなり、毎日何回も買って欲しいと繰り返す。「クリスマスまで待って」と言っても聞く耳を持たない。買わないというと「もう宿題を絶対にやらない」とわめき散らす。（小3）

母親への助言：

- 交渉ごとは最も苦手な分野である
- クリスマスまで買わないと、初めて「待つ」という意味がわかる体験ができる。
- 本人の条件で交渉すると（買ってくれたら宿題やるなど）、後で約束を守らないと怒らなくてはいけなくなる。
- 手に入れると、すぐ飽きる。手に入れないと人生が終わるぐらい大事なことだが、手

に入るとどうでもいいことになる。簡単に手に入れるのではなく、我慢することを教えるいいチャンス。「待つのはつらいけど我慢できてすごい」と評価をしてあげることも大切。

その他、危機的状況で援助を求めることもうまくできない。

第5章 縦断的に支援するということ

第4章の事例は、ほんの一部である。年齢も様々で、周囲が困った行動だと思っけていても、本人は周囲を困らせていることに気が付いていないことも多い。現場に役立つように助言のモデルを示したが、専門家とは、なぜそのような行動をしているか、周囲の解釈は誤解であること、本人に行動を変えてもらうためにはどうしたらよいかなどを、実際に教える役割を担う人、家族や先生などに通訳する役だと思ふ。現状では、そんな専門家は専門機関にしか存在しないことが問題で、専門機関は対象を限定していることが多い。例えば、年齢による制限があれば、年齢により相談するところを変えなくてははいけない。療育機関は幼児まで、学校は義務教育まで、成人は就労、生活、治療をそれぞれの関連機関に行くことになる。「発達障害」支援というのは、現在までにどのようなことを学んできたかが重要になるので、関係機関の情報共有や連携が必要となる。現状では、支援ネットワークは、管轄している組織の枠も、まして年齢の枠を超えて構築されていない。その限界を打破すべく、年齢を超えた支援を考える特集が学術雑誌でも組まれている^{注8}。

終わりに～違いは劣っていることではない

第4章で困った行動を列挙したので、「発達障害」は困ったことをするダメな子たちであるというイメージをもたれたかも知れない。筆者の意図としては、情報処理特性に基づいて彼らの行動を理解できるように解説したつもりである。「発達障害」の場合、社会の中で必要とされる行動の習得に困難さを伴うことが多い。そんなことはその年なら出来て当たり前ということが、意外と未習得なことが多い。彼らの大多数は、教えると出来るようになる。当然、習得過程には、彼ら自身の努力が必要となり、努力が継続するように周囲が協力することが必要となる。周囲の協力とは、具体的には、特性に合った練習方法の提示と温かい励ましということになる。学習の速度は個人差があるが、習得には時間がかかる。したがって、教えていくこととは、「普通」にすることを目的とするのではなく、あくまでも習得することによって、本人がより快適に生活が送れるようになることに焦点を絞ることなのである。スタートは早い方が練習の成果で習得したことが多くなり、「できるようになった」ことで成功体験も重ねることができる。成功体験は、気持ちの余裕も生み、苦手なことが多い社会参加も積極的にするようになる。

「発達障害」とは、簡単にできることと練習しなくては出来ないことが「定型発達」と違う人たちで、たまたま「定型発達」が多数派の社会なので、対人関係やコミュニケーションの行動を「定型発達」モデルで練習しなくてはいけなくなった人たちなのである。定型タイプの人たちが楽々実行できることをうまくできないことは、真面目な彼らの自己評価を低下させる。自己評価が下がると、もともと苦手な分野である『自分の振り返り』が難しくなる。練習をすることが、劣等感につながらないように、「できること」よりも努力している経過が大事であることを繰り返し伝える必要がある。反対に、特性で述べた特異的な記憶を生かした絵や音楽の才能には驚かされることがある。違いがあるからこそ、相互理解をしたうえで、社会の中で仲間として生きていくことが必要である。そのためには「発達障害」は劣っていることではないということを、言わなくてもわかる常識にしなければいけない。我が子が「発達障害」で生まれてきたら、普通とは違う子育てをして、支援してくれる仲間も多いし、予想を裏切るが楽しい子育てが出来ると思えるような時代が来るように努力していきたい。今回は、経験した事例と助言例を述べて、発達援助のモデルを示したので、参照にしていきたい。

【注】

- 注 1 American Psychiatric Association 『Diagnostic and manual of mental disorders Fifth edition DSM-5TM』、2013、31－86 頁
- 注 2 森則夫、杉山登志郎、岩田泰英 編著『臨床家のための DSM-5 虎の巻』、日本評論社、2014、17－42 頁
- 注 3 Kanner、L. 「Autistic disturbances of affective contact.」『Nervous Child』刊 2 巻 217－250 頁 所収（カー 十亀史郎ら日本語訳 『幼児自閉症の研究』黎明書房、2001、10－55 頁）
- 注 4 日本自閉症協会編『自閉症の手引き あなたの隣のレインマンをしていますか』日本自閉症協会、1995
- 注 5 杉山登志郎、辻井正次編著『高機能広汎性発達障害』ブレーン出版、1999
- 注 6 内山登紀夫・水野薫・吉田友子編『高機能自閉症・アスペルガー症候群入門』中央法規出版、2002
- 注 7 ウタ・フリス編著 富田真紀訳『自閉症とアスペルガー症候群』東京書籍、1996
- 注 8 「精神科治療学」編集委員会 「発達障害ベストプラクティス—子どもから大人まで—」『精神科治療学』29 巻増刊号、星和書店、2014

人権意識と認知症高齢者の介護

臼井キミカ

はじめに.....	70
第1章 「認知症」の人とその家族の理解	70
第1節 県民意識調査による高齢者の人権意識	
第2節 「認知症」という表現がもたらす意味	
第3節 認知症高齢者の介護負担	
第4節 認知症の人とその家族の支援	
第2章 認知症高齢者のケア	74
第1節 認知症の治療とケア	
第2節 認知症の人に対するケアの考え方	
第3節 「ユマニチュード」とは	
第4節 人の尊厳を取り戻す「ユマニチュード」ケアのあり方	
1. 「見る」こと	
2. 「話す」こと	
3. 「触れる」こと	
4. 「立つ」こと	
5. 言葉によらない意思疎通の方法	
第3章 新しい認知症戦略と当事者の視点	80
第1節 新戦略の概要と「私」の視点	
第2節 スコットランドにおける当事者活動	
第3節 わが国での先駆的取組	
第4節 英国での当事者を視点にした先駆的取組	
おわりに.....	84

はじめに

わが国の認知症の人の数は、軽度認知障害と呼ばれる予備軍を含めて 65 歳以上の 4 人に 1 人と推計されており、日本は世界有数の「認知症大国」と呼ばれてもおかしくない状況にある。また、世界の大半の国々の認知症ケアでは、認知症の人が地域で暮らし続けるためのケアへと移行しているが、その方が認知症の人の生活の質もよくなるばかりか、コストが抑制できることから、財政的な意味でも住み慣れた地域で支援する必要があるという考え方が主流になっている。しかし、以前からこのように認識されてきたのではなく、認知症高齢者は、様々な誤解や偏見によって悲しみや苦しみを体験し、認知症高齢者の家族介護者も、周囲の人々に認知症を正しく理解されないことによって介護負担をさらに重くしている状況が今でも存在する。なお、認知症は若い年代でも発症することが知られているが、ここでは認知症高齢者と総称し、認知症高齢者をどのように理解することがその人権を守り、認知症になっても暮らしやすいまちづくりにつながるのかを検討したい。

第 1 章 「認知症」の人とその家族の理解

第 1 節 県民意識調査による高齢者の人権意識

県民の人権意識調査¹⁾によると、関心のある人権問題として「高齢者に関する問題」と回答した割合は、「インターネットによる人権侵害の問題」「障害のある人に対する問題」に次いで三番目に高く、その割合は 38.4% を占めた。この割合と年齢との関連では、加齢に伴って「関心がある」割合は増加しており、このことは、当然のことながら高齢期にある人の方が若い年代と比較して、自らの人権問題として意識しやすいことを意味している。

高齢者に関することで人権上問題があると思われる内容を 3 つまで回答を求めた結果では、最も多かったのは、「悪徳商法・詐欺の被害が多いこと」46.0%、次いで「働く意欲や能力があるのに雇用と処遇が十分保障されていない」40.8%、「介護を支援する制度が十分でない」34.9%の順に高くなっていた。これらの回答を年齢階級別にみた結果では、「悪徳商法・詐欺の被害が多いこと」は殆どの年代で上位を占めたが、特に 70 歳以上では 56.3% と顕著な割合を占めていた。また「働く意欲や能力があるのに雇用と処遇が十分保障されていない」では、40 歳代での割合が高く、次いで 60 歳代、50 歳代と続いた。さらに「介護を支援する制度が十分でない」については、40 歳代 41.5%、30 歳代 39.6%、50 歳代 38.7%の順であった。これらの結果は、前述した「高齢期にある人ほど高齢者の人権意識が高い」といった単純な構図ではなく、例えば回答した人の父母の介護問題に関連していることや、将来を見据えた認識の結果ではないかと推察された。高齢者の人権上の問題として、高齢者の虐待問題を選択した人の割合は、2 割前後であり他の高齢者問題と比較すると決し

て高くはない。しかし 20 歳代、30 歳代での割合は 25%を超えており、高齢者虐待問題では高齢者層よりむしろ若い世代に関心が高い傾向があることが明らかになっている。また、「高齢者が邪魔者扱いされ、意見や行動が尊重されない」は、全体では 1 割程度であったが、特に 40 歳代では 8.2%と最も低く、人権問題として意識されにくいことを意味している。

以上の高齢者に関する人権問題の背景として考えられることは、悪徳商法や詐欺等の被害者の多くは認知症高齢者であることが多く、また全国の 65 歳以上の介護保険利用者のうちの約 8 割が認知症の判定を受けており、中でも要介護 4 では 89%、要介護 5 では 97% にのぼることから²⁾、高齢者の人権問題や介護問題は認知症高齢者を抜きには語れないといえる。

第 2 節 「認知症」という表現がもたらす意味

「認知症」とは、「正常に発達していた知能が、後天的に、器質的な脳の障害によって、広汎に継続的に低下した状態」と定義されている³⁾。認知症がわが国の社会問題として最初に意識されたのは 1970 年代であり、1972 年 6 月に出版された有吉佐和子の「恍惚の人」は当時の流行語にもなったほどである。しかし当時は治療やケアの方法さえも定かでなかった時代であり、「認知症」は「ボケ」、「痴呆」などと呼ばれており、それが「人権問題」として意識されたのは、それよりずっと後のことになる。1990 年前後に北欧諸国からもたらされたケアの三原則は、ノーマライゼーションを踏まえた「生活の継続性」「自己決定権の尊重」「残存機能の活用」であり、個別ケアの考え方として、わが国に導入された時期であったが、認知症の人のケアとしてとらえた人は限定されていたと言っても過言ではない。その後、認知症高齢者のケアモデルは、日常生活圏域を基本としたサービスとして、小規模な居住空間、家庭的な雰囲気、なじみの人間関係、住み慣れた地域での生活の継続性といったものが強調され、2000 年の介護保険でのグループホームや、施設機能の地域展開やユニットケアという形で発展していくことにつながった。さらに 2003 年 6 月に発表された「2015 年の高齢者介護：高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて」では、認知症高齢者に対するケアの確立、認知症高齢者ケアの普遍化などが掲げられ、「認知症」に対する考え方が大きく転換した時期であるといえる。

そもそも「認知症」という言葉は、2004 年 12 月の「痴呆に替わる用語に関する検討会（厚生労働省）」の報告書によると、①屈辱感を感じさせる表現であること、②痴呆の実態を正確に表していない、などと指摘され、複数の候補から、最終的に他の用語との混同がないなどの理由で「認知症」という呼び名になった。その時期から数えて今年でやっと 10 年を超えたばかりである。

このような議論と併行して認知症の「当事者が語る」機会が増えてきた。それまでは認知症の人、いわゆる当事者が自らの体験を語ることなど予想しなかったことであった。2004 年に京都で開催された国際アルツハイマー病協会の国際会議では、当事者が聴衆を前に自ら

の不安や葛藤を訴えたことは非常に感動的であった。認知症になると「何もわからなくなる」と一般の人はもちろんのこと、専門職の間でも当然のことのように認識されていたため、たとえ認知症になっても苦しみや悩みを持った人間だという当事者の訴えは多くの人の心を共鳴させた。この10年で呼び名を変えた意義は大きく、「恥ずかしい病気」から「普通の病気」の一つになったと言える。呼び名の変更が病気への偏見を解消するのに役立ったことになる。

呼び名に関する動きとして、「徘徊」を他の言葉に言い換えられないかと模索しており、すでにひとり歩き、単独外出、散歩、お出かけなどの言葉を使っている施設も存在する。多くの人は、分かりやすく伝える共通語として「徘徊」という言葉を使っているのではないかと推察される。しかし、何もわからない人だと言われていると感じる家族も存在し、「自分の気持ちを言えない本人が、一番辛いのではないか。」と考えると、「徘徊」という言葉を見つめ直すことは、認知症の人の視点に立った支援を考えるヒントになるものと考えられる。名古屋市社会福祉協議会では、言葉だけにとらわれず、本人の行動の背景にある思いや、本人が望む生活を知ることが大切であり、本人の気持ちに寄り添った地域ぐるみの理解と支援を広げたいと、『『ひとり歩き』さぽーとBOOK』という冊子を誕生させた。これらの動きは今後もますます盛んになるのではと期待しているところである。

第3節 認知症高齢者の介護負担

認知症を正しく理解することは、様々な有効な効果をもたらす。逆に誤った理解は認知症高齢者や介護家族を苦しめることにつながるばかりか、認知症の症状を悪化させ、そのことは同時に認知症の進行の速度を早めることにもつながりかねない。認知症の症状には物忘れや判断力の低下等、脳機能の低下を直接示す症状である「中核症状」と、精神・行動面の症状(Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia:BPSD、以下BPSDとする)がある。BPSDはかつては介護をする側から見た行動や言動として問題行動と呼ばれて否定的にとらえられていたが、本人の立場では目的に合った行動であったり、不適切なケアに対する当然の反応であることが明らかになっている。BPSDの出現は、個人差が大きく、そのような症状をほとんど呈しなくて経過する人も存在する。678人の修道女が協力したアルツハイマー研究「ナン・スタディ」では、最期まで充実したよりよい人生を歩むための示唆に富む報告がなされているが、その中で紹介された修道女は進行したアルツハイマー病であったにもかかわらず、それらしい症状はほとんど呈さなかったと報告されている⁴⁾。このことは症状の出現のみならず、認知症の発症そのものを遅らせる可能性があることが推察される。発症予防については次の機会に譲るとして、BPSDの出現に関わる要素としては、周囲の関わり方や環境に特徴があることが解明されている。このことは認知症によって判断能力が低下し、自己決定が困難な状態になったとしても、支援や配慮によっては、暮らしている自宅や地域で、同じ年齢の人と同じように生活や人生における様々な選択肢を持ち、自己決定しながら

当たり前の生活ができる可能性を意味する。そして、人権が尊重されているかどうかの目安は、地域社会で安心して自分らしく暮らし続けることを人々から支持され、そのための選択肢を有して自ら意思決定しているかどうかではないかと思われる⁵⁾。BPSD は介護者の介護負担をさらに重くする要因として大きな影響力を持ち、住み慣れた場所で暮らし続けることを阻害する要因のトップを占めている。また、わが国で現在認可されている抗認知症薬は 4 剤あるが、その抗認知症薬を認知症の早期から使用することが、認知症の重度化を緩やかにし、薬剤の効果も長期にわたることが明らかになっている。認知症の早期から使用するためには、必然的に早期の診断が必要になることを意味するが、認知症に関する正しい知識を本人や家族が持っていることが、初期の症状に早く気づくことにつながる。

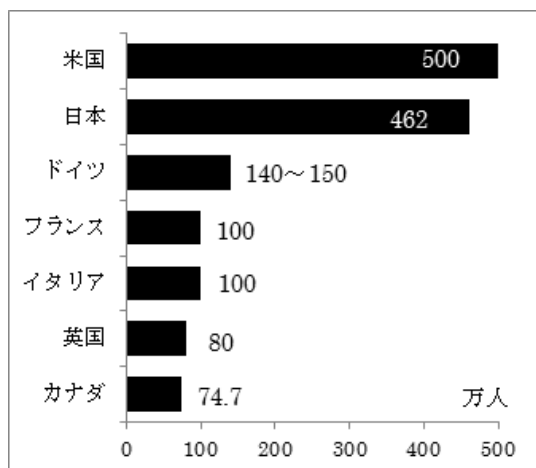
一方、介護負担は、身体的負担、精神・心理・社会的負担、経済的負担等に分類できるが、認知症高齢者の介護負担では、寝たきりの高齢者の介護負担と比較すると、いずれの負担も認知症高齢者の介護の方が負担が大きいことが明らかになっている。

私は看護学生を対象にした老年看護学概論の講義時に、将来、自分や配偶者の両親が認知症になったときには、どのようにしたいと考えているのかを質問している。大半の学生は、できる限り自宅で介護したいと回答するが、わが国の実情から判断すると、その意向の実現はかなり厳しいと言わざるを得ない。総務省の調査では年間約 10 万人が介護や看護を理由に離職している⁶⁾。このことは介護者の経済的困窮が虐待につながるケースもありうるということも意味する。介護休業法は、要介護状態にある家族 1 人につき通算 93 日までの介護休業と年 5 日の介護休暇を認めている。しかし、平成 25 年度の介護休業の取得率は僅か 0.06%にとどまっているのが現状である⁷⁾。介護のために離職したものの、介護負担はさらに増強するばかりで、高齢者も介護する人も体力や気力がますます低下していく一方であり、入院や入所を余儀なくせざるをえなくなることも稀ではない。しかも入所の待機者が多く控えているため、円滑に入院・入所できることは極めて稀であり、その間は介護サービスを網渡り的に利用し続けるか、有料老人ホーム等の選択肢しか残されていない。シニアマンション等で大半の入居者が「拘束介護」されていたというニュースなど⁸⁾、いわゆる「介護の専門施設」であることを謳っていても安心して利用できない時代であることも事実であり、早期の総合的な対策が待たれる。

第 4 節 認知症の人とその家族の支援

わが国の「認知症の人と家族の会」は 1980 年に結成された当事者の会である。会員数は、創設当初は 20 人で発足の予定であったが、新聞報道されたために全国から有志の参加があり 90 人でのスタートであったという。今年で 35 年が経過し、会員数は着実に増加し、今や 47 都道府県に拡がり会員数は 1,1 万人を超え、「認知症があっても安心して暮らせる社会の実現」を目指して日々活動している。これらの活動は、国内にとどまらず、国際アルツ

図1 主要7カ国の認知症の人の数(単位:万人)



ハイマー病協会等と連携して活動展開している。ちなみに世界の認知症の人の数は、国際アルツハイマー病協会の推計によると2013年では4,435万人であるが、2050年には1億3,546万人と3倍に膨らむとしており、これらの状況にどのように対処していくのかについては国や行政機関のみならず当事者としての立場で情報交換しつつ活動展開する意味は大きい。「認知症の人と家族の会」では相談活動や啓発活動の他、研究・研修活動も活発である。諸外国でも様々な家族介護者の研究がなされている。例えば、認知症の人が可能な限りポジ

ティブに過ごしていくために、家族は何をすればよいのかなど、国の歴史や文化の違いを踏まえた学際的な研究として取り組まれている。認知症高齢者家族の感情として、家族だからこそ生じる感情は、怒り、悲しみ、寂しさ、情けなさなど計り知れないほどの様々な感情が渦巻いているわけであり、他人の目や世間体、認知症になってしまった家族に対する複雑な感情から、家族自身が落ち込んだり、精神状態の不安定を引き起こしたりすることもある。その意味では、当事者の会は家族同士を結びつけ、励まし合い、協力し合って前向きに介護に取り組むなどの、介護負担を乗り越えていくための貴重な社会資源であると言える。

認知症高齢者の人に関する統計資料(図1)は、平成26年11月に主要7カ国(G7)を中心に東京で開かれた国際会議で明らかにされたものであるが、この会議を機に平成25年度からスタートした認知症施策推進5カ年計画(オレンジプラン)を見直し、さらに加速するために、新たな戦略の策定がなされた(後述)。

第2章 認知症高齢者のケア

第1節 認知症の治療とケア

認知症は特別な病気ではなく、誰もがなり得る普通の病気のひとつにすぎない時代になった。しかしかつては「絶対になりたくない病気」「恥ずかしい病気」と認識されたことの影響は大きく、今も家族の認知症について隣近所や親戚にさえも隠しているということが存在する。このことは、人の意識はそう簡単には変えられないということを示しており、エイジズムとは年齢が高いという理由だけで差別することをいうが、認知症高齢者では二重に差別されていることを意味する。認知症になったことを周囲に知らせないことは、悪徳商法や詐欺の被害に遭遇しないための配慮や予防策として多少は役に立っている側面もあるのかもしれない。

れない。しかしその結果として、適切な医療やケアにつながらない可能性を秘めている。そのことは、認知症高齢者本人には勿論のこと、家族にとっても適切な支援に結びつかず不幸な結果をもたらし、治療が可能なタイプの「認知症」では、その機会を逃しかねないことを意味する。認知症は今の医学では根治は困難ではあるものの、進行や悪化を確実に遅らせることが可能な病気である。このことから判断すると、早期発見のメリットの恩恵から必然的に外されてしまうのである。認知症の罹患率はわが国ほど高くはないが、国家戦略としてわが国よりはるかに早く国を挙げて認知症対策に取り組んでいる国々が存在する。その背景には、認知症について正しく理解することで得られるメリットを最大限に活用したいとの意向が読み取れる。わが国は、世界一の長寿国としての範を世界の国々へ示すことに加えて、認知症に対する有効な取組を発信していく役割を持っていると考える。

第 2 節 認知症の人に対するケアの考え方

認知症高齢者にどのように対処するのがよいのか、認知症高齢者ケアとして、様々な内容が提唱されてきた。それらに共通する考え方や理念は、認知症の人の生命と生活の質(Quality of life : QOL と略す)を高めると考え、人として尊重されるべきという考え方が強調されている。その代表的なものは、2000 年を過ぎた時期にトム・キッドウッドが提唱したパーソン・センタード・ケアであり、具体的な方法としては、認知症ケアマッピング(DCM)や、認知症介護研究・研修センターが作成した認知症ケアマネジメント・センター方式、バリデーションセラピー(認知症の人とのコミュニケーション療法)などがある。トム・キッドウッドは、「認知症を患った人々の個々の人間性が重要である。認知症が進行する過程は、真性の障害とそれに対する人の反応の何らかの組み合わせにより起こる」と説明しており、その人らしさや人格を尊重することの重要性を述べている。また、認知症を持つ人たちの行動、様子を詳細に観察することによって、認知症は決して改善せず固定された状態ではなく、ケアの質によって認知症の状態は変わりうることを提示し、また、個性や生活史が症状に影響し、快復力を示すことなどを示している⁹⁾。わが国でも、認知症の人を個人として、人間として、その人らしさや、人格を尊重するという立場でケアがすすめられている。ここでは、最近にわかに注目を浴び、マスコミ等でも取り上げられている「ユマニチュード」についてその一端を紹介したい。「ユマニチュード」は、フランスのイヴ・ジネストとロゼット・マレスコッティの二人が35年かけて創り上げた知覚・感情・言語に基づいた包括的ケア技法であり、ケアの哲学である。このケアのねらいは、認知症の高齢者とのコミュニケーションの改善であり、ケアの中心は人を人として尊重するという人権の尊重を主軸に置いており、この章で紹介することの意義は大きいと感じる。

第3節 「ユマニチュード」とは

「ユマニチュード：Humannitude」¹⁰⁾とは、人（humain）であることを尊重するという意味のフランス語の造語である。BPSD等の症状からケアをすることが難しかった認知症の人にもケアを穏やかに受け入れるために「優しさを伝える技術」とも言われる。ユマニチュードは、ケアの困難な人への実践的な研究から150以上のテクニックを編み出したとされ、高齢者との関係を築き、絆を深めるテクニックである。しかし、単なる小手先の技術ではなく、倫理的な概念と哲学の必要性に気づくことが重要であることが随所に指摘されている。その中心となる考え方の基本は以下の4つである。

- ①人の尊厳を大切にすること
- ②一人ひとりの自由を尊重すること
- ③人としての博愛精神を持つこと
- ④人の平等性を大切にすること

また、基本的な手技として「見る」、「話しかける」、「触れる」、「立つ」をあげ、それぞれの根拠を明確に説明している。その根拠は、人権の尊重に密接につながっている。本項のテーマは、ケア技術について論述するのが主たる目的ではないものの、ケア技術とその根拠をセットにして説明することで人権の尊重としての「ユマニチュード」につながると考える。しかも、従来からケア技術として実施していたことの見直しを迫られる内容を含んでいる可能性もある。このことは、私自身の今後の課題として解明したいと考えたためにあえて提示することにした。

なお、4つの基本的なケア技術は、認知症の人たちに反応がないことや、治療のために忙しい等の理由から「業務」や「作業」として実施されてきたことによって、失いかけてきた人としての尊厳を取り戻すためのものだと説明している。この考え方の根底には、人としての尊厳の源は「他者によって認められること」であり、再びその人としての尊厳を取り戻すために「見る」「話す」「触れる」「立つ」ことの援助が必要であると根拠づけている^{11)、12)}。

第4節 人の尊厳を取り戻す「ユマニチュード」ケアのあり方

1. 「見る」こと

「ユマニチュード」では、相手を「見る」ためには0.5秒以上のアイコンタクトが必要であるとしている。また、人は無意識に苦手な、攻撃的な相手からは視線をそらすことから、ケアを受ける人の存在を認めていることを伝えるには、まず「見る」ことによってそのメッセージを送り続けることが重要であり、ユマニチュードの原点であるとしている。「見る」ための具体的方法は、①正面から見る。これは認知症の人の視野は狭いという理由から正面から見るのであり、横からや上から見下ろすのでは見えないために正面から見る必要が

ある。また、後ろから声をかけても駄目で、一度追い越してから向きを変えて近づくようにする。高齢者がベッド上にいる時には、ベッドの脇から見下ろすのではなく、正面から近づき、見つめるようにする。次に、②目線の高さを認知症の人と同じにすること。これは認知症の人とケアをする人の対等な関係を表す。また、③認知症の人の近くから接すること。これは、親しさを表す効果につながり、さらに、④見る時間は0.4秒以上の長さで見る。この長さは信頼を得るために必要な長さであると説明している。

2. 「話す」こと

目が合ったら2秒以内に話しかけ、その時の声は相手が心地よく感じる言葉を使って穏やかな声で優しく話しかけ続ける。2秒以内の根拠は、それ以上時間を置くことは、攻撃されるかもしれないという不安や恐れを相手に与えてしまうことを避けるためである。また、ケアの合意を得るためには、多床室（大部屋）では、カーテンを開ける前に名前を呼んで3秒待ち、返事がないときには足下のボードや壁などをノックして自分が来たことを告げて相手の反応を待つことを繰り返し、徐々にケアをする人の存在に気づいてもらうようにする。このことは、相手を驚かさないうことにつながる。その後自己紹介をするが、この時にはいきなりケアの話をするのではなく、「あなたに会いに来た」というメッセージを伝えることが大切である。認知機能がかなり低下している人では、大げさなぐらいの笑顔と声がけをすることも必要である。義務や業務として来たのではなく「この人は自分ことを気にかけてくれている」と感じてもらい、緊張感をほぐすことが重要である。「昨日、足が痛いとおっしゃっていましたが、マッサージしましょうか」などと相手をいたわっていることを強調しつつ、徐々にケアの話題に移っていく。このケアについての合意を得るための所要時間は平均して20秒から3分であり、約90%は40秒以内で終了する。この技術を用いることで攻撃的な言動や行動を83%減少させたという研究結果があり、どんなに多忙な職場でも40秒程度ならその時間を捻出することはそれほど困難ではないものと思われる。また、ケアの合意に3分以上は時間をかけないことが大切であり、合意が得られないときには一旦諦めて時間を変えたり、状況によってはケアを他の人と交替する。強制的にケアを行わないことが「ユマニチュード」の基本理念であり、相手にとって必要なケアであったとしても強制的な印象を持たせたままケアを実行してはいけない。多忙な状況の中では「ケアを諦めること」は難しく、ケア担当者自身がマイナスのイメージを抱くかもしれない。しかし、次の機会を待つことは、本人の意思を尊重することであり、認知機能が低下した人にとっては「嫌なことが起こらなくてよかった」と感じてもらえれば、緊張感が和らぐ。少し緊張感を和らげてから次の約束をすることが好影響をもたらすことにもつながる。

3. 「触れる」こと

触れ方では、ポジティブな触れ方をすること、ポジティブな触れ方とは優しさ、喜び、慈

愛、信頼が込められ、動作としては、広く、柔らかく、ゆっくり、撫でるように、包み込むように触れる。これらはすべて人に優しさを伝える技術である。認知症の人では、「快・不快」の情動を頼りに生きているため、意識的に「広く、優しく、ゆっくり」触れる必要がある。また、皮膚から伝わる感覚の情報は、体の部位によって異なり、手や顔からの情報は脳の感覚野に占める割合が大きい。そのために、ケアを行うときにはいきなり顔や手に触れるのではなく、上腕や背中などから触れて驚かすことのないように心がける。また、顔は最もプライベートな領域であることから、いきなり顔に触れることは拒否的な反応をされても仕方のないことになる。「触れる」という行為はすべて意味を伴っており、「つかまれる」ということは、連行されるというネガティブなメッセージが伝わるため、つかまないことが大切である。日々のケアの中で「つかまない」ための工夫では、親指を人差し指に付けてケアをすることで可能になる。手首や腕をつかむのではなく、本人の動こうとする意思を活かして、下から支えることが大切である。また、広く触れるには、指先だけでなく、手のひら全体で触れ、指を開くことで相手に接する面積を広くすることができる。指を閉じていると拒否的な感じを与える。また、ユマニチュードの「触れる」行為は決して力づくで行うことはなく、移動では10歳の子どもの力以上を使うことはなく、身体のある部分を動かす際には5歳の子どもの力以上は使わないことを説明している。

4. 「立つ」こと

人は自力で立つことで、様々な感覚や能力を獲得することができる。また歩くことは「社会における自己」を認識する関係性を経験し、ひとりの人間であることを認識し、この認識こそが人の尊厳につながる。このように人間の尊厳は「立つ」ことによってもたらされる側面が強く、このことは死の直前まで「立つ」ことを支援することが大切であることを意味する。寝たきり状態であれば、常に人から見下ろされ、その状態が続けば認知機能は更に低下していき、外の世界へ関心を向けることも少なくなり、自分の殻の中でのみ生きるようになる。そのうえ、視線を向けられること、話しかけられること、触れられることが少なくなることで認知機能はますます悪化し、人として存在する可能性を奪われることにつながる。

「ユマニチュード」では、ケアを受ける人が40秒間立っていることができるのであれば、その時間を有効に使って「立位を含んだケア」に取り組むことができるとしている。また1日20分間程度あれば、最期まで立った状態で人生を終えることが可能であるとしている。それをしないで歩けなくなっているのは作られた寝たきりであり、医原病であるとさえ言っている。私が、「ユマニチュード」の最も画期的で有用な技術だと判断したことの一つはここにある。

認知症の人の大半はしかるべき援助が得られれば最期まで立って歩くことができ、その証拠に施設入居している人の68～85%は1日少なくとも20分間、付き添われて立つことができる。この20分間という時間が意味するのは、特別な病気がない限り、人が絶対に寝た

きりにはならない時間であると説明している。フランスのある老人ホームでは、15年間に誰一人として（もちろん入居者がみな死の瞬間まで生活していた）寝たきりになる者はいなかったと報告している。立つことへの具体的な支援技術については省略するが、最期まで立つ生活できるためには、「本人の体重の一部を持ち上げたり、後方に力を加えるよう導いたりして本人が受け取る情報の一部を奪う動作をしないこと、これらは無意識のうちに自然に現れてくる動作であり、教育を受けていない介護者はその様な動作をしてしまいがちである。感覚－運動の情報を奪うことが、徐々に運動感覚の喪失につながり、寝たきり症候群を助長する」と説明している。このことは、立つことが不安定な人のケアでは、持ち上げ、支えることが介助であると考え、そのように実施していたことがその人の能力を奪い、寝たきりにさせていたことになる。これらの根拠の再学習とケア技術を啓発していく必要性を強く感じている。

5. 言葉によらない意思疎通の方法

意思の疎通は、患者と介護者間の関係では言葉によらない意思疎通が全体の80%以上を占めていると説明している。1982年からの2年間と、2004年の調査結果では、長期療養施設で寝たきりに直接向けられた言葉の意思疎通の時間は、24時間のうちのわずか120秒であったと報告されている¹¹⁾。「ユマニチュード」ではこれらの状況を改善するための意思疎通方法である「オートフィードバック」を紹介している。「オートフィードバック」とは、今から何をするのかを伝え、今何をしているのかがわかるような説明をすることであり、実況中継をイメージしていただけたら分かりやすい。このことを実際に実施できるようになるには1ヵ月から3ヶ月の訓練期間が必要であるが、この効果は大きく、先の1日2分間であった意思疎通時間を8～12分に増やすことができ、1日10分前後の時間で他の人とのつながりが絶たれたことによって起こる「寝たきり症候群」を予防するには十分であるとしている。また、非常に興奮しやすい人の介護者は2人必要であり、一人がケアをする間にもう一人はまなざし等の動作によってその人との感覚的なつながりを維持する方法を紹介している。その方法を「感覚等の一体化と情動の安定化」として説明しており、認知症の人であっても感じた安らぎや幸福感は心に留めることが可能であること、情動的記憶に刻み込まれ易くするには、ケアの終了時には気持ちのよい言葉で、「いい時間を過ごし、心地よかったこと」を伝えることで、数日間はその記憶は残る。そのケアを繰り返した結果、更に記憶は長く残るばかりか、興奮や攻撃的行動を示していた人も、平均5日から15日でその症状は消失したと述べられている。

以上のように「ユマニチュード」は、認知症の人に幸福感を感じさせ、生涯立った状態で生活することを可能にする手法である。その証拠に、あるアルツハイマー病棟では、高齢者の体重の減少は全くなり、微笑みは亡くなる数日前まで消えることはなく、自分の足で立つ能力は死亡の数週間前まで失われることはなかったことや、認知症高齢者施設の3年間

の観察では、立てなくなった期間が最も長かった人でも 10 日間であったと報告している。

ユマニチュードとは「人間らしくあること」であり、加齢によって様々な機能が低下していく高齢者が、最期の日まで尊厳をもって暮らしていけることが理解できる。わが国でも、ユマニチュードによってケアの実施が困難であった高齢者が穏やかにケアを受け入れるようになることが報道された。また、ケアを行う人が「自分が変わること、相手が変わる」といった確固とした手応えを得るに至っている。厚生労働省でも在宅介護における認知症の非薬物療法の研究に、ユマニチュードが採用され、その準備も進んでいると聞く¹³⁾。ユマニチュードの哲学とその具体的なケア技法は、今後のケアが直面する困難を解決する一つの鍵となるのではないかと期待している。

第3章 新しい認知症戦略と当事者の視点

団塊世代が 75 歳以上になる 2025 年を目指し、2015 年 1 月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプランと略す)が策定された。これは、2012 年に出された認知症施策推進 5 か年計画(オレンジプラン)に替わる新戦略であり、12 の関係省庁による横断的な対策が実施されることになる。この戦略の背景には、先述の認知症の推計値が高齢化の進展に伴い更に増加が見込まれ、10 年後の 2025 年には、認知症の人は 700 万人前後になり、65 歳以上高齢者に対する割合は、5 人に 1 人に上昇することを示している。また、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人に寄り添いながら、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、環境整備を行っていくことが求められている。新オレンジプランではこうした背景をもとに、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」を目指すことを基本的考え方としている。

第1節 新戦略の概要と「私」の視点

新オレンジプランは、7 つの柱に沿って、施策を総合的に推進していくことになっている。なお、戦略の対象期間は 2025 年までであるが、数値目標を定めるに当たっては、2017 年度末を当面の目標設定年度としている。このプランは、これまでの認知症に対する常識を打ち破る新たな戦略であり、認知症に対する社会のあり方に大きく変化を迫る内容である。中でも、「認知症の人やその家族の視点の重視」については、これまでの認知症施策は、とすれば、認知症の人を支える側の視点に偏りがちであったとの観点から、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンのほか、初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援、認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めていくことになっている。このように、新戦

略の画期的なところは、本人の視点の重視であり、今や、「認知症になっても人生は終わらない」の当事者の声から新しい社会づくりが始まろうとしている。

当事者の視点が盛り込まれた経緯については、それ以前に、認知症になった人自身が声を上げなければという思いに至ったことが先行する。認知症と診断された当初は、「これから先はどうなるのか」、「どう生きていけば良いのか」などの最も知りたいことへの説明が全くなかったという。不安感・絶望感に襲われ、自分の存在そのものを否定するような思いにとらわれたこと、家族にとっての情報は多少あるものの、診断された本人が生きていくために役立つ情報は存在せず、悩みを相談できるところもなく、不安・絶望は深まるばかりであったと当事者は述べている。しかし、診断されたからといってもすぐに何もできなくなるのではないこと、今ある力を活かして人生を楽しんでいる人たちもいることを知り、そのことを通して「認知症と共に生きていく希望」が見えてきたし、人として生き抜く姿勢を持つことができたと言っている。そして、診断されても支援がないことでは、途方にくれる人は自分だけではないという思いから地域の当事者グループの結成につながった。しかし、「診断されても支援のない空白の期間」について訴えても、行政や医療機関の反応は鈍く、家族の大変さが常に優先されるのが現状であったという。

そんな時に転機が訪れた。平成 26 年 7 月に東京都で開催された「認知症当事者研究 勉強会」で、「空白期間」の存在が取り上げられ、早期診断・早期絶望という厳しい現実があることが語り合われた。そして、当事者になった自分たちが、自信をもって意見や声を出すことで世の中が変わっていく、私たちが声を出さないことには社会は変わらないということを共通認識して、昨年 10 月に「日本認知症ワーキンググループ設立」に至った。このグループは認知症の当事者だけの団体であり、認知症の人が暮らしやすい社会は、他の人たちにとっても暮らしやすい社会だと考えて、自分たちの意見を社会に伝えていきたいと発言している。早速、10 月下旬には厚生労働大臣に会い「私たち抜きに私たちのことを決めないでほしい」という思いを伝え、認知症に関連する政策作りに関わりたいと意思表示している。新戦略発表当日に、首相官邸に招かれた当事者は、正式に政策作りや成果の評価に関わってほしいことを求められている。

認知症の人が認知症施策を評価する試みは、すでに京都府では始まっている。京都では「支えられる側」という考え方をやめ、認知症とともによりよく暮らせる街をつくろうと、本人と家族の視点を重視している。京都府認知症総合対策推進計画にある「10 のアイメッセージ」のアイとは、認知症の人である「私」を主語に、実現したい京都の姿をまとめたものである。そのメッセージの中間評価結果が平成 27 年 2 月には報告されたが、評価には府内の認知症の人と家族 87 組が参加している。この京都の試みは、英国の国家戦略に倣っている。英国では戦略の最終年の 2014 年に認知症の人を主語にした表の 9 項目で評価するとしており、認知症の人が自らの声として「はい」と感じるかを評価の主軸に据えている。

表 イギリスの「認知症国家戦略」の評価項目

(英国では 2014 年までに認知症とともに生きるすべての人々が以下のことが言えなければならない)

1. 私は早期に認知症の診断を受けた
2. 私は認知症について理解し、それにより将来についての意思決定の機会を得た
3. 私の認知症、及び私の人生にとって最良の治療と支援を受けられている
4. 私の周囲の人々、私にケアをしている人々が十分なサポートを受けられている
5. 私は尊厳と敬意を持って接せられている
6. 私は私自身を助ける技術と周囲の誰が支援してくれるかを知っている
7. 私は生活（人生）を楽しむことができる
8. 私は地域社会の一員であると感じ、何か地域社会にお返しをしたいと思う
9. 私には周囲の人々に尊重してもらいたい自分の余生のあり方があり、それが叶えられると感じられている。

(引用：Living well with dementia: A National Dementia Strategy (2009-2014))

第2節 スコットランドにおける当事者活動

「日本認知症ワーキンググループ」が活動の手本としているのは、英国北部のスコットランドである。スコットランドでは世界に先駆けて認知症の人たちが政策作りに参画する仕組みを作り上げている。その中心的活動を推進しているのは、「スコットランド認知症ワーキンググループ」である。このグループは 13 年前に結成され、これまで自治政府に様々な提言をしてきた。合い言葉は「私たち抜きに私たちのことを決めないで」である。グループが真先に求めたのが、「空白の期間」の解消であり、当時のスコットランドででも、日本と同様に「空白の期間」が存在しており、こうした声を受けて作られたのが、スコットランド認知症戦略 (Scotland's National Dementia Strategy 2010) であった。ワーキンググループが求めたのは、診断されたその日から始まる支援であり、戦略にはその意向が盛り込まれ、研究事業が直ちに始まった。戦略には様々な企画が盛り込まれており、その一つは診断された後の人生に希望を持って生きていくための方策が存在する。その支援方法は、認知症の人にこれからの人生でどんなことを実現したいかを家族同席のもとにリンクナースが聞き出し、その内容を書き出し、実現につなげていくことにしている。認知症の人は、その計画書に沿って自分の夢を 1 つずつ実現することで生きる希望を取り戻しているのである。なおリンクナースは継続して一人の人が関わり、診断されてからの 1 年間で今後の人生の基盤づくりが可能なように支援している。これらの戦略の評価は、当事者の声を反映しており、認知症の人は「私は自分の病気を理解し、どうつきあえば良いのかわかった。今はどんなこともやってみようと思う。自信さえあれば何とかなる。」と誇らしげに語っている姿が印象的であった。

第3節 わが国での先駆的取組

わが国でも先駆的な取組をスタートさせている地域が存在する。その一つは、京都市宇治

市の精神科病院での取組である。認知症の一人の人が発言した「スポーツを楽しみたい」との言葉に、一般の人では普通にはかなえられる希望が、認知症ではかなえられない現実に気づき、スポーツクラブを創設した。本人の意見・思いを聞くこと、それに基づいて医療・ケアや、社会を構築していく、この当たり前のことが、認知症ではそうではなかったという現実に気づき、本人の意思をくみ取るための新たな試みとしてその病院の医師は 22 の質問項目を作成して京都市に提言している。その結果から、新たな課題が見出せて、さらに改善が加えられるなど、施策は進行中である。

認知症の人が生きがいを持って生活するのは、今までの医療やケアのみでは限界があったり、そこでは創意工夫や大胆な発想が必要となることも多い。これまでは「何もわからない」「何もできない」と思われてきた社会の意識を変える取り組みも始まっている。その活動はデイサービスとして実施されており、認知症の人たちに仕事をしてもらい、認知症になっても地域で役割を担えることが生きがいにつながり、しかも認知症になってからの体験を活かしながら役割を発揮している。デイサービスの代表は「心の底から通いたいと思えるデイサービス」を目指し、「次世代型デイサービス」と銘打って活動しており、その利用者は他県から通ってくる人もいるほどである。このディサービスが今までのデイサービスと異なるのは、デイサービスで提供するものが「介助」ではなく、「仕事」であるということ。仕事をするこゝとで生きる希望を持てたことなど、認知症の人の声・思いを実現することこそが求められているのである。

第4節 英国での当事者を視点にした先駆的取組

認知症の人に対する画期的な取り組みをすでに国レベルで実践しているのが英国であり、地域住民や、多くの企業・団体を巻き込み、認知症に対する理解を深めている。その活動の中心は「英国認知症アクション同盟 (Dementia Action Alliance : DAA と略す)」である。DAA の取り組みの一端を紹介すると、某バス会社では、安心してバスが利用できるためのカードを作成している。乗車時にそのカードを提示することで、目的地での降車に気づかなかったときには運転手から知らせてもらえるなど、バスを利用しての外出がしやすくなっている。この会社では啓発のための自前の研修も企画・実践している。また、学校では認知症の知識のみの学習にとどまるのではなく、認知症の人と行動・活動を共にして、認知症に対する理解を実践的に深める試みに取り組んでいる。さらに、「認知症大使」では俳優や学者等と同様に認知症の人にも大使に任命され、テレビを通じて認知症に対する啓発を促している。このことは認知症になってもまだできることがあることをリアリティを持って伝えられ、多くの人の意識を変えることにつながっている。「認知症大使」に任命された元医師は、認知症と診断されても人生の終わりではないこと、人生は変わるかもしれないが、「なったからこそできることもあること」を伝えられると発言している。また、今から 30 年前に設立さ

れた英国アルツハイマー病協会は、今や協会職員はボランティアを含めると 9,000 人にのぼり、その活動は幅広く、研究活動や、政策作り等へと広がっている。その活動の一環で取り組まれていることは、あらゆる社会場面に認知症の人の活動が生かせることであり、企業や団体が職員を採用する際の面接官に認知症の人を任命できないだろうかということを検討している。これらの活動の原点は認知症の人が変わるのではなく、社会が変わるべきであることを世の中に示しているといえる。

わが国でも、京都の他、町田市でも「認知症の人が暮らしやすいまちづくり」に認知症の人が検討メンバーとして参加して、まちづくりを加速させることをめざしている。また、認知症の人も、そうでない人も気軽に集えるカフェ作りや、スポーツイベントなどに取り組むつつある。このように認知症と診断され、一度はあきらめた人生を、仲間がいることや頼れる地域の人の存在で、共に前向きに生きる可能性が広がっているのである。

おわりに

認知症高齢者をどのように理解することがその人権を守り、認知症になっても暮らしやすいまちづくりにつながるのかを検討してきた。そのために核となる考えは、認知症の人の視点の重視であった。認知症の人の視点で考え、認知症の人が変わるのではなく、社会が変わることが大切であることが確認できた。認知症の人の視点で考えることの意義と重要性については今後も啓発していき、認知症になっても人生の終わりではないこと、それからの人生にチャレンジする希望が持てること。そのための方策の一つとして認知症の人の尊厳を支える哲学であり技術である「ユマニチュード」をさらに深く追求していく。人生の最期まで寝たきりにならないための技法を「ユマニチュード」から習得していく課題が残されていることを確認した。

次に認知症の人の介護は家族だけでできるほど簡単ではないことを知り、以下のことを提言する。

1. 認知症の人の介護は家族のみでは限界があり、「家族で見るのが当たり前」の考え方は精神的に追いつめられる。家族は心や体を休ませて家庭生活に平穏を取り戻すこと。
2. 介護では、人に頼ることも大切であり、万一の場合の対策を考え、各種手続き等をおくことが先行きの不安解消につながる。介護に完璧さを求めず、頑張りすぎない。特に同じ体験をした人に話を聞いてもらうことが有効であり、また仲間を持つこと、自分の時間や介護を忘られる時間を持つことが推奨される。
3. 人とつながっていることが大切であり、心を割って話せる人を持つこと。聞いてもらえることは心の負担を軽くするにつながる。認知症はいつでも、誰にでも起こりうることであり、身内の認知症を隠したい・知られたくない思いを隠さないことが大切である。

<文献>

- 1) 兵庫県・公益財団法人兵庫県人権啓発協会『：人権に関する県民意識調査 結果報告書』、兵庫県健康福祉部 社会福祉局人権推進課、2014 年、pp9-24
- 2) 保健師ジャーナル、Vol.69(11)、2012 年
- 3) 博野信次『臨床痴呆学入門：正しい診療・正しいリハビリテーションとケア』、金芳堂、2001 年、p.13.
- 4) デヴィッド・スノウドン著／藤井留美訳『100 歳の美しい脳－アルツハイマー病解明に手をさしのべた修道女たち－』、DHC、2004 年
- 5) 諏訪さゆり『認知症ケアにおける権利擁護と倫理の課題』、認知症ケア事例ジャーナル、Vol7(2)、2014 年、p161
- 6) 総務省『平成 24 年就業構造基本調査結果の概要』、2013 年、PP.72-73
- 7) 厚生労働省『平成 25 年度雇用均等基本調査の概況』、2014 年、p.18
- 8) 朝日新聞 平成 26 年 11 月 15 日朝刊『「拘束介護」立ち入り監査へ 都、行政処分を検討』
- 9) トム・キットウッド著／高橋誠一訳『認知症のパーソンセンタードケア 新しいケアの文化へ』 筒井書房、2005 年
- 10) イヴ・ジネスト、ロゼット・マレスコッティ著、本田美和子監修、辻谷真一郎訳『Humannitude』、トライアリスト東京、2014 年
- 11) 前掲書、p385
- 12) 本田美和子、イヴ・ジネスト、ロゼット・マレスコッティ『ユマニチュード入門』、医学書院、2014 年
- 13) NHK 取材班 望月健『ユマニチュード 認知症ケア最前線』、角川書店、2014 年、p156
- 14) 「精神看護」編集室『緊急企画 これがユマニチュードだ！開発者イヴ・ジネスト氏の講演録』、精神看護、Vol. 17(6)、2014 年、pp4 - 24
- 15) 「精神看護」編集室『特集 1 新しい認知症ケアメソッド「ユマニチュード」』、精神看護、Vol. 17(5)、2014 年、pp8-23
- 16) 林紗美『認知症高齢者の行動の中に、目的のないものは 1 つもありません』、精神看護、Vol. 17(5)、2014 年、pp27 - 30

あとがき

野津隆志

本年度の紀要は「平成 25 年度 人権に関する県民意識調査」をテーマにしている。本調査には「特に関心がある人権問題をあげてください」という質問項目があり、それに対する回答では、「インターネットによる人権侵害の問題」が 46.6% で最も高く、続いて「障害のある人に関する問題」(46.3%)、「高齢者に関する問題」(38.4%) の順になっている。以下、「働く人の権利に関する問題」(37.4%)、「子どもに関する問題」(37.0%) が 3 割台、「女性に関する問題」(29.7%) 「北朝鮮当局によって拉致された被害者に関する問題」(24.6%) が 2 割台で続いている。

どの課題もそれぞれ重要な人権課題であるが、本紀要では「県民意識調査」の結果の分析論文に加えて、県民に特に関心が高い 3 つのテーマ「インターネットによる人権侵害の問題」「障害のある人に関する問題」「高齢者に関する問題」についての論文を各委員に執筆していただいた。兵庫県が直面する人権課題について貴重な論考を提出していただいた各委員にお礼を申し上げたい。以下、簡単に各論文を紹介する。

鈴木、添田、藤原委員による「人権に関する県民意識調査結果の経年変化とクロス表から分析」は、今述べた県民意識調査の結果を詳しく記述している。兵庫県は今までに 4 回（平成 10 年、平成 15 年、平成 20 年、平成 25 年）にわたって調査を実施してきた。本論文は、そのうち、平成 15 年度と平成 20 年度に行った調査を、今回の平成 25 年度調査と比較することで、本県の人権意識の変化を分析している。

特に注目したい調査結果は「同和地区の人との結婚」を尋ねた項目である。質問で、相手の人が同和地区の人であっても「自分の意思を貫いて結婚する」と答えた割合は、H15 年：24.4%、H20 年 19.0%、H25 年 15.5% と減少している。また、「自分の意思を貫いて結婚する」という回答に「できるだけ理解を得て自分の意思を貫いて結婚する」との回答を加えた合計でも、H15 年 60.6%、H20 年 48.2%、H25 年 47.8% と減少している。さらに、本県では小中高の学校教育を通して人権教育に力を入れてきたにもかかわらず、世代別の比較で見ると、若い世代が「同和地区の人との結婚に肯定的である」とは言えないという憂慮すべき結果がでている。

こうした現状をふまえて、論文では県民の人権意識をいっそう養う必要性を指摘し、そのためには「絶対人権感覚」を豊かな感性を持つ幼児期から育成していくことが重要であると主張されている。

篠原委員による「ネット社会の問題と課題」は、近年急速に普及してきたインターネットなどの情報利用に伴う人権問題について具体的に紹介し、注意を促している。1987 年の携

帯電話が販売開始され、1990年代から一般家庭にパソコンが普及しはじめ、インターネットを利用したサービス（Yahoo!Japan など）が普及し始めるのが1996年頃である。このころに幼児期を過ごした今の若者は、情報機器、携帯電話、インターネットと共に成長した世代である。しかし、彼らは、幼児期からこうした機器に日々接しながら成長したにもかかわらず、いかに安全に、また人権に配慮して利用するかについてはほとんど教えられていないのが現状である。

論文では、YouTubeのような動画サイトの持つ危険性を指摘し、インターネットを通じた人権侵害を子ども期にもっと伝えなければ、被害者、加害者双方が増えてしまう危険性を警告している。また、情報インフラの整備とスマートフォンやタブレット端末の普及により、敷居の高かったSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）があらゆる世代にまで気軽に利用できる社会になっている。フェイスブック（Facebook）やツイッター（Twitter）をはじめとするSNS利用者が急増している。そのことにより、意図しない情報の拡散や誤解、トラブルが多数発生している。こうしたSNSの危険性と正しい使い方の教育の重要性が論文では主張されている。

石川委員による「発達障害の特性を理解する」は、発達障害を理解するための基本的な考え方や接し方を概説する論文である。発達障害の概念は今でも変化してきており、一言で定義づけるのが困難な概念である。日本では発達障害者支援法が2004年に制定され、ようやく発達障害へ社会的関心が向くようになった。しかし、その後も発達障害の診断基準は変化している。2012年のアメリカ精神医学会の診断基準では、「発達障害」という大項目の名称が「神経発達症（障害）」と変更された。また、自閉症を他の障害との連続体として捉える新しい基準として「自閉症スペクトラム」という概念が導入されたことが紹介されている。

論文では、こうした新しい医学的診断基準の詳しい解説をふまえて、自閉症スペクトラムの特性を情報処理過程の特性から具体的に説明している。それらは、視覚優位、細部への注目、二つ以上の情報を同時処理できない、パターンが決まったことが理解しやすいなどさまざまな特性を持っている。こうした自閉症スペクトラムの特性を理解することで、学校教師、保育士、親などがいかに発達障害児と接したらいいかを論文では具体的に説明している。

白井委員による「人権意識と認知症高齢者の介護」は認知症高齢者を取り巻く人権課題を論じている。日本は軽度認知障害も含めると65歳以上の4人に1人が認知症と推計され、世界有数の「認知症大国」であるという。そのため、認知症への国民の関心も高く、今回の人権意識調でも3番目に関心のある人権問題となっている。

しかし、認知症に対する正しい理解は進んでいない。そもそも、「認知症」という言葉は、2004年「痴呆に替わる用語に関する検討会（厚生労働省）」の報告書で提案されて以降、普及した呼び名で歴史が浅い。論文では、認知症の医学的特徴から、認知症介護の課題まで具

体的に説明されている。現在の日本では、配偶者や親の認知症介護のために、年間約 10 万人もの人が離職しているという憂慮すべき実態も指摘されている。

こうした実態をふまえ、論文では「ユマニチュード」という、高齢者との関係を築き、絆を深めるための新しい概念が紹介されている。「ユマニチュード」は、人の尊厳を大切にすることやひとり一人の自由を尊重することなどを柱としており、認知症者の人権を尊重するための重要な概念である。

研究推進委員会及び執筆者紹介（論文掲載順）

鈴木 正幸（すずき まさゆき） ※ 執筆者兼務

神戸大学 名誉教授

（比較教育史）

主著・論文等

主著 『これからの教育—「知る」から「分かる」へ』 六甲出版、2003

主著 『阪神・淡路大震災その時留学生は一神戸が好きになりました』 川島書店、1996

主著 『看護のための教育学—「知る」から「分かる」への教育』 メヂカルフレンド社、1993

編著 『甦る教師のために—教員研修・講習テキスト』 川島書店、2011

編著 『ボランティア学のはじまり—新しい街づくりを目指して』 六甲出版、1999

添田 晴雄（そえだ はるお） ※ 執筆者兼務

大阪市立大学大学院文学研究科 准教授

比較教育学

論文

「文字からみた学習文化の比較」、辻本雅史編著『身体・メディアと教育（論集 現代日本の教育史 7）』日本図書センター、109～140 頁、平成 26(2014) 年 5 月 25 日（「文字からみた学習文化の比較」石附実編著『近代日本の学校文化誌』思文閣出版、115～147 頁、平成 4 年 6 月 15 日、からの転載）。

「心の居場所となる学級づくり—所属集団から準拠集団へ」、『児童心理』2014 年 6 月号 No.986、金子書房、48～52 頁、平成 26(2014) 年 6 月 1 日。

「『体罰』総論—比較研究のために—」、日本比較教育学会『比較教育学研究』第 27 号、13～25 頁、平成 25(2013) 年 7 月 5 日。

ロイ・ロウ著／山崎洋子・添田晴雄監訳『進歩主義教育の終焉—イングランドの教師はいかに授業づくりの自由を失ったか—』知泉書館、全 333 頁、平成 25(2013) 年 6 月 20 日。

うち、第 7 章「新労働党と 1997 年以降のカリキュラム」221～279 頁、索引作成担当。

「自己学習力の育成—家庭学習で育てるもの」、『児童心理』2013 年 2 月号臨時増刊

No.963、金子書房、11～16頁、平成25(2013)年2月5日。

「教育文化研究」、日本比較教育学会編『比較教育学事典』東信堂、131～134頁、平成24(2012)年6月15日。

「比較文化的研究」、日本比較教育学会編『比較教育学事典』東信堂、326～327頁、平成24(2012)年6月15日。

「修学旅行」、日本比較教育学会編『比較教育学事典』東信堂、206頁、平成24(2012)年6月15日。

「体罰」、日本比較教育学会編『比較教育学事典』東信堂、259～260頁、平成24(2012)年6月15日。

「共生社会に生きる力を育む特別活動の推進」、『日本特別活動学会紀要』第20号、1～5頁、平成24(2012)年3月31日。

「持続可能な開発のための教育（ESD）」、鈴木正幸他編著『甦る教師のために—教員研修・講習テキスト—』川島書店、395～416頁、平成23(2011)年3月31日。

藤原 靖浩（ふじわら やすひろ） ※ 執筆者兼務

大阪市立大学教職課程履修カルテ担当 特任講師

（特別活動、生徒指導、社会教育）

主著・論文等

論文 「情報モラル教育に関する基礎的研究—高校生のSNS利用と「集団」づくり—」『関西教育学会年報』第38号2014

論文 「参画型ボランティア活動を活かした中学生の社会参画—特別活動で培った力を基盤にした取り組み—」『日本生涯教育学会論集・35』2014

論文 「「社会的な資質の育成」を目指した参画型ボランティア活動に関する研究」『個性化教育研究』第5号2013

論文 「地域活動を対象とした参画型ボランティア活動—学校教育を基盤にした共同体再生の取り組み—」『日本生涯教育学会論集・34』2013

論文 「LAC法を用いた学習相談に関する研究—学習塾におけるブリーフ・アプローチの事例を通して—」『日本生涯教育学会論集・32』2011

篠原嘉一（しのはら かいち） ※ 執筆者兼務

エヌ アイ ティ
N I T 情報技術推進ネットワーク（株）代表取締役
兵庫県情報セキュリティサポーター
兵庫県警察サイバー犯罪・サイバー攻撃対策アドバイザー
兵庫県消費生活専門家登録
ネット見守り隊特別監視員
大阪府教育委員会ネット対応アドバイザー

消費者庁・兵庫県・滋賀県他・テキスト執筆
消費者情報誌 連載中
消費者法ニュース 連載中
大学生協・安心ハンドブック執筆
滋賀県・子どもと学ぶネット社会 DVD 版監修

I T 関係事業者と w e b の有効利用を研究するため、情報技術推進ネットワークを開設。それまで行っていた子ども達へのカウンセリング経験から、心の傷も身体的な傷も携帯電話やネットが影響していることが多く、被害の現状を知らずにいる学校関係者や I T 事業者にも現状を伝えようと、兵庫県情報セキュリティサポーターとして、関係機関と連携し被害防止に尽力中。

石川 道子（いしかわ みちこ） ※執筆者兼務

武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 教授、博士（医学）

発達障害児・者への支援（医療・教育・福祉・心理の統合的アプローチ）、特別支援教育、障害児保育、療育など

著書

『特別支援教育 実践のコツ』 分担執筆 金子書房 2011 年
『発達障害・親子支援ハンドブック』 分担執筆 昭和堂 2013 年
『保育の心理学』 分担執筆 ミネルヴァ書房 2013 年編著書

論文（最近のもの）

「学習障害の概念、症候、診断基準」精神科治療学 29 巻 増刊号 2014 年

「発達障害のある人の子育て支援」 発達障害医学の進歩 25集 2014年

「自閉症スペクトラムのこだわり行動とその対応」 アスペハート 第31号 2012年

臼井 キミカ（うすい きみか） ※執筆者兼務

甲南女子大学看護リハビリテーション学部看護学科 教授

老年看護学（重度認知症高齢者ケアの質を向上させるための技術・研修プログラム開発、
高齢者虐待の要因・課題分析）

著書（共著）

『高齢者虐待に挑む 増補版－発見、介入、予防の視点－』中央法規 2006年

論文（高齢者虐待に関する最近のもの）

「医療依存度の高い高齢者の虐待予防」 高齢者虐待防止研究 Vol.9(1) pp.38～43 2013年

「都市部における高齢者虐待の被虐待者と養護者の実態と課題；個別事例調査」 高齢者虐待防止研究 Vol.10(1) pp.24～32 2014年

「事例からみた養護者支援の実態と課題；個別養護者支援の実態調査」 高齢者虐待防止研究 Vol.10(1) pp.33～40 2014年

「都市型自治体における高齢者虐待防止・早期発見のための行政サービスの実態と課題；行政調査」 高齢者虐待防止研究 Vol.10(1) pp.41～49 2014年

「施設入所者の虐待防止具体策～虐待が起こらない環境づくり～」 臨床老年看護 Vol.21(3) pp.65-72 2014年

学会発表（高齢者虐待に関する最近のもの）

「The relationship between solitary death and self-neglect of the aged in Japan(1)」 『The International Collaboration for community Health Nursing Research (ICCHNR) Conference 2013

University of Edinburgh』 2013年3月

「The relationship between solitary death and self-neglect of the aged in Japan(2)」 『The International Collaboration for community Health Nursing Research (ICCHNR) Conference 2013

University of Edinburgh』 2013年3月

「A study of comparing care workers working at elderly care facilities in Australia and Japan」 『The 20th World Congress of Gerontology and Geriatrics, Seoul 2013』 2013年6月

「Services for Elder Abuse Prevention and Early Detection in Urban Municipalities in Japan」『The Gerontological Society of America'67th Annual Scientific Meeting, Washington DC, November 2014』2014 年 11 月

「Elder Abuse in Japanese Metropolitan Cities : A Study of Abuser Traits」『The Gerontological Society of America'67th Annual Scientific Meeting, Washington DC, November 2014』2014 年 11 月

野津 隆志（のつ たかし） 委員長

兵庫県立大学経済学部国際経済学科 教授、博士（教育学）
比較教育学、教育人類学（アジアの子どもの教育と人権に関する研究）

著書

『国民の形成 - タイ東北小学校における国民文化形成のエスノグラフィー』明石書店
2005 年

『アメリカの教育支援ネットワーク』東信堂 2007 年

『タイにおける外国人児童の教育と人権－グローバル教育支援ネットワークの課題』ブックウェイ 2014 年

論文（最近のもの）

「新渡日外国人児童生徒への教育保障－兵庫における支援ネットワーク形成への課題－」
兵庫県人権啓発協会研究紀要 第 10 輯 2009 年

「タイにおけるニューカマーの学校就学と支援ネットワークに関する研究」科学研究
費研究成果中間報告書 2012 年

「学生の震災支援ボランティアによる学び」兵庫県立大学 商大論集 65 巻 第 1 号
2013 年

「東日本大震災支援のための学生ボランティア活動の課題－宮城大と兵庫県立大の事例より」
兵庫県立大学 商大論集 第 66 巻 第 1 号 2014 年

研究紀要第十六輯

平成 27 年 3 月発行

編 集

公益財団法人兵庫県人権啓発協会研究推進委員会

発 行

公益財団法人兵庫県人権啓発協会

神戸市中央区山本通 4 丁目 22 番 15 号

兵庫県立のじぎく会館内

TEL078 (242) 5355

印 刷

株式会社旭成社

神戸市中央区琴ノ緒町 1 丁目 5-9

TEL078 (222) 5800

